

2-318-1

環境影響評価書案に係る見解書

— 目黒清掃工場建替事業 —

平成 27 年 12 月

東京二十三区清掃一部事務組合

目 次

| | | |
|-------|---|----|
| 1 | 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 | 1 |
| 2 | 対象事業の名称及び種類 | 1 |
| 3 | 対象事業の内容の概略 | 1 |
| 3.1 | 事業の目的 | 1 |
| 3.2 | 事業の内容 | 2 |
| 3.2.1 | 位置及び区域 | 2 |
| 3.2.2 | 計画の内容 | 6 |
| 3.3 | 施工計画及び供用の計画 | 23 |
| 3.3.1 | 施工計画 | 23 |
| 3.3.2 | 供用計画 | 28 |
| 3.4 | 環境保全に関する計画等への配慮の内容 | 32 |
| 4 | 評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要 | 34 |
| 4.1 | 都民からの主な意見の概要と事業者の見解 | 34 |
| 4.1.1 | 大気汚染 | 34 |
| 4.1.2 | 悪臭 | 37 |
| 4.1.3 | 騒音・振動 | 38 |
| 4.1.4 | 自然との触れ合い活動の場 | 39 |
| 4.1.5 | 廃棄物 | 39 |
| 4.1.6 | 温室効果ガス | 40 |
| 4.1.7 | 予測・評価全般 | 41 |
| 4.2 | 事業段階関係区長からの主な意見の概要と事業者の見解 | 45 |
| 4.2.1 | 目黒区長からの主な意見の概要と事業者の見解 | 45 |
| 4.2.2 | 品川区長からの主な意見の概要と事業者の見解 | 50 |
| 5 | 事業段階関係地域 | 51 |
| 6 | 評価書案について提出された都民の意見書及び事業段階関係区長の意見並びにこれらについての事業者の見解 | 53 |
| 6.1 | 都民の意見書と事業者の見解 | 53 |
| 6.1.1 | 大気汚染 | 53 |
| 6.1.2 | 悪臭 | 56 |
| 6.1.3 | 騒音・振動 | 57 |
| 6.1.4 | 自然との触れ合い活動の場 | 58 |
| 6.1.5 | 廃棄物 | 58 |
| 6.1.6 | 温室効果ガス | 59 |
| 6.1.7 | 予測・評価全般 | 60 |
| 6.1.8 | その他 | 63 |
| 6.2 | 事業段階関係区長の意見と事業者の見解 | 80 |
| 6.2.1 | 目黒区長の意見と事業者の見解 | 80 |
| 6.2.2 | 品川区長の意見と事業者の見解 | 85 |
| 7 | その他 | 86 |
| 7.1 | 評価書案に係る見解書を作成した者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 | 86 |
| 7.2 | 評価書案に係る見解書を作成するに当たって参考とした資料の目録 | 86 |

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 : 東京二十三区清掃一部事務組合
 代表者 : 管理者 西川 太一郎
 所在地 : 東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号

2 対象事業の名称及び種類

事業の名称 : 目黒清掃工場建替事業
 事業の種類 : 廃棄物処理施設の設置

3 対象事業の内容の概略

目黒清掃工場建替事業（以下「本事業」という。）は、東京都目黒区三田二丁目19番43号に位置する既存の目黒清掃工場（平成2年度しゅん工、処理能力600トン/日）の建替えを行うものである。

対象事業の概略は、表3-1に示すとおりである。

表3-1 対象事業内容の概略

| | | |
|--------|--------------------------------|---|
| 所在地 | 東京都目黒区三田二丁目19番43号 | |
| 敷地面積 | 約29,000m ² | |
| 工事着工年度 | 平成29年度（予定） | |
| 工場稼働年度 | 平成34年度（予定） | |
| 処理能力 | 可燃ごみ 600トン/日 (300トン/日・炉×2基) | |
| 主な建築物等 | 工場棟 | 鉄骨鉄筋コンクリート造 (一部鉄筋コンクリート造、鉄骨造) 高さ：約24m |
| | 管理棟 | 鉄筋コンクリート造 高さ：約14m |
| | 煙突 | 外筒：鉄筋コンクリート造 内筒：ステンレス製 高さ：約150m |

3.1 事業の目的

東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という。）の「一般廃棄物処理基本計画（平成27年2月改定）」（以下「一廃計画」という。）では、循環型ごみ処理システムの推進に向け、効率的で安定した中間処理体制を確保するために、計画的な施設整備の推進を行うこととし、可燃ごみの全量焼却体制を維持しつつ、稼働年数の長い工場の建替えを進めることとしている。

本事業は、一廃計画に基づき、循環型ごみ処理システムを推進するための施設整備の一環として、目黒清掃工場を建て替えるものである。

3 対象事業の内容の概略

3.2 事業の内容

3.2.1 位置及び区域

対象事業の位置は図3.2.1-1及び図3.2.1-2に、対象事業の区域（以下「計画地」という。）は図3.2.1-3に示すとおりである。

計画地は、目黒区三田に位置しており、敷地面積約29,000m²の区域である。

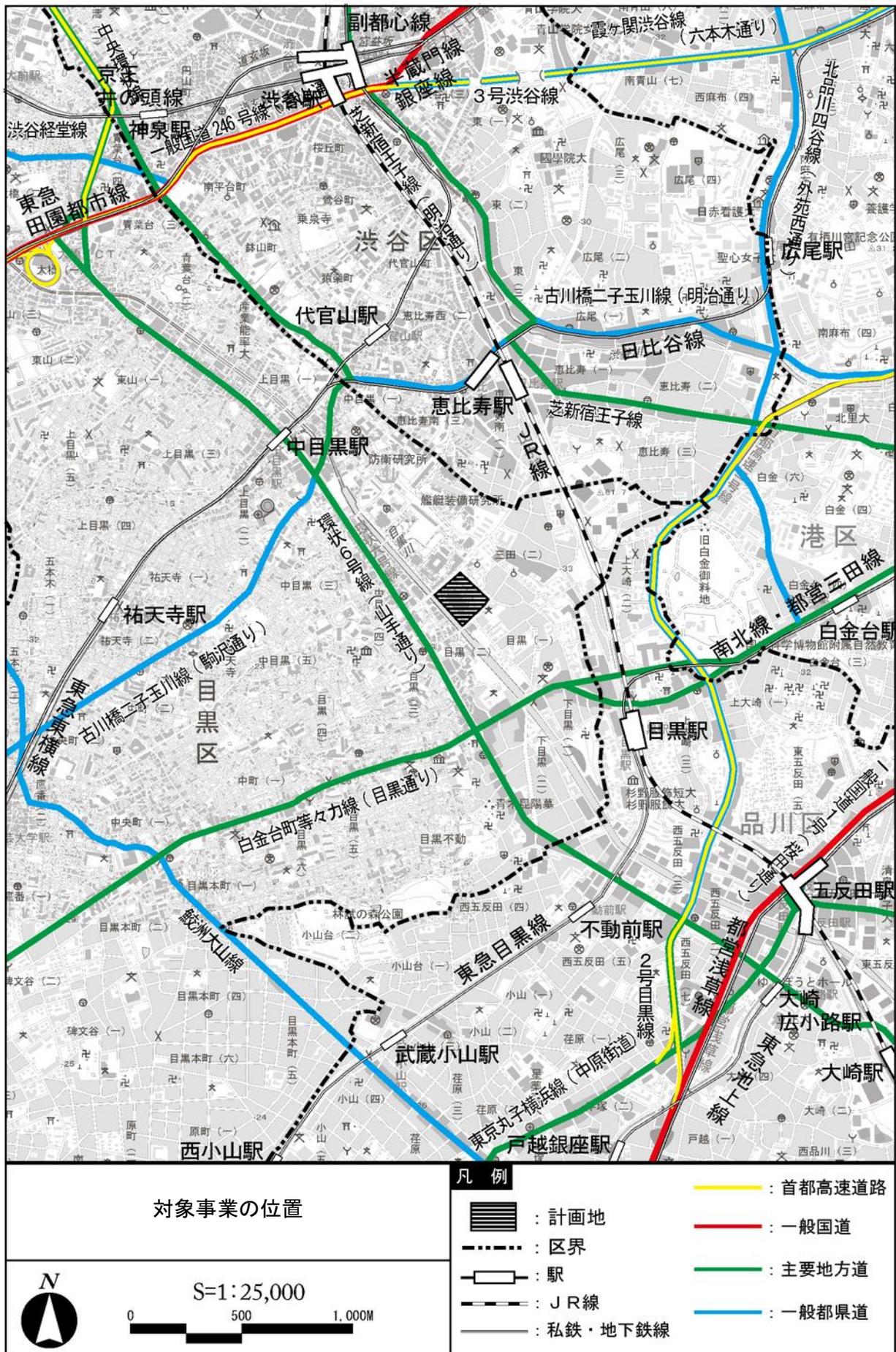


図 3. 2. 1-1 対象事業の位置

3.2.2 計画の内容

本事業は、既存の清掃工場を解体・撤去し、最新の設備を有する清掃工場に建て替えるものである。

建替え後の主な施設としては、工場棟、管理棟、附属施設及び煙突がある。

(1) 施設計画

既存及び建替え後の施設概要は、表 3.2.2-1 及び表 3.2.2-2 に示すとおりである。

既存の清掃工場は高さ約 27m であるが、新たに建設する工場棟は、東京都市計画高度地区(目黒区決定)の認定による特例を踏まえ高さ約 24m とする。

また、建替え後の煙突は、既存のものと同じ高さ約 150m とし、ステンレス製の内筒 2 本を鉄筋コンクリート製の外筒 1 本の中に収めるものとする。

なお、駐車場は 14 台(大型バス 2 台、車いす用 1 台を含む。)分を設ける。

表 3.2.2-1 既存及び建替え後の施設概要：構造等

| 施設区分 | | 既存 | 建替え後 |
|------|----|------------------------|----------------------------------|
| 工場棟 | 構造 | 鉄骨鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造) | 鉄骨鉄筋コンクリート造 (一部鉄筋コンクリート造、鉄骨造) |
| | 高さ | 約 27m | 約 24m |
| | 深さ | 約 10m | 約 20m |
| 管理棟 | 構造 | 鉄筋コンクリート造 | 鉄筋コンクリート造 |
| | 高さ | 約 14m | 約 14m |
| 附属施設 | | 計量棟、洗車棟ほか | 計量棟、洗車棟ほか |
| 煙突 | 構造 | 外筒：鉄筋コンクリート造 内筒：鋼製 | 外筒：鉄筋コンクリート造 内筒：ステンレス製 |
| | 高さ | 約 150m | 約 150m |

建築面積については、既存が約 8,500 m²、建替え後が約 11,250 m²となる。

表 3.2.2-2 既存及び建替え後の施設概要：建築面積

| 施設区分 | 既存 | 建替え後 |
|------|-----------------------|------------------------|
| 工場棟 | 約 7,200m ² | 約 9,700m ² |
| 管理棟 | 約 600m ² | 約 1,450m ² |
| 附属施設 | 約 700m ² | 約 100m ² |
| 合計面積 | 約 8,500m ² | 約 11,250m ² |

建替工事は平成 29 年度に着手し、同 34 年度に完了する予定である。建替事業の工程を表 3.2.2-3 に示す。

表 3.2.2-3 建替事業の工程

| 事業年度 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | 35 |
|---------------|----|----|----|----|------|----|----|----|----|----|----|
| 建替計画策定 | ■ | | | | | | | | | | |
| 環境影響評価 手続き | ■ | | | | | | | | | | |
| 解体前清掃 | | | | | ■ | | | | | | |
| 解体・建設工事 | | | | | ▼ 着工 | ■ | | | | | |

既存施設配置は図 3.2.2-1、施設計画は図 3.2.2-2、設備配置計画は図 3.2.2-3 に示すとおりである。また、建築物の計画立面は図 3.2.2-4 (1) 及び (2)、完成予想図は図 3.2.2-5 に示すとおりである。

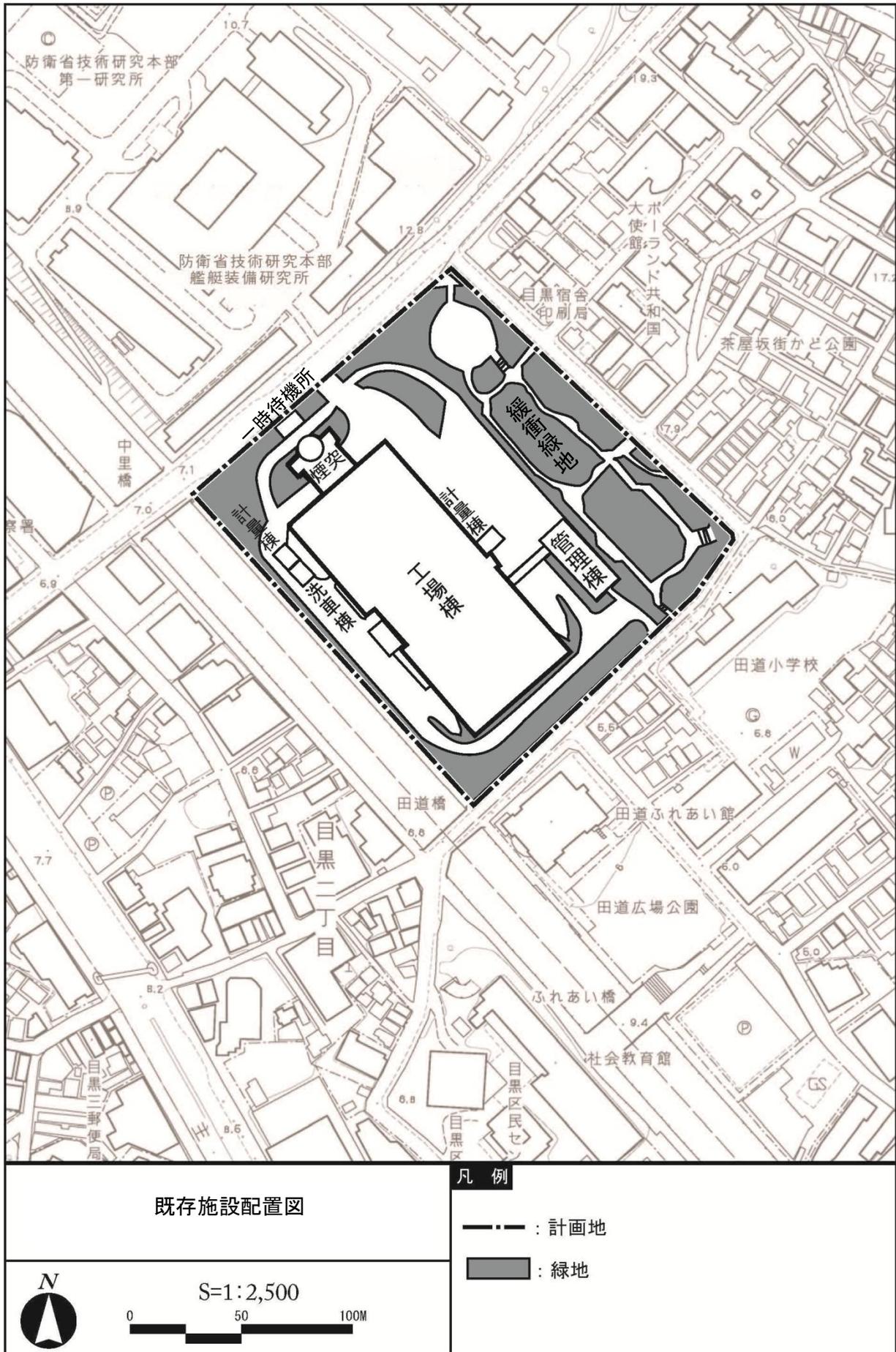
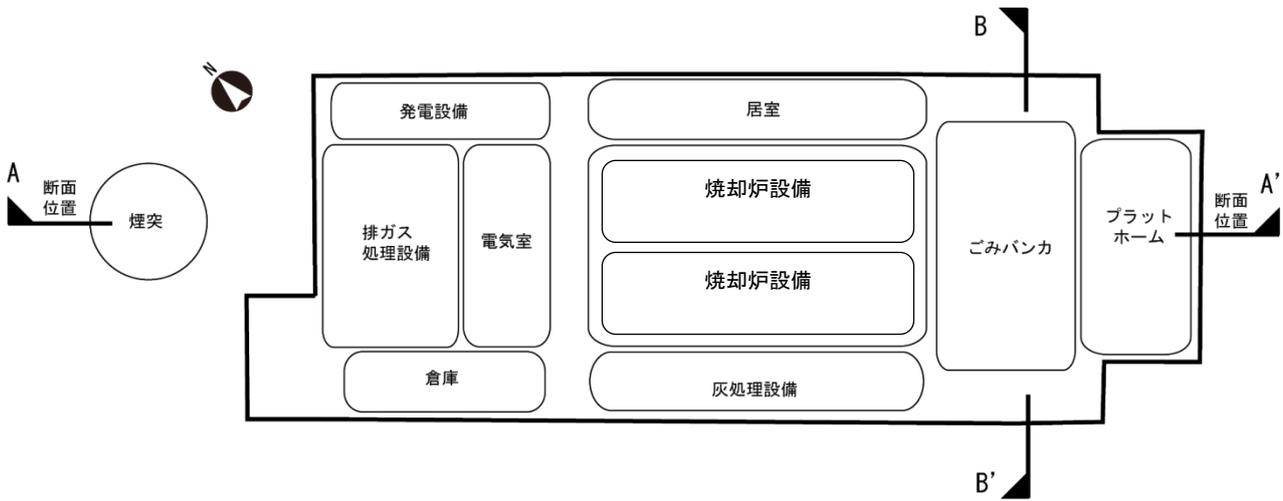
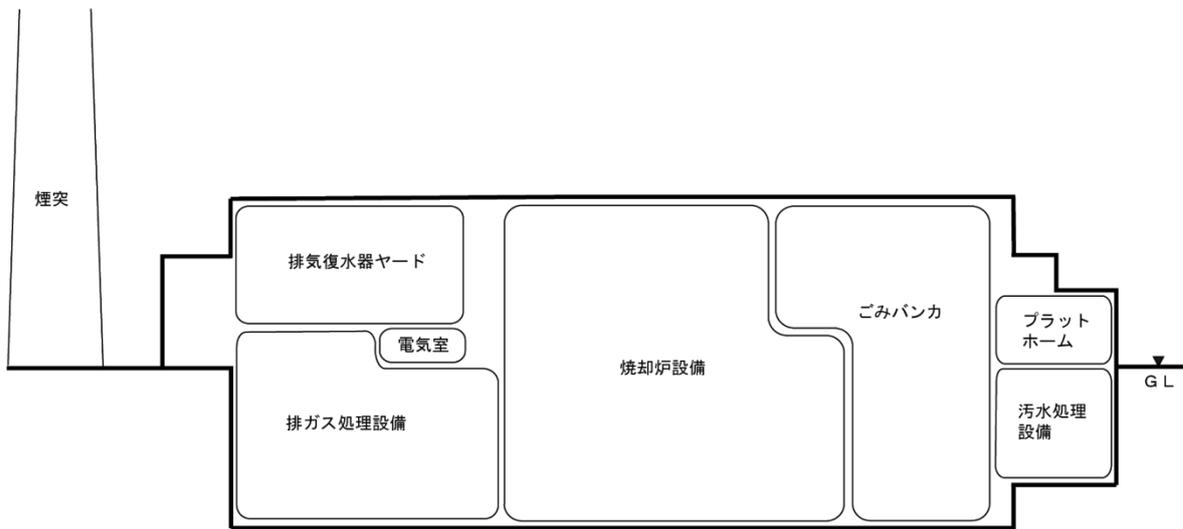


図 3.2.2-1 既存施設配置図

3 対象事業の内容の概略



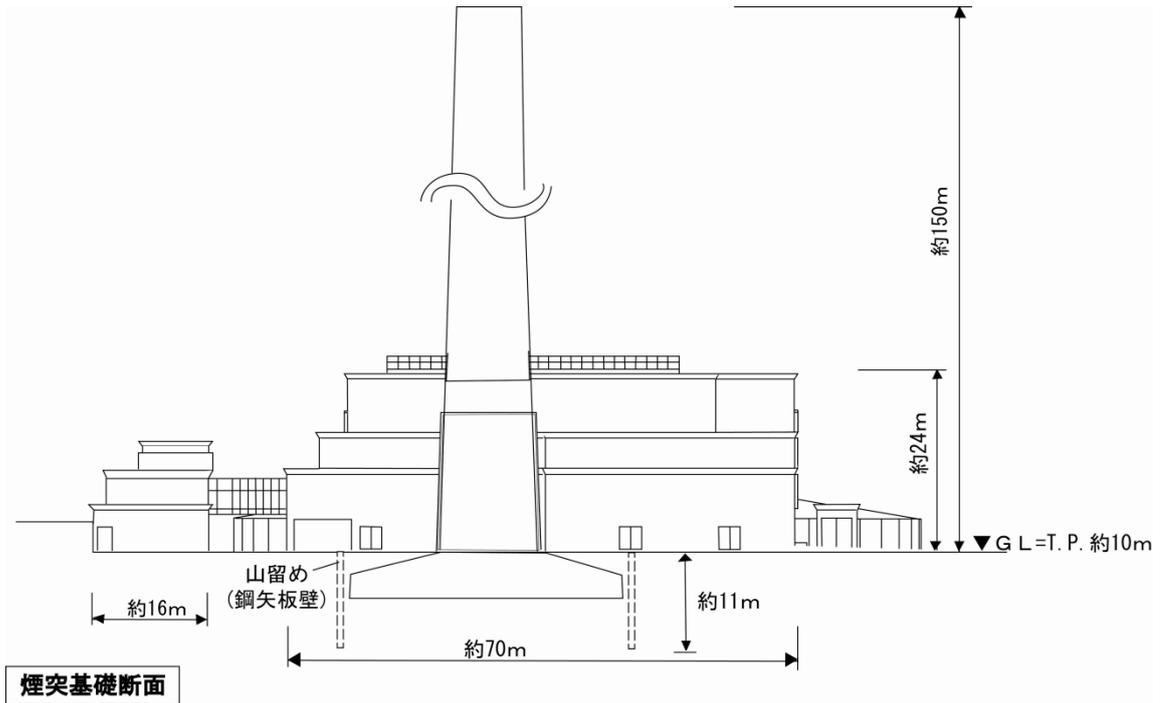
計画平面図



計画断面図 (A-A' 断面)

図 3.2.2-3 設備配置計画図

北西側立面図



南西側立面図

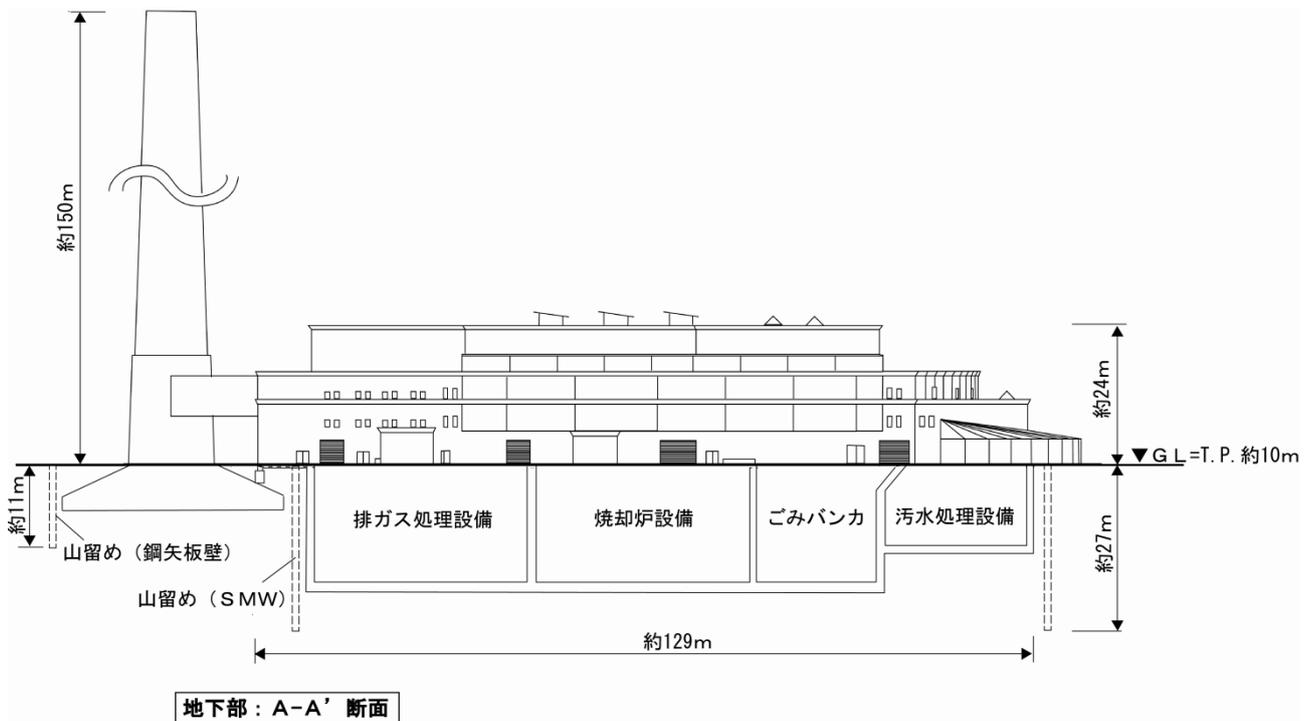


図 3.2.2-4(1) 計画立面図 (1)

3 対象事業の内容の概略

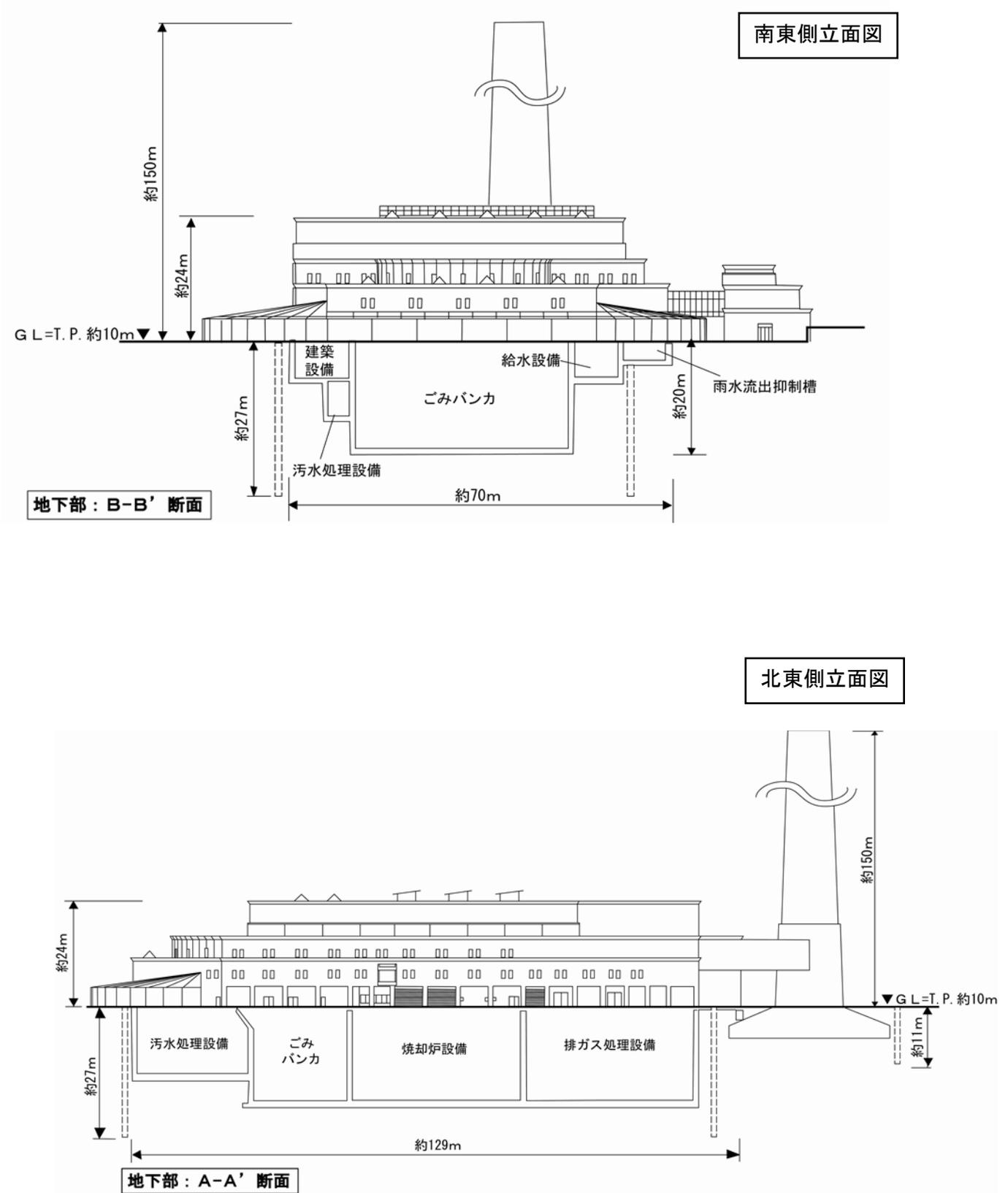


図 3.2.2-4(2) 計画立面図 (2)

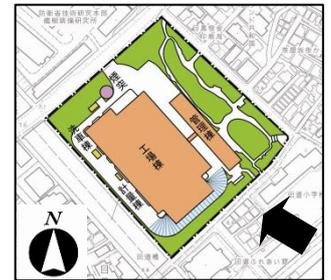


図 3.2.2-5 完成予想図（南東側）

(2) 設備計画

ア 設備概要

既存及び建替え後の各設備概要は、表 3.2.2-4 に示すとおりである。

表 3.2.2-4 設備概要（既存・建替え後）

| 項目 | | 既存 | 建替え後 |
|----------|-------|------------------------------|------------------------------|
| 施設規模 | | 600 トン/日 (300 トン/日・炉×2 基) | 600 トン/日 (300 トン/日・炉×2 基) |
| 処理能力 | | 600 トン/日 | 600 トン/日 |
| ごみ 処理 | 処理方式 | 全連続燃焼式火格子焼却炉 | 全連続燃焼式火格子焼却炉 |
| | 処理対象物 | 可燃ごみ | 可燃ごみ |
| 排ガス処理設備 | | ろ過式集じん器、洗煙設備、 触媒反応塔等 | ろ過式集じん器、洗煙設備、 触媒反応塔等 |
| 煙突 | | 外筒：鉄筋コンクリート造 内筒：鋼製 | 外筒：鉄筋コンクリート造 内筒：ステンレス製 |
| 運転計画 | | 1 日 24 時間の連続運転 | 1 日 24 時間の連続運転 |

イ 処理フロー

ごみを清掃工場に受け入れてから、灰として搬出するまでの清掃工場のプラント^{注1)}設備による全体処理フローを、図 3.2.2-6 及び図 3.2.2-7 に示す。

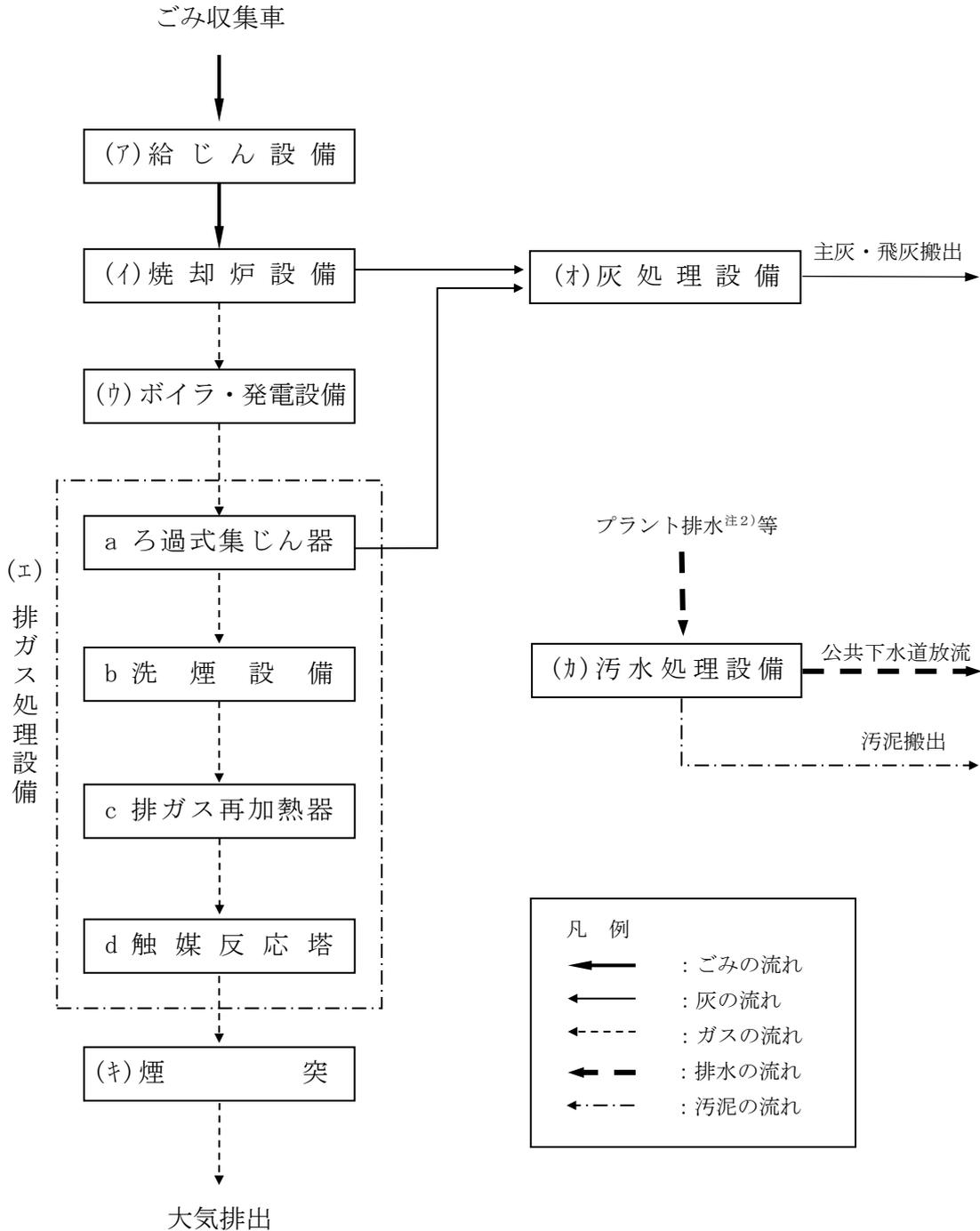


図 3.2.2-6 全体処理フロー

注 1) (ア)給じん設備から(キ)煙突までの設備の総称

注 2) 排ガス処理設備や灰処理設備等から発生する排水の総称(図 3.2.2-9 参照)

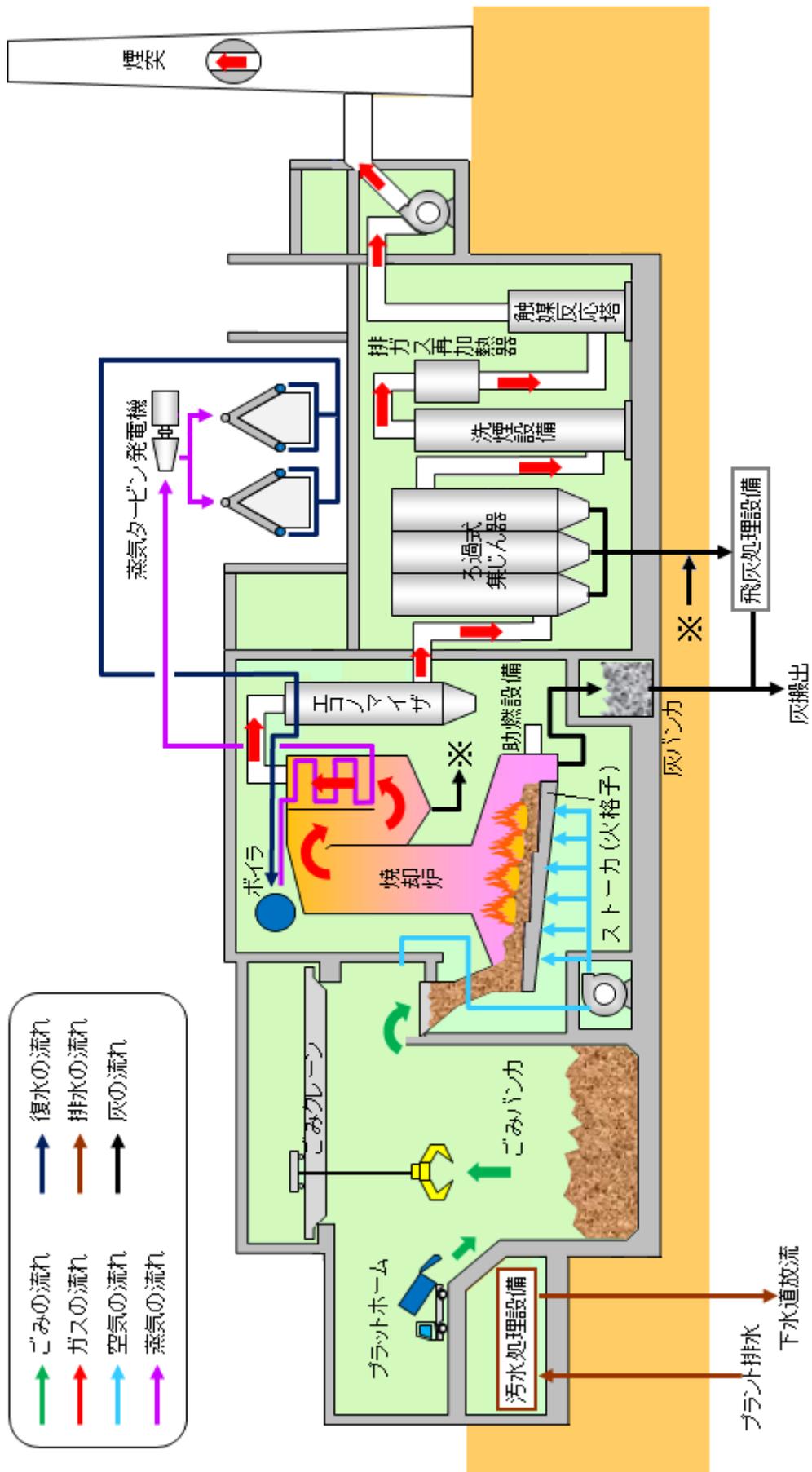


図 3.2.2-7 全体処理フロー (模式図)

ウ プラント設備の概略

プラント設備の概略は、以下に示すとおりである。

(ア) 給じん設備

ごみを清掃工場に受け入れて一時貯留するための設備(プラットホーム、ごみバンカ)と、焼却炉にごみを供給する設備(ごみクレーン等)で構成する。

ごみ収集車両によって搬入されたごみは、ごみ計量器で計量し、プラットホームからごみバンカへ投入する。ごみバンカは4日分以上のごみを貯留することができ、貯留したごみをクレーンで攪拌し、均質化した上で定量的に焼却炉に投入する。

ごみバンカ内の空気を燃焼用空気として強制的に焼却炉内に吸引することで、ごみバンカ内を常に負圧に保ち、外部に臭気が漏れないようにする。また、ごみバンカゲートやプラットホームの出入口扉及びエアカーテンで臭気の流出を防止する。

なお、臭気は焼却炉内において高温で熱分解し、脱臭する。

(イ) 焼却炉設備

焼却炉と、炉内の温度を昇温するためのバーナー等の助燃設備で構成する。均質化したごみをストーカ(火格子)上で、乾燥、燃焼、後燃焼を24時間連続して行う全連続焼却炉である。

燃焼ガス温度は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、800℃以上に維持し、ガスの滞留時間を2秒以上保つ。また、焼却炉から排出されるガス(排出ガス)の一酸化炭素濃度を適切に管理し、安定したごみの燃焼を行う。

(ウ) ボイラ・発電設備

ごみ焼却により発生する燃焼ガスの廃熱を、蒸気として回収し、所定の温度まで冷却する。回収した蒸気は、蒸気タービン発電機により発電に用いるほか、場内の給湯等で利用するとともに、近隣の公共施設の熱源として使用する。

また、エコノマイザ^{注)}では、ボイラに送る水の温度を上げるとともに、燃焼ガスの温度をさらに冷却する。

注) 燃焼ガスの廃熱を利用してボイラ給水を予熱する設備のことで、「節炭器」とも呼ばれる。

(I) 排ガス処理設備

焼却炉から発生する排出ガスの飛灰や有害物質を除去するための設備で、ろ過式集じん器（バグフィルタ）、洗煙設備、排ガス再加熱器及び触媒反応塔等で構成する。

a ろ過式集じん器（バグフィルタ）

排出ガス中のばいじん、ダイオキシン類及び重金属類を捕集するとともに、塩化水素及び硫黄酸化物を除去する。

b 洗煙設備

排出ガスを苛性ソーダ水溶液により洗浄し、塩化水素、硫黄酸化物を除去する。

また、水銀等の重金属との反応性に富む金属捕集剤（液体キレート）を添加することにより、水銀を除去する。

c 排ガス再加熱器

排出ガスを高温の蒸気により再加熱し、触媒反応塔での触媒反応の向上を図る。

なお、排出ガスの再加熱の結果、煙突出口での排出ガス中の水分による白煙も抑制される。

d 触媒反応塔

排出ガス中の窒素酸化物を、触媒の働きにより分解除去する。

(オ) 灰搬出設備

灰処理のフローを図 3.2.2-8 に示す。

焼却炉で焼却処理した際に発生する灰は、主灰^{注1)}と飛灰^{注2)}に分けられる。

灰処理設備では、主灰は湿潤化による飛散防止処理を行い、コンベヤで灰バンカへ移送する。また、ろ過式集じん器等で捕集された飛灰は、密閉構造のコンベヤにより飛灰貯留槽へ搬送し、重金属類の溶出を防止するための安定化処理として薬剤処理を行い固化物バンカへ移送する。

飛灰処理汚泥^{注3)}は、中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場へ搬出し、埋立処分する。主灰は埋立処分、または民間のセメント工場へ搬出しセメント原料化を図る。

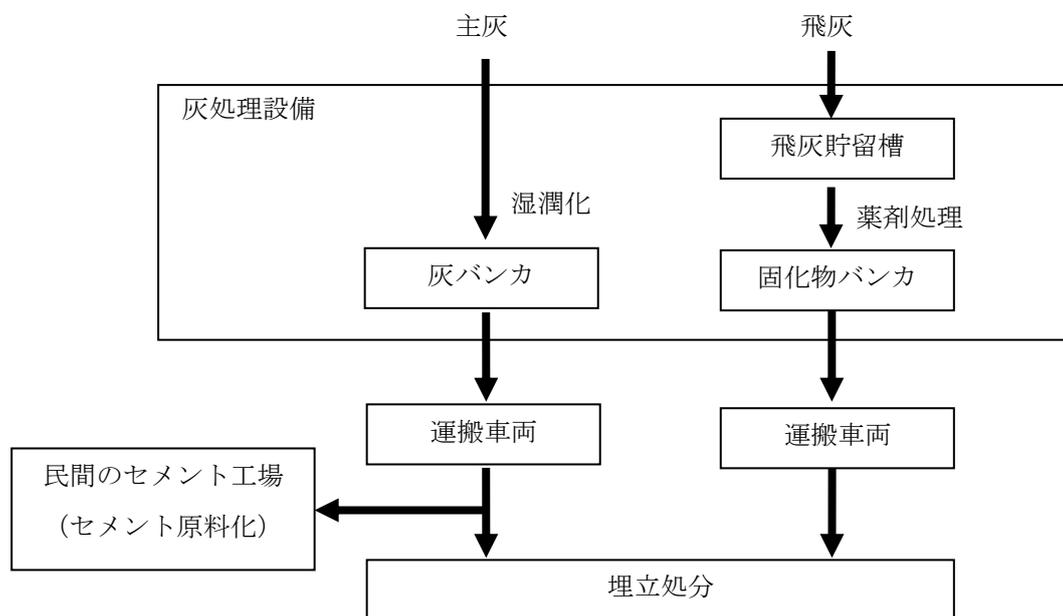


図 3.2.2-8 灰処理フロー

(カ) 汚水処理設備

洗煙汚水等の汚水中に含まれる重金属等を除去するための設備で、凝集沈殿ろ過方式により、下水道法及び東京都下水道条例による下水排除基準（ダイオキシン類含む。）に適合するように処理し、公共下水道へ放流する。また、処理過程で発生する脱水汚泥は、最終処分場で埋立処分する。

なお、脱水汚泥は、定期的にダイオキシン類等の測定を実施し、埋立基準等に適合していることを確認する。

注 1) 主灰とは、焼却炉の炉底部から搬出される「もえがら」をいう。

注 2) 飛灰とは、焼却炉の排出ガスに含まれる「ばいじん」がろ過式集じん器等で捕集されたものをいう。

注 3) 飛灰処理汚泥とは、飛灰を重金属等が溶出しないよう重金属固定剤等で処理したものをいう。

(キ) 煙突

鉄筋コンクリート造の外筒の中に、排出ガス等を通すステンレス製の内筒を設置する構造とする。

(3) エネルギー計画

建替え後の施設で使用するエネルギーとしては、電力及び都市ガスがある。それぞれの使用量は約2,957万kWh/年、約5万m³/年の計画である。

また、ごみ焼却により発生する熱エネルギーを利用して、発電や高温水による場外公共施設（田道ふれあい館）への熱供給等を行う。ごみ発電量は9,284万kWh/年、場外への熱供給量は5,325GJ/年の計画である。

なお、太陽光発電も行う計画であり、その計画値は6.5万kWh/年である。

(4) 給排水計画

ア 給水計画

本事業における給水は、上水道とする。

また、建物屋上に降った雨水は、雨水利用貯留槽に導いて構内道路散水等に利用する。

イ 排水計画

本事業で予定している排水処理フローは、図3.2.2-9に示すとおりである。

プラント排水等は、汚水処理設備において、凝集沈殿ろ過方式により、重金属類、ダイオキシン類等を下水排除基準に適合するように処理後、公共下水道に放流する。

汚水処理設備では、各処理段階でpHを常時監視するほか、巡回点検により汚水の処理状況を確認する。pH等の異常が認められた場合は、公共下水道への放流を直ちに停止するとともに、汚水槽に返送し再処理する。また、異常の原因を確認し、正常復帰するまで放流は行わない。

構内道路等に降った雨水のうち、初期雨水を汚水処理設備へ送り、処理後、公共下水道へ放流する。初期雨水以外の雨水は、雨水貯留施設に貯留した後、公共下水道へ放流する。

また、建物屋上に降った雨水は、雨水利用貯留槽に導いて構内道路散水等に利用し、余剰分は、雨水貯留施設に貯留した後、公共下水道に放流する。

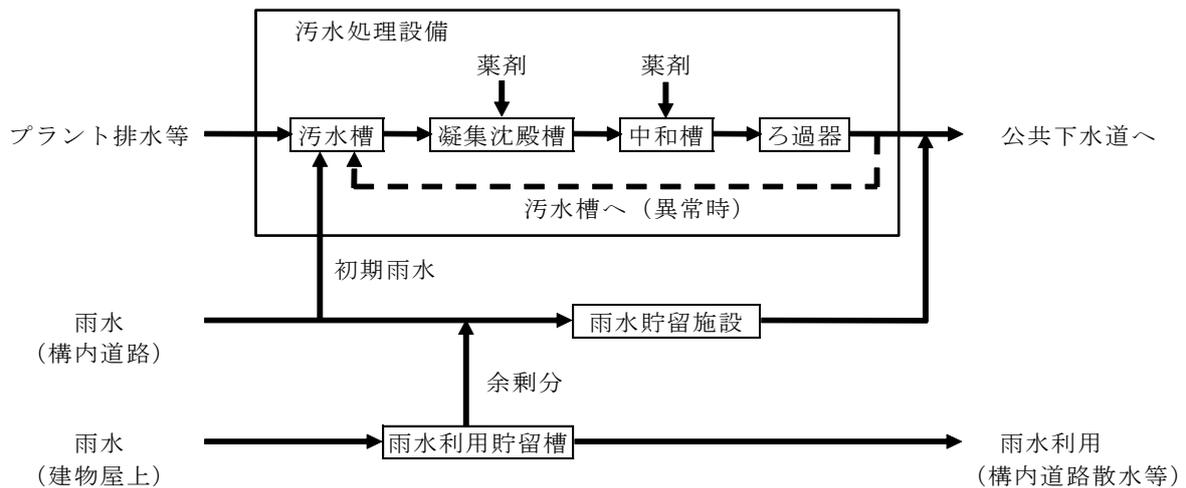


図 3. 2. 2-9 排水処理フロー

(5) 緑化計画

建替え後の施設では、既存施設と同様に計画地内北東側の緩衝緑地及び敷地境界部に緑を配置する。

また、新たに屋上緑化及び壁面緑化を積極的に行い、「東京における自然の保護と回復に関する条例」及び「目黒区みどりの条例」の基準を遵守するとともに、「東京都環境基本計画」及び「目黒区環境基本計画」の趣旨を十分に勘案し、可能な限りの緑化に努める。

計画地の緑化にあたっては、既存樹木を可能な限り保全するとともに、高木や中・低木等を適切に組み合わせた植栽を行い、目黒川沿いの緑の軸との調和、地域住民の憩いの場として活用される緑地の形成を目指す。

なお、「東京における自然の保護と回復に関する条例」及び「目黒区みどりの条例」に基づき、建設工事の着手に先立ち行う緑化計画書等の届出においては、緑地の位置、緑化面積、樹木の種類及び高さ並びに本数等について東京都及び目黒区と協議（事前相談）を行う。緑化が完了したときは、緑化完了書等の提出により報告する。

必要緑地面積及び計画緑地面積は、表3.2.2-5に示すとおりである。また、必要緑地面積等の算定については、表3.2.2-6に示すとおりである。

表 3.2.2-5 必要緑地面積及び計画緑地面積

| 条例・基準等 | 必要緑地面積(m ²) | 計画緑地面積(m ²) |
|---------------------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 東京における自然の保護と回復に関する条例 緑化計画書制度(地上部) | 4,628以上 | 10,310 |
| 東京における自然の保護と回復に関する条例 緑化計画書制度(建築物上) | 2,388以上 | 6,850 |
| 目黒区みどりの条例 (敷地) | 5,951以上 | 10,310 |
| 目黒区みどりの条例 (建築物) | 2,388以上 | 5,700 |
| 東京都環境確保条例 建築物環境配慮指針(評価基準の段階2) | 5,951以上 | 17,160 |
| 東京都環境確保条例 建築物環境配慮指針(評価基準の段階3) | 8,926以上 | 17,160 |

表 3.2.2-6 必要緑地面積等の算定

| 条例・基準等 | 対象 | 算定式 ^{注1)} | 必要緑地面積等(m ²) |
|--------------------------------------|-----------------------|---|--------------------------|
| 東京における自然の保護と回復に関する条例 「緑化計画書制度」 | 地上部 | (敷地面積－建築面積)×0.25 | 4,628 |
| | | $(29,752 - 11,240) \times 0.25 = 4,628\text{m}^2$ | |
| | 建築物上 (屋上・壁面・ベランダ等) | 屋上の面積×0.25 | 2,388 |
| | | $9,550 \times 0.25 = 2,387.5\text{m}^2$ | |
| 目黒区みどりの条例 | 敷地 | 敷地面積×0.2 | 5,951 |
| | | $29,752 \times 0.2 = 5,950.4\text{m}^2$ | |
| | 建築物 (屋上) | 屋上の面積×0.25 | 2,388 |
| | | $9,550 \times 0.25 = 2,387.5\text{m}^2$ | |
| 東京都環境確保条例 建築物環境配慮指針 (評価基準の段階2) | 地上部及び建築物上 | 敷地面積×0.2＝総緑化面積 | 5,951 |
| | | $29,752 \times 0.2 = 5,950.4\text{m}^2$ | |
| 東京都環境確保条例 建築物環境配慮指針 (評価基準の段階3) | 地上部及び建築物上 | 敷地面積×0.3＝総緑化面積 | 8,926 |
| | | $29,752 \times 0.3 = 8,925.6\text{m}^2$ | |

注1) 緑地面積の算定に必要となる諸元は、敷地面積：約29,752m²、建築面積：約11,240m²、屋上面積：約9,550m²である。

(6) 廃棄物の処理計画

施設の稼働に伴い排出される廃棄物には、主灰、飛灰及び脱水汚泥がある。

飛灰は重金属類の溶出を防止する安定化処理として薬剤処理を行い、飛灰処理汚泥とする。飛灰処理汚泥及び脱水汚泥は、最終処分場で埋立処分する。主灰は、埋立処分又は民間のセメント工場へ搬出し、セメント原料化を図る。

また、埋立処分するにあたり、埋立基準等に適合していることを確認するため、ダイオキシン類等の測定を実施する。

(7) 環境マネジメントシステムの導入

既存施設では、平成11年9月に環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証を取得した。この中で、環境関連法令等を遵守すること、環境目的・目標を設定して継続的改善に努めること、省資源・省エネルギーの推進に努めること等を環境方針として掲げ、目標達成に向けての活動を進めている。

建替え後の施設でも、同様に環境マネジメントシステムを導入していく予定である。

3.3 施工計画及び供用の計画

3.3.1 施工計画

(1) 工事工程の概要

工事は平成29年度に着手し、工事期間は69か月を予定している。工事工程を表3.3.1-1に示す。

なお、原則として、作業時間については午前8時から午後6時まで、作業日は日曜日及び祝日を除く日とする。

表 3.3.1-1 工事工程（予定）

| 年度 主要工程 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 |
|---------------|---|----|----|--|---|---|
| 準備工事 | ▼ 着工  | | | | | |
| 解体工事・ 土工事 |  | | | | | |
| く体・ プラント工事 | | | |  | | |
| 外構工事 | | | | |  | |
| 試運転 | | | | | |  |

(2) 工事の概要

工事の主な工種とその概要は、以下のとおりである。

なお、本事業に先立ち既存施設の稼働停止後に、ごみバンカ、焼却炉設備及び灰処理設備等の清掃を十分行い、ごみ及び灰等の除去を行う。

ア 準備工事

清掃工場の建替工事にあたり、工事作業区域の周辺に仮囲いの設置や資材置き場等の場内整備等を行う。

イ 解体工事・土工事

(7) 焼却炉設備等解体

焼却炉設備等の解体工事にあたっては、「労働安全衛生規則」及び「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」(平成13年4月厚生労働省労働基準局長通達)に基づき、次のような措置を講じて、労働者の安全を確保するとともに、周辺環境へ十分配慮して適切に行っていく。

- ①解体作業の計画の事前届出
- ②作業場所の空気中のダイオキシン類濃度の測定及びサンプリング
- ③適切な保護具(エアラインマスク、密閉式防護服等)の使用
- ④ダイオキシン類を含む灰等飛散しやすいものの湿潤化
- ⑤解体作業実施前の設備内部付着物の除去
- ⑥汚染物拡散防止のための仮設の壁やビニールシート等による作業場所の分離
- ⑦汚染空気のチャコールフィルター等による適切な処理
- ⑧解体廃棄物等の法令に基づく適正処理

既存煙突は、外筒と内筒により構成されており、外筒の中に焼却炉ごとの排出ガスの通り道である内筒が2本ある。この解体方法について、外筒を残したまま内筒を解体し、その後外筒を解体する。この解体作業にあたっては、工程ごとに適切な養生等を行い、粉じんの飛散や騒音・振動の低減に努める。

また、「廃棄物焼却施設の廃止又は解体に伴うダイオキシン類による汚染防止対策要綱」(平成14年11月東京都環境局)に基づき、解体工事期間中に敷地境界における大気の状態を確認するため、ダイオキシン類等の測定を実施する。

(1) 建築物等解体

建築物の解体は油圧破碎機等を使用し、既存の建築物や煙突等を全て解体する。解体にあたっては、工場棟建屋全体を覆う全覆いテント等を設置し、焼却炉設備等と建築物等を同時に解体する。また、テント等の内側の壁面には防音パネルを設置するとともに、テント等の内部換気用に負圧集じん器を設置し、粉じんの飛散防止や騒音防止対策等を図る。

なお、アスベストについては、飛散のおそれのある吹付け材等として使用されていないことは確認済みであるが、解体前に非飛散性アスベストの調査を行い、その使用が確認された場合は、「建築物の解体等に係るアスベスト飛散防止対策マニュアル」（平成 21 年東京都）に基づき、適切に処理する。

(ウ) 土工事

地下部分の解体・掘削に先立ち、止水性に優れたソイルセメント柱列壁（SMW）等による山留めを行う。

なお、山留め壁を支える支保工は、切梁又は地盤アンカー工法により支持する。

掘削工事は、バックホウ及びクラムシェル等を用い、山留め壁で囲まれた部分の掘削を行う。また、掘削工事とあわせて、既存建築物地下部の解体や杭の撤去を行う。

ウ く体・プラント工事

(7) 基礎・地下く体工事

掘削工事完了後、杭等の地業工事を行ったうえ、地下部分の鉄筋コンクリート構造体を構築する。

(イ) 地上く体・仕上工事

鉄骨工事は、クローラクレーン、タワークレーン等を用いて行う。鉄筋コンクリート工事は、基礎・地下く体工事が終了した部分から順次施工する。仕上工事は、く体工事を完了した部分より順次施工する。

なお、仕上工事の内外装塗装にあたっては、低 VOC 塗料を使用する。

(ウ) プラント工事

く体工事を完了した部分より順次施工する。プラント設備の搬入はトラック等で行い、組立と据付はクローラクレーン等を用いて行う。

エ 外構工事

外構工事としては構内道路工事及び植栽工事等があり、く体工事がほぼ終了した時点から施工する。

(3) 建設機械及び工事用車両

ア 建設機械

工事の進捗に応じ、表 3.3.1-2 に示す建設機械を順次使用する。

なお、建設機械については、最新の排出ガス対策型建設機械及び低騒音型・低振動型建設機械を極力使用する。

表 3.3.1-2 工種別建設機械（工事用車両を除く。）

| 主要工程 | 主な作業 | 主な建設機械 | | | | | | | | | |
|---------------|--|--------|----------|----------|-----|--------|-------------|-------|-----------|------------|--------|
| | | バックホウ | クローラクレーン | トラッククレーン | 発電機 | 油圧式破砕機 | ジャイアントブレイカー | 多軸掘削機 | アースドリル杭打機 | コンクリートポンプ車 | クラムシエル |
| 準備工事 | 工事用仮囲い設置 仮設ハウス設置 | ○ | | ○ | | | | | | | |
| 解体工事・ 土工事 | 既存建築物解体 プラント解体 煙突解体 山留め (SMW) 地下解体 掘削 | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ |
| く体・ プラント工事 | コンクリート打設 組立・建込・据付 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | ○ | |
| 外構工事 | 構内道路工事 植栽工事等 | ○ | ○ | ○ | | | | | | ○ | |

イ 工事用車両

工事用車両の主な走行ルートは、図 3.3.1-1 に示すとおりである。また、工事用車両台数は、ピークが工事開始後 38~40 か月目で、一日あたり大型車 299 台、小型車 1 台を予定している。

なお、工事用車両については、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「東京都環境確保条例」という）他、九都県市（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）が指定する低公害車を極力使用する。

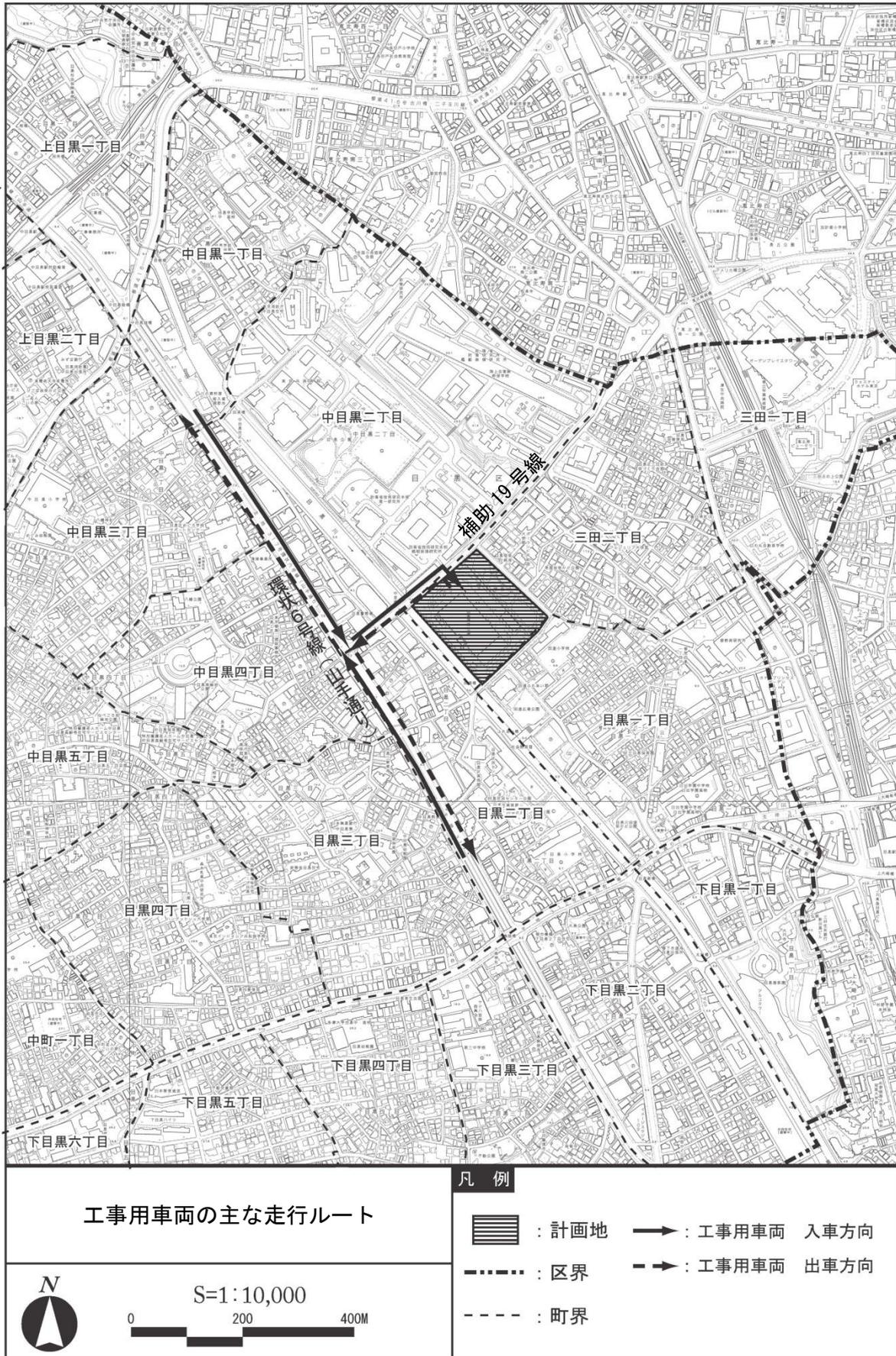


図 3.3.1-1 工事用車両の主な走行ルート

3.3.2 供用計画

(1) ごみ収集車両等計画

ア 運搬計画

(ア) ごみ等の運搬

目黒区から発生するごみを主体とし、周辺区からも搬入する。

施設稼働に伴い発生する飛灰処理汚泥は、中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場へ搬出し、埋立処分する。主灰は、埋立処分又は民間のセメント工場へ搬出し、セメント原料化を図る。

(イ) 搬出入日時

ごみ等の搬出入は、原則として月曜日から土曜日までのおおむね8時から17時までとする。

(ウ) 走行ルート

ごみ収集車両の主な走行ルート及び灰等運搬車両の主な走行ルートについては、現状と同じとし、図 3.3.2-1 及び図 3.3.2-2 に示すとおりである。

(イ) ごみ収集車両等台数

建替え後におけるごみ収集車両等の台数は、定格処理能力である 600 トン/日稼働の時、ごみ収集車両 649 台/日、灰等運搬車両 15 台/日、合計 664 台/日と予測される（ごみ収集車両は、既存目黒清掃工場の実績において、平均積載量で換算した年平均台数である。）。

(オ) 時間帯別予測台数

将来のごみ収集車両、灰等運搬車両の時間帯別予測台数は表 3.3.2-1 に示すとおりである。

表 3.3.2-1 時間帯別予測台数

単位：台

| 時間帯 \ 車両 | ごみ収集車両 | 灰等運搬車両 | 合計 |
|-------------|--------|--------|-----|
| 8:00～ 9:00 | 92 | 1 | 93 |
| 9:00～10:00 | 143 | 6 | 149 |
| 10:00～11:00 | 135 | 1 | 136 |
| 11:00～12:00 | 64 | 1 | 65 |
| 12:00～13:00 | 27 | 0 | 27 |
| 13:00～14:00 | 89 | 6 | 95 |
| 14:00～15:00 | 91 | 0 | 91 |
| 15:00～16:00 | 8 | 0 | 8 |
| 16:00～17:00 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 649 | 15 | 664 |

注) 既存施設実績より推定

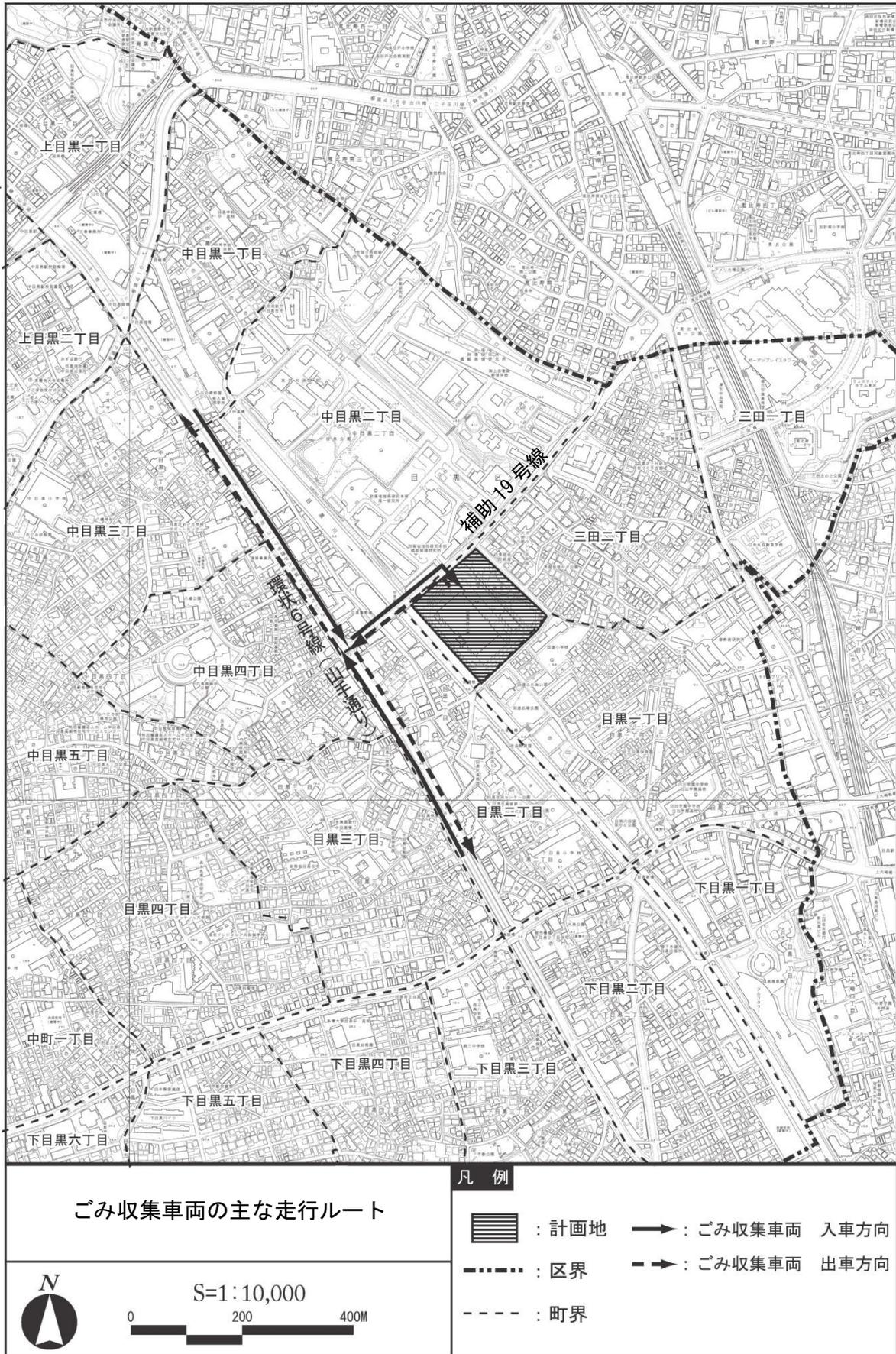


図 3.3.2-1 ごみ収集車両の主な走行ルート

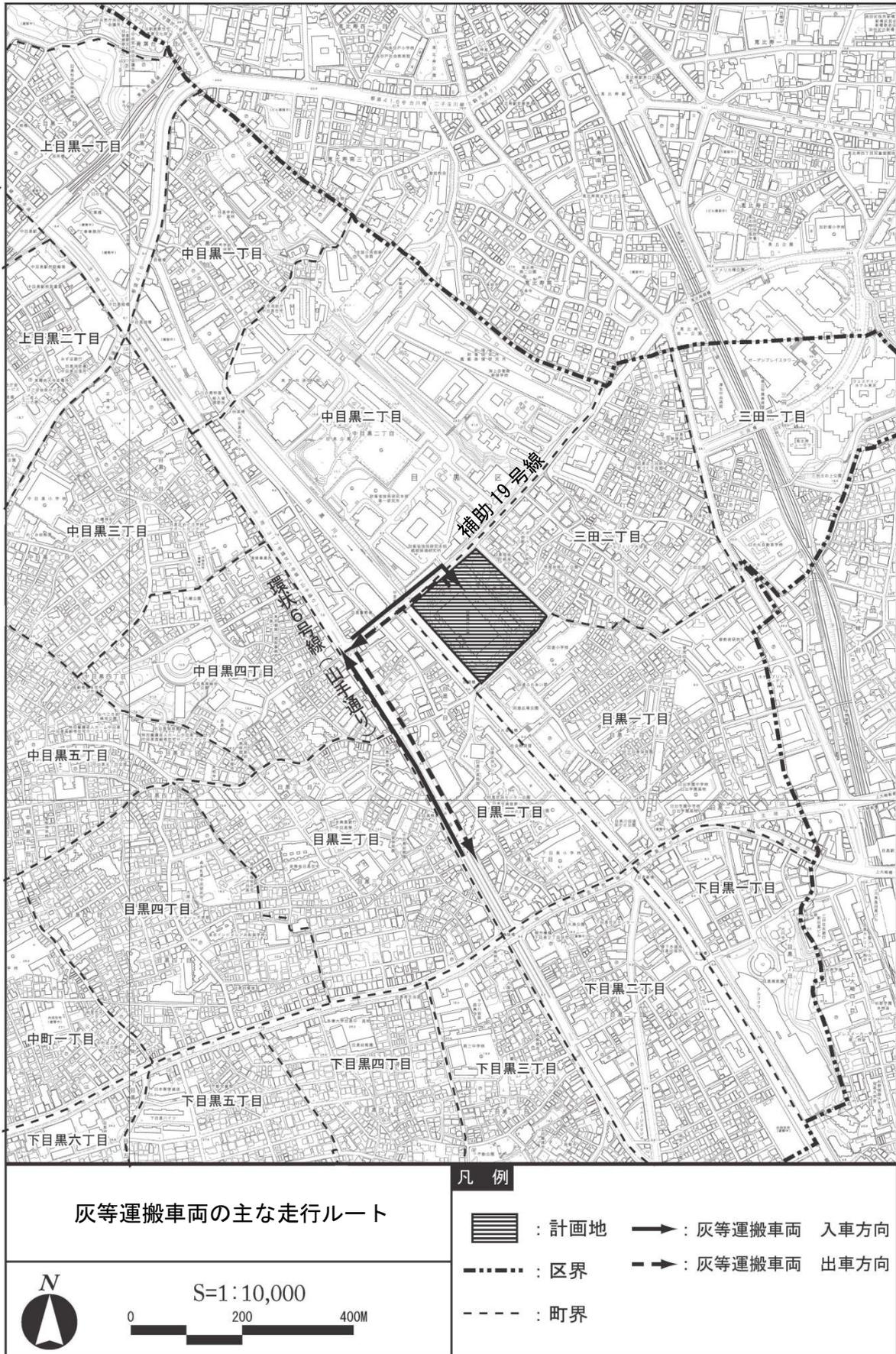


図 3.3.2-2 灰等運搬車両の主な走行ルート

(2) 施設の監視制御

建替え後の施設では、プラントの運転に必要な情報を収集・管理し、施設の監視制御を24時間連続して行う。主な監視制御内容は、以下のとおりである。

- ① 焼却炉では、ごみ供給量及び各箇所での燃焼空気量等を調整することによって、燃焼温度や一酸化炭素濃度を適正に保ち、ごみの安定的な燃焼を行う。
- ② ろ過式集じん器（バグフィルタ）により、ばいじんを除去する。また、ろ過式集じん器（バグフィルタ）の差圧を監視し、適切な機能を確認する。
- ③ 洗煙設備における苛性ソーダ水溶液の量や触媒反応塔のアンモニアの吹き込み量等を制御して、排出ガス中の塩化水素、硫黄酸化物及び窒素酸化物等を除去することにより、清掃一組の自己規制値を遵守する。
- ④ 汚水処理設備のpHをモニタリングし、pH調整用薬剤や凝集剤等の添加量を調整することによって排水中の重金属等を除去し、下水排除基準を遵守する。

(3) ダイオキシン類対策

ア 焼却処理

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、燃焼室中の燃焼ガス温度を800℃以上に保ち、2秒以上滞留することでダイオキシン類の発生を抑制する。

さらに、安定燃焼を図るため、一酸化炭素濃度を基準値以下に制御する等、燃焼管理を行う。

イ 排ガス処理

ろ過式集じん器（バグフィルタ）入口の排ガス温度を、200℃以下に下げることにより、排出ガス中のダイオキシン類の生成を防止する。

また、ろ過式集じん器（バグフィルタ）によって、ばいじんを捕集するとともにダイオキシン類を除去する。さらに、触媒反応塔では触媒反応によりダイオキシン類を分解除去することで、煙突出口でのダイオキシン類濃度を「ダイオキシン類対策特別措置法」に定める排出基準値（0.1ng-TEQ/m³N^{注1}）以下にする。

ウ 汚水対策

汚水処理設備では凝集沈殿及びろ過処理を行うことにより、排水中の重金属類及び粒子状物質を除去する。ダイオキシン類は、水にほとんど溶けず、粒子状物質に付着しているため、この過程で排水中からほとんど除去される。最終的に排水中のダイオキシン類濃度を「下水排除基準」に定める排除基準値（10 pg-TEQ/L^{注2}）以下とし、公共下水道へ放流する。

注1) TEQとは、ダイオキシン類の量をダイオキシン類の中で最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンに毒性等価換算したものである。また、1ng（ナノグラム）は10億分の1gである。

注2) 1pg（ピコグラム）は1兆分の1gである。

(4) 廃棄物の処分

施設の稼働に伴い発生する廃棄物には、ごみ焼却による主灰及び飛灰並びに汚水処理による脱水汚泥がある。

飛灰については重金属類の溶出を防止する安定化处理として薬剤処理を行い、飛灰処理汚泥とする。飛灰処理汚泥及び脱水汚泥は、最終処分場で埋立処分する。主灰は、埋立処分又は民間のセメント工場へ搬出し、セメント原料化を図る。

また、埋立処分するにあたり、埋立基準等に適合していることを確認するため、ダイオキシン類等の測定を実施する。

3.4 環境保全に関する計画等への配慮の内容

本事業に関連する計画には、「東京都環境基本計画」、「東京都長期ビジョン」、「目黒区基本構想」、「目黒区基本計画」等があり、これらの計画に基づいて環境への配慮を行う。また、清掃一組による主な環境保全に関する配慮内容は以下のとおりである。

(1) 環境負荷の低減

ア 環境保全対策

清掃一組では、可燃ごみを確実に焼却処理することにより区民の衛生環境を維持・向上するよう努めている。また、ごみを焼却処理する過程で発生する有害な物質を燃焼管理により抑制し、削減・無害化して環境負荷を可能な限り低減していく。このため、焼却炉と公害防止設備の管理を最適に行う等、大気汚染防止対策、水質汚濁防止対策、悪臭防止対策、騒音・振動防止対策等の環境保全対策を推進し、あわせて定期的に測定データについてホームページ等を通じ公表していく。

イ 環境マネジメントシステムの活用

清掃工場の操業にあたり、ごみ処理による環境への影響を自主的に管理し、省資源・省エネルギーを含めた環境負荷の低減を継続的に行っていくための環境マネジメントシステム ISO14001 を導入していく。

(2) 地球温暖化防止対策

ア 熱エネルギーの一層の有効利用

化石燃料の使用量を減らし、地球温暖化防止に寄与するため、清掃工場の建替えにあたって、発電効率の向上を図る等、一層のエネルギー回収を進めていく。

イ 地球温暖化防止対策への適切な対応

地球温暖化防止対策の推進に関する法律等、地球温暖化対策関連の法令に基づき、温室効果ガス排出量の報告や規制を遵守していく。

(3) その他の環境への取組

ア 緑化

構内緑化の拡大に加えて清掃工場建物の屋上や壁面を利用し緑化を進め、地面や建物への蓄熱の抑制、冷房負荷の低減に努める。

イ 自然エネルギーの有効活用

屋上、壁面等を活用して太陽光発電パネルを設置し自然エネルギーの有効活用による発電に努める。また雨水の一部は構内道路散水等に利用していく。

4 評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

評価書案について提出された都民の意見書及び事業段階関係区長の意見の件数は、表 4-1 のとおりである。

表 4-1 意見等の件数

| 意見等 | 件数 |
|-------------|----|
| 都民の意見書 | 10 |
| 事業段階関係区長の意見 | 2 |
| 合計 | 12 |

4.1 都民からの主な意見の概要と事業者の見解

都民からの主な意見の概要及びそれらについての事業者の見解は、以下に示すとおりである。

4.1.1 大気汚染

| 都民の意見 | 事業者の見解 |
|--|---|
| <p>環境影響評価条例に基づく技術指針が東日本大震災、原発事故、昨今の気象変動に対応していないため、アスベスト、放射性物質が調査項目にないが、実際は現工場排ガスから検出されているので、これらの予測評価を追加すべきである。</p> <p>また、工場建設地周辺の一般環境大気測定局で調査されていて、表7-3-20 (107ページ)にその結果が明記されているにも関わらず、PM2.5と光化学オキシダントが予測評価の対象になっていない。環境基準が全く達成されていないPM2.5については予測法が確立していないので、との説明があったが、同じく環境基準が全く達成されていない(表7.3-25 (116ページ) 光化学オキシダントを調査対象事項にしない理由を明記すべきである。</p> <p>また、すべての予測・評価がスポット測定によっているが、24時間という住民の生活時間に合わせた連続測定値で評価すべきである。</p> | <p>平成23年7月から測定を実施している排出ガス中の放射性物質の測定結果は全て不検出となっています。また、アスベストについては排出ガス測定で検出されたことがありますが、清掃工場に対するアスベストの排出基準値はなく、アスベストを取り扱う施設を規制対象にした排出基準値と比較しても小さい値です。</p> <p>このため、予測・評価項目として選定する必要はないと考えています。</p> <p>光化学オキシダントについては、評価書案61ページに記載したとおり、大気中における生成過程等が明らかでない反応二次生成物質であり、現在の知見では、本事業から排出される物質量と大気中での反応生成量との関連を予測する方法が確立されていないため、予測・評価項目として選定しておりません。</p> <p>また、大気汚染に係る各項目については、一般環境大気測定局の過去3年間の測定データと、2週間の調査を四季にわたって実施する現地調査の結果をもとに予測・評価を行っています。いずれも24時間連続の測定です。</p> |

| 都民の意見 | 事業者の見解 |
|--|---|
| <p>現工場に係る環境影響評価予測（1984年実施）では、各大気汚染物質の「最大濃度着地点」は、品川区立伊藤中学付近で、排出ガスは拡散するから地元への影響は少ないという当時の事業者の答弁にある程度納得した経過がある。しかし評価書案239ページ以下に図示されている「最大濃度着地点」はいずれも工場敷地からわずか1キロしか離れていないが、その理由と対策を明記すべきである。</p> | <p>現目黒清掃工場に係る環境影響評価での予測結果に比べ、本事業では煙突排出ガスの最大着地濃度地点はより近くなりました。これは、現工場建設時に比べ、風速が遅くなったことや周辺建物の高層化などが理由と考えられます。</p> <p>予測濃度が最大となる地点までの距離は近くなりましたが、予測濃度の最大値は、二酸化硫黄が0.015ppmから0.001ppmに減少するなど、すべての項目で低減しています。</p> <p>現工場及び本事業のいずれの環境影響評価においても、予測濃度は元々大気中に存在する有害物質の濃度がほとんどを占め、煙突から排出するガスによる影響は小さいものとなっています。</p> <p>施設の稼働後については、現工場よりも厳しい自己規制値を設定し遵守することで、環境への影響をさらに低減するよう努めます。</p> |
| <p>ダイオキシン類は主にごみ焼却施設が発生源とされるが、表8.1-52(1)にある煙突排出ガス影響濃度に比べてバックグラウンド濃度が極めて高い理由と、年間総排出量を明記すること。</p> | <p>表8.1-52(1)に示すバックグラウンド濃度0.027pg-TEQ/m³は、計画地周辺の一般環境大気測定局測定結果の平均値であり、平成26年度の東京都調査による都内全域の環境大気中のダイオキシン類調査結果の年平均値0.014～0.038pg-TEQ/m³と同程度です。</p> <p>予測では排出ガス中のダイオキシン類濃度を法規制値である0.1 ng-TEQ/ m³Nとして算出していますが、ダイオキシン類の予測結果に占める煙突排出ガスの寄与率は最大でも0.72%です。また、現工場の排出ガス中のダイオキシン類濃度測定結果は0.0000023 ng-TEQ/ m³N（平成26年度平均値）であり、実際の排出量はさらに少なくなると予想されます。</p> <p>なお、現工場から大気中に排出されたダイオキシン類の年間総量は、化学物質排出移動量届出制度において報告し、公表されています。平成26年度の実績では0.0023mg-TEQ/年となっています。</p> |
| <p>工事の施行中の大気汚染の数値が高すぎます。予測濃度0.047ppmは、私達が毎年はかっている駒沢通り、山の手通りの0.03ppmより高く、すぐ近くに田道小学校があることを考えると大変不安です。環境基準0.06にするのも小学校を前にしての工事としたら、いかなもののでしょうか。</p> | <p>人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで積極的に維持されることが望ましい目標として環境基準が定められています。一般環境大気中において二酸化窒素の環境基準が達成されているかどうかの判断基準は、1年間に得られた1日平均値のうち、最も高い濃度に相当する日平均値の年間98%値（低い値から数えて98目にあたる値）が0.06ppm以下であるかどうかとされています。</p> <p>環状6号線（山手通り）における工事用車両の走行による二酸化窒素の予測濃度は、年</p> |

4.1 都民からの主な意見の概要と事業者の見解

| 都民の意見 | 事業者の見解 |
|--|--|
| | <p>平均値では0.026ppmとしていますが、環境への影響を評価するための評価指標を環境基準としていることから、この年平均値を環境基準の達成判断基準に基づいて、日平均値の年間98%値に相当する濃度として換算した値が0.047ppmとなったものです。</p> <p>したがって、常にこの濃度となるという意味ではありません。</p> <p>また、環状6号線を走行する車両のほとんどは一般車両であり、この地点で本事業の工事用車両が道路沿道大気の大気汚染物質濃度に与える影響の寄与率は0.9%と小さいものとなっています。</p> <p>なお、工事中は、九都県市が指定する低公害車の使用やアイドリングストップの励行など環境保全の措置を実施することにより、環境負荷の低減に努めます。</p> |
| <p>ばいじんなどの濃度や量について表記があるが、温度はどうであろう。数字を出せないものか？工場そのものが高温を出し、近隣住民は工場という熱いものを腹に抱えているようなものである。時によっては臭気を伴う高温が煙突から排出されることは受任限度を超えることになる。さらに言えば煙突の高さは記述されているが、太さについては従来より細いものになってしかるべきであるがどうであろう、答えてほしいものである。</p> <p>今回の工場の高性能度からすると高パワーだけに、周辺気温や煙突からの排出物の温度を高めることにならないか。煙突から排出されるものの想定最高温度を明記すべきである。</p> | <p>評価書案27ページに記載したとおり、煙突排出ガスの温度は、190℃の条件で予測しています。煙突排出ガスは上昇しながら拡散し、周りの空気により冷却されることから、周辺気温に大きな影響を与えることはありません。</p> <p>また、ごみから発生する臭気は高温で燃焼することにより分解されます。</p> <p>なお、煙突についてはコンクリート製の外筒と、内部に排出ガスが通る内筒がありますが、外筒についてはメンテナンス用のエレベータを設置することなどにより、煙突上部における太さは、現工場の直径約7.7～7.9mに対して新工場では約8.5mと計画しています。</p> |
| <p>工事着工前に目黒川筋両岸、246号道路沿道での排気ガス量、有毒ガス量、粉じん等の調査をより精密、正確に測定する必要ありと私は考えるが如何。</p> <p>要するに30年前の新築時と今とでは値が悪くなっているのではと心配。</p> | <p>道路沿道大気については、工事用車両やごみ収集車両等の走行による影響を予測するため、これらの車両の走行ルートに沿道である環状6号線及び補助19号線において、工事着工前の現況を調査しました。</p> <p>調査は1週間にわたり、車両から排出される代表的な有害物質である浮遊粒子状物質及び二酸化窒素についてJIS(日本工業規格)に基づいて実施しています。</p> <p>目黒川の両岸を通過して工事用車両やごみ収集車両等が目黒清掃工場へ走行することはなく、また、計画地から2km以上離れた246号道路では、本事業に係る車両の影響は少ないため、改めて現地での調査を行う必要はないと考えます。</p> <p>なお、現況調査において、246号道路周辺の大気汚染常時監視測定局のデータを調査</p> |

| 都民の意見 | 事業者の見解 |
|--|--|
| <p>それぞれの項目で、予測濃度は、環境基準等を「下回っている」、事業による影響は「少ない」ということではあるが、周辺の、一般環境大気測定局における微小粒子状物質（PM2.5）、浮遊粒子状物質（SPM）、光化学オキシダント（Ox）などは、環境基準を達成できていない地点も多い。ごみの焼却による影響は、寄与率は少ないといわれているが、それらの発生源であることには違いないので、よりいっそうの環境負荷の低減を目指してほしい。それは建替工事中のみならず、工事完了後も同様である。そのためには、23区と連携して、ごみの減量、総処理量の低減などの目標を立てて、よりいっそうの環境負荷の低減に向けて取り組む必要があると思う。</p> <p>また、工事完了後の、水銀対策など、清掃工場煙突出口での監視も重要であるが、23区と連携して、入口対策をしっかりと取り組んでほしい。例えば、現状の、蛍光管や乾電池（輸入品も多いので）など水銀含む廃棄物を、「不燃ごみ」扱いではなく、「有害ごみ」などとして、23区共通したルール等で、清掃工場や不燃ごみ処理施設へ入れない仕組みづくりなど。</p> | <p>しており、二酸化窒素等の現在の値は、約30年前と比較して低くなっています。</p> <p>工事の施行中については、最新の排出ガス対策型の建設機械を使用するとともに、同時に多数の建設機械が稼働しないように配慮した作業計画を立てるなど、環境影響をさらに低減するよう努めます。</p> <p>また、工事の完了後については、煙突排出ガスの自己規制値を現工場よりも厳しい値で設定しており、この新しい自己規制値を遵守し、環境影響をさらに低減するよう努めます。</p> <p>なお、安定的かつ効率的な全量中間処理体制を確保するため、処理不適物の搬入を防止し、適正搬入を促進する取組として、引き続き23区と連携しながら搬入物検査を実施します。</p> |

4.1.2 悪臭

| 都民の意見 | 事業者の見解 |
|---|--|
| <p>現在も搬入車両による悪臭に悩まされていることから、工場敷地外（特に清掃車が集中する中里橋周辺）の臭気についても、搬入車両の影響を予測・評価すること。</p> | <p>ごみ収集車両は密閉式の構造であり、また、清掃工場から退出する前には洗車を行うなど、臭気の影響を防止しているため、工場敷地外におけるごみ収集車両の予測を行う必要はないと考えています。これらの臭気の防止措置を引き続き行い、環境負荷の低減に努めます。</p> <p>なお、ごみ収集車両が走行している状況において工場敷地周囲の現況調査を実施しましたが、その結果はプラットホームの風下側を含む敷地境界5地点で臭気指数10未満でした。これは悪臭防止法で定める敷地境界における規制基準である臭気指数12を下回っています。</p> |

4.1.3 騒音・振動

| 都民の意見 | 事業者の見解 |
|---|---|
| <p>現工場の「第77回運営協議会」で公表された調査結果では稼働時、停止時の騒音は、田道小学校際の地点で協定基準値（45デシベル）を僅かに上回っている（49～53デシベル）が、振動については協定基準値（55デシベル）をはるかに下回っている（29～34デシベル）。つまり児童及び周辺住民は工場稼働による振動の影響は全く受けていない日常だが、解体・建設工事にともない、騒音79デシベル（同運営協議会資料「騒音のめやす」によれば、80デシベルは地下鉄の車内（窓を開けた時）、振動は現況の2倍以上の影響（51～59デシベル）を受けることになるにも拘わらず、大規模工事対象の「勧告基準」を下回るから「環境への影響は少ない」という評価は全くの詭弁である。「影響は甚大であるが、出来るかぎり軽減に努める」とし、工事時間の調整など具体的な措置を明示すべきである。</p> | <p>予測は、最も多くの建設機械が稼働している時期を対象としており、工事の施行中の騒音は、く体・プラント工事の50か月目、振動は解体・土工事の33か月目で予測しています。</p> <p>したがって、工事期間中に予測した値の騒音・振動が継続して発生するということではありません。</p> <p>工事の施行にあたっては、環境保全の措置として、建設機械自体も低騒音・低振動型を取り入れ、なるべく建設機械の配置を1か所で集中稼働させずに分散させることや同時稼働を極力避けるとともに、工事用車両の搬出入は特定の時間に集中させないように配慮します。</p> <p>環境保全の措置については、本環境影響評価書案に明示しており、環境保全の措置を実施することにより、環境負荷の低減に努めます。</p> |
| <p>騒音、振動に関しても、施行中の予測値59dBも大いに不安です。</p> <p>この近年、地震等で私達大人さえ、振動に大変神経質になっています。まして、学童にとって、長期にわたる工事振動は、よい環境とはいいがたく、59dBという勧告基準により近い数値が何年もつづくのは、いかがなものでしょうか。</p> <p>この数字（勧告基準）は何をもとにしているのか、よくわかりませんが、この基準内のはずの工事を3日間つづけて行われただけで、私どもは大変ストレスしました。（水道工事でしたが）その体感からも、田道小学校の学童のストレスは、大いに想像できます。工事をもっと小規模なものにすべきです。小さな目黒の地域にみあった小さな地域になじんだ清掃工場を切に要望いたします。</p> | <p>予測は、最も多くの建設機械が稼働している時期を対象としています。</p> <p>したがって、工事期間中に予測した値の騒音・振動が継続して発生するということではありません。</p> <p>工事の施行にあたっては、環境保全の措置として、建設機械自体も低騒音・低振動型を取り入れ、なるべく建設機械の配置を1か所で集中稼働させずに分散させることや同時稼働を極力避けるとともに、工事用車両の搬出入は特定の時間に集中させないように配慮します。</p> <p>また、騒音・振動を常時測定する装置を設置し、その表示板は近隣の小学校や周辺住民から見やすい仮囲いの外に設置するとともに、常に測定値を監視し、基準を超えないように周辺に配慮します。</p> |
| <p>隣に小学校があるということで、騒音、交通など学校への影響が少ないことを望みます。</p> | <p>なお、当組合の職員が工事現場に常駐し、近隣の小学校や周辺住民等からの苦情等に対しては真摯に対応します。</p> |
| <p>工事用車両は多いところで一日600台、ごみ収集車両等は1,300台になる。</p> <p>評価書案8.3.1によれば、工事用車両の走行による騒音の予測値が山手通の南側（目黒2丁目13）で、ごみ収集車両等の走行による騒音が山手通の同じ場所と工場入口付近（三田2丁目19-43）とで、環境基準を上回っている。（p.348-49.工事施行中の二酸化窒素の濃度でも、かろうじて環境基準を下回る程度</p> | <p>一般車両を含めた走行車両全体に対するごみ収集車両等の走行割合は、山手通りの南側のC地点は1%程度、補助19号線のA地点では12%程度であり、一般車両による影響が大きいものとなっており、本事業の実施により車両の集中を著しく招くことにはならないと考えています。</p> <p>しかし、騒音において環境基準を上回る結果となっていることを踏まえ、新工場では補</p> |

| 都民の意見 | 事業者の見解 |
|---|--|
| <p>である:p. 270)。いずれも現況調査の結果がすでに環境基準を上回っていて、予測結果は現況と同様なので「本事業による影響は少ない」というが、これは、そもそも車による公害があるところに、さらに車両の集中を招くような公共事業をする結果にほかならない。</p> <p>このような地域に大規模施設をもつてくることは環境保全の精神に相容れない可能性がある。</p> | <p>助19号線付近の騒音を軽減するため、ごみ収集車両等の一時待機所を敷地境界付近から工場寄りにするとともに周辺地盤より低くし、道路側に防音壁を設置することや、工場敷地内のごみ収集車両等の走行に際しては速度制限を設ける等、騒音防止対策を検討します。また、補助19号線の渋滞を緩和する方策等道路騒音低減対策について道路管理者や交通管理者等と協議を行っていきます。</p> |

4.1.4 自然との触れ合い活動の場

| 都民の意見 | 事業者の見解 |
|--|---|
| <p>概要21ページと22ページを比較すると歴然と分かるが、前述した建物面積が増加するため、緑地側にせり出し緑地帯は減少すると予想できる。あたかも緑に覆われた工場かのようにイメージ写真を載せ、高熱を発生し実質規模を広げ大量消却を裏づけるようで恐ろしい。まさにこの図は欺瞞といえる。近隣住民を欺くものではないのか。緑地面積はどの程度減少するのか問題である。「地域にとけこむ」基本コンセプトは絵空事に見える。</p> | <p>新工場では、現状と同様に敷地北東側の緩衝緑地や敷地周囲の緑地を維持するとともに、周辺環境との調和や地球温暖化対策として工場棟の屋上や壁面にも緑化を施す計画としています。</p> <p>新工場の地上部の緑化面積は現工場と同程度の面積を確保し、更に屋上・壁面の緑化を合わせることで現工場の約1.7倍の緑化面積を計画しています。また、既存樹木を可能な限り保全するとともに、目黒川沿いの緑の軸との調和や、緩衝緑地を今後も開放し、地域住民の憩いの場として活用される緑地の形成に努めます。</p> <p>なお、工事中においても、可能な限り緩衝緑地の利用について配慮します。</p> |

4.1.5 廃棄物

| 都民の意見 | 事業者の見解 |
|--|--|
| <p>工事中の廃棄物は、可能な限り再資源化を図るとなっているが、解体前清掃や焼却炉設備等解体工事では、「労働安全衛生規則」や「ダイオキシン類ばく露防止対策要綱」に則り作業が行われるのは当然として、2011年3月より、長期間にわたって、結果的に、放射性廃棄物の焼却施設ともなり、焼却灰や飛灰、各種プラント設備も放射性物質に汚染され続けて今に至っている。放射線障害防止指針に則り、作業従事者の安全はもとより、それぞれの解体廃棄物に至るまで、万全な対策での廃棄物処理を望む。</p> | <p>清掃工場の排出ガスや灰・排水、灰処理設備等について、東京電力福島第一原子力発電所の事故以降、放射能濃度等を測定していますが、排出ガスからは放射能は検出されておらず、排水中からも発災当時の一時期に微量検出されたものの、それ以降は検出されていません。主灰・飛灰の放射能濃度は特別な管理が必要とされる判断基準の値を十分下回っています。また、灰処理設備周辺における空間放射線量率は敷地境界と同程度となっており、各種プラント設備が放射性物質に汚染されているということはありません。</p> <p>なお、当組合では「電離放射線障害防止規則」（厚生労働省）や「一般廃棄物焼却施設における焼却灰の測定及び当面の取り扱いについて」（環境省）で示された被ばく防止策を基に制定した「東京二十三区清掃一部事</p> |

4.1 都民からの主な意見の概要と事業者の見解

| 都民の意見 | 事業者の見解 |
|-------|--|
| | <p>務組合放射線障害防止指針」及び「東京二十三区清掃一部事務組合放射線障害防止実施細則」のほか、放射性物質汚染対処特措法に従い適正処理を行っています。</p> |

4.1.6 温室効果ガス

| 都民の意見 | 事業者の見解 |
|--|--|
| <p>温室効果ガスの排出が大きな施設であるということをきちんと説明すべきです。</p> <p>また、本質的に排出量が減るわけではないので、排出量は減りませんが、排出量からの利用をするという説明がよいと思います。</p> <p>現在の活用量から、今後増える量が見えるような説明がわかりやすいです。</p> | <p>環境影響評価手続における温室効果ガスの評価においては、削減の程度と省エネルギーや地球温暖化対策に係る国等の方針・計画にごみの中間処理を担う事業者の施策方針が合致していることが求められます。</p> <p>23区では、各区がごみの排出抑制・減量化に取り組んでいますが、それでも排出されるごみについて、当組合はごみの中間処理を担う立場から焼却による減容化、エネルギー回収等に取り組んでいます。</p> <p>ごみを焼却する過程では、温室効果ガスが発生しますが、新工場では、引き続き近隣の公共施設への熱供給や高効率発電を行うなど、ごみ焼却に伴う熱エネルギーの有効利用に努めるとともに、太陽光発電の導入や建物緑化等による建築物の省エネルギー、LED照明や高効率モータなど省エネルギー機器を導入し、清掃工場から排出される温室効果ガスの削減に努めます。</p> |
| <p>新工場がごみ焼却等によって排出する温室効果ガスは、CO2換算で約20万トン。ごみ発電等で4万5千トン相当のエネルギーを生み出す予定なので、差し引き15万5千トンが純排出量と予測がされている(p.540)。</p> <p>目黒区地球温暖化対策地域推進計画(平成26年3月版)によれば、2010年時点での目黒区総排出量は100万トン強だったので、本工場だけで15%を上回る寄与率となる。総工事費約300億円をかけて(7月31日、住民説明会での二十三区一部事務組合課長の発言)、何の経済価値も何の文化的およびその他の非経済的価値も生まない公共工事をするには大きな疑問符がつく。</p> | <p>目黒区地球温暖化対策地域推進計画内の温室効果ガスの量は、『みどり東京・温暖化防止プロジェクト「特別区の温室効果ガス排出量」』(以下「みどり東京」という。)の手法を基に、生ごみなどの植物由来のごみ焼却分はカーボンニュートラル(排出量が実質的にゼロと見なせる状態)として除いて算出しています。</p> <p>一方、本事業の予測・評価では、ごみの焼却や電気・都市ガスの使用に伴い発生する全ての温室効果ガスの量を算出しているため、「みどり東京」における温室効果ガス算出量と比較して多くなります。</p> <p>このように「みどり東京」における評価手法は環境影響評価の評価手法と異なることから、これらを単純に比較することはできません。</p> <p>また、23区において様々な施策や具体的な取組目標を立て、ごみの発生抑制・減量化に取り組んでいますが、取組後も排出される可燃ごみについて、当組合ではごみの中間処理を担う立場から焼却による減容化、エネル</p> |

| 都民の意見 | 事業者の見解 |
|---|--|
| | <p>ギー回収等に取り組んでいます。</p> <p>ごみを焼却する過程では、温室効果ガスが発生しますが、新工場では、引き続き近隣の公共施設への熱供給や高効率発電を行うなど、ごみ焼却に伴う熱エネルギーの有効利用に努めるとともに、太陽光発電を含め、できる限り最新技術を導入し、清掃工場から排出される温室効果ガスの削減に努めます。</p> <p>なお、清掃工場は、23区内において900万区民の社会経済活動と衛生的で快適な生活を支える上で必要不可欠な都市施設です。</p> |
| <p>資料編（240ページ）に、工事完了後の、温室効果ガス排出量として、計画施設と既存施設（平成23年度の実績値）の排出量が掲載してあるが、既存施設（ごみ焼却量136,894t/年）は「ごみ焼却CO₂：147,845 t-CO₂/年、ごみ焼却（CH₄）：2.7t-CO₂/年、ごみ焼却（N₂O）：2,406 t-CO₂/年、電力使用：11,658 t-CO₂/年、都市ガス使用：123 t-CO₂/年、合計：162,035t-CO₂/年」となっていて、清掃工場作業年報（平成23年度）では、エネルギー起源CO₂排出量：369t、非エネルギー起源CO₂排出量：62,900tとなっている。（作業年報のエネルギー起源は燃料・外部電力の使用、非エネルギー起源は廃プラスチックや合成繊維などの焼却により発生する廃棄物の焼却。）評価書案では、東京都環境影響評価技術指針に基づく算出方法と、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成20年法律第67号）による算出との違いとなっているが、それにしても、エネルギー起源分もかなりの乖離があるのはなぜか。また、説明会での清掃一組資料、排出量約20万1千トン/年（削減量を差し引いて総排出量約15万5千トン/年）も、想定ごみ焼却量を169,800t/年と283日稼働での最大の積算である。温暖化防止対策に、緑化や太陽光発電も重要ではあるが、できる限りのごみ焼却量の削減で、温室効果ガスの抑制をお願いしたい。</p> | <p>環境影響評価書案の資料編では、電力使用による温室効果ガス排出量として所内消費電力量を含む、「総使用電力量」（23,840,276kWh、平成23年度実績）を用いています。</p> <p>一方、清掃工場等作業年報では地球温暖化対策の推進に関する法律に基づいて算出しており、電気の使用によるエネルギー起源CO₂排出量として、所内消費電力量を含めない、「他者から供給された電気の使用量」（518,688kWh、平成23年度実績）を用いるほか、対象量未満の一酸化二窒素などの温室効果ガスについては報告義務がないため、二酸化炭素の排出量のみを記載しています。</p> <p>これらの要因により、清掃工場等作業年報に記載されているエネルギー起源CO₂算出量より、予測・評価の温室効果ガス算出量が多い結果となっています。</p> <p>また、23区において様々な施策や具体的な取組目標を立て、ごみの発生抑制・減量化に取り組んでいます。取組後も排出される可燃ごみについて、当組合では安定的かつ効率的に処理するとともに、ごみ焼却に伴う熱エネルギーを有効利用することにより、清掃工場から排出される温室効果ガスの削減に努めます。</p> |

4.1.7 予測・評価全般

| 都民の意見 | 事業者の見解 |
|--|---|
| <p>調査項目のほとんどについて、基準値内であるとか、影響は少ないなどの記述が目立ち、数十年も苦しんできた人々に違和感を与えているのではないかと私は思う。特に車両などの悪臭については規制値ぎりぎり、騒音については基準値を上回り、「環状6号線その</p> | <p>予測・評価は、地域の環境に与える影響を可能な限り低減するための環境保全のための措置を検討した上で実施しています。</p> <p>環境保全の措置では、工場敷地境界における悪臭の予測においては、新工場では新たにプラットホームの出入口と構内周回路の一</p> |

4.1 都民からの主な意見の概要と事業者の見解

| 都民の意見 | 事業者の見解 |
|--|--|
| <p>ものに従来からあった」やの記述が目につくが、だからこそ「この場所に清掃工場など建てるな」が地元の思いである。現況調査の数値が高かったものを助長しただけで「影響は少ない」で基準値を超えているのに放置されるのか。何らかの対処法を検討すべきである。</p> <p>恒久施設として建替えるのではなく、改修のみにとどめ、他区のごみ搬入を制限すべきである。ごみ収集車両の年間台数を従来と将来に分けて予想数を出し減ずる方向で明示する必要がある。</p> | <p>部に覆蓋を設けることや、ごみ収集車両等の一時待機所を補助19号線から極力離して敷地境界付近から敷地内側に寄せて設ける等の臭気対策を行い、悪臭防止法の定める敷地境界における規制基準である臭気指数12を十分下回ると予測しました。</p> <p>道路沿道の騒音については、環状6号線及び補助19号線において現況調査結果と予測値が共に評価の指標とした環境基準を上回りましたが、現況調査結果と予測値はほぼ同等であることから評価においては本事業による影響は少ないとしました。</p> <p>しかし、騒音において環境基準を上回る結果となっていることを踏まえ、新工場では補助19号線付近の騒音を軽減するため、ごみ収集車両等の一時待機所を敷地境界付近から工場寄りにするとともに周辺地盤より低くし、道路側に防音壁を設置することや、工場敷地内のごみ収集車両等の走行に際しては速度制限を設ける等、騒音防止対策を検討します。また、補助19号線の渋滞を緩和する方策等道路騒音低減対策について道路管理者や交通管理者等と協議を行っていきます。</p> <p>清掃工場は、老朽化等によりしゅん工後25～30年で建替えの対象となります。一般廃棄物処理基本計画では、ごみの安定的かつ効率的な全量中間処理体制を確保するため、ごみ量の予測、計画耐用年数、整備工事期間、地域のバランス、各区の収集運搬への影響にも配慮して、清掃工場の施設整備計画を策定しています。</p> <p>今後、平成30年代には耐用年数に達する清掃工場が多くなることや、稼働している清掃工場も老朽化の進行による年間稼働日数の減少が見込まれる等により焼却能力の不足が懸念され、また、計画期間終了後の平成40年～平成50年頃の耐用年数を迎える工場が集中する時期には、焼却能力、焼却余力とも大きく低下する可能性があります。</p> <p>このため23区全体のごみを将来にわたって確実に処理するためには、目黒清掃工場は計画どおり平成29年度に600トンでの建替えが必要です。</p> <p>なお、23区から排出される一般廃棄物は23区全体の責任として安定的な中間処理体制を確保することを踏まえ、平成16年8月の特別区長会において、焼却に関する制限や搬入地域に関する制限については解消に向けて見直していくことが確認されています。</p> |

| 都民の意見 | 事業者の見解 |
|---|--|
| <p>あらゆる調査地点が妥当かどうか。悪臭・騒音・振動・大気汚染の測定位置は妥当か？地点数は？さまざまな疑問が残る。もっと増やすべきである。</p> | <p>調査地点については、環境影響評価条例に基づき、環境影響評価書案を作成する前に、調査、予測及び評価の方法等を明らかにした環境影響評価調査計画書を公表し、各予測・評価項目に係る状況を適切に把握し得る調査地点を選定しています。</p> <p>具体的な調査地点は以下のとおりです。</p> <p>大気汚染における一般環境大気質については、計画地及び煙突から排出される有害物質が拡散し、地表に達した濃度が最大と予測される地点の近傍5地点、道路沿道大気質は工事用車両やごみ収集車両等の走行ルート上の3地点としました。</p> <p>悪臭は、プラットホームの風下側を含む敷地境界5地点、煙突等気体排出口及び污水处理設備の放流槽としています。</p> <p>また、騒音・振動については、環境騒音・振動は計画地敷地境界の4地点、道路交通騒音・振動は工事用車両やごみ収集車両等の走行ルート上の3地点としました。</p> <p>以上の調査地点により現況の状況を適切に把握できると考えています。</p> |
| <p>建物内部ごみ処理施設における高圧洗浄前の空間放射線量を検査し記録しておくべきである。</p> <p>公共下水道へ放出する際の上記洗浄水検査は影響評価項目に加えるべきである。</p> <p>建物解体後のコンクリート塊と土壌についてゲルマニウム半導体測定機による放射能濃度測定検査を行い記録しておくべきである。</p> | <p>解体前清掃の前に空間放射線量率を測定するとともに、解体前清掃後の解体工事に着手する前にも、工場設備内各所の空間放射線量率を測定し記録します。また、その結果については、住民等との協議会において情報提供を行います。</p> <p>解体前清掃時も清掃工場の污水处理設備は通常に稼働しており、洗浄水は污水处理設備にて処理した後、下水道に放流します。</p> <p>なお、下水道へ放流する際の放射能の基準値はありませんが、当組合では排水の測定を行っており、目黒清掃工場では測定を開始した約5年前から現在に至るまで、測定値は検出下限値未満です。</p> <p>また、解体工事に着手する前には、工場設備内各所の空間放射線量率を測定し、安全を確認することから、解体後の建物コンクリート塊等の放射能測定は行いません。</p> |
| <p>ついに放射性物質は項目に入らなかった。東京全体でこれから問題になるのは放射性物質である。福島では汚染水が漏れ続けている。コントロールもできていない。食べ物への汚染も拡大の一途をたどっているが、それだけに放射性物質も工場を介して広がることもあり得る。放射性物質とPM2.5については調査できる時期について明示すべきである。PM2.5は体の奥底まで侵入し蝕む微粒子</p> | <p>清掃工場で検出される放射性物質は搬入されたごみに由来するものです。清掃工場の排出ガスや灰・排水について、東京電力福島第一原子力発電所の事故以降、放射能濃度を測定していますが、排出ガスからは放射能は検出されておらず、排水中からも発災当時の一時期に微量検出されたものの、それ以降は検出されていません。また、主灰・飛灰の放射能濃度は特別な管理が必要とされる判断</p> |

4.1 都民からの主な意見の概要と事業者の見解

| 都民の意見 | 事業者の見解 |
|---------------------------|---|
| <p>状のものらしいが、調査すべきである。</p> | <p>基準の値を十分下回っており、工場内灰処理設備周辺及び敷地境界における空間放射線量率の測定結果から、清掃工場が拡散源になっていないことを確認しています。</p> <p>なお、解体工事に着手する前には、工場設備内各所の空間放射線量率を測定し、安全を確認します。今後は、東京電力福島第一原子力発電所の事故に由来する放射性物質の影響は低減すると考えますが、当面の間は引き続き測定するとともに、国の動向等を見ながら今後の対応を検討していきます。</p> <p>微小粒子状物質（PM2.5）については、工場敷地内において測定を行っており、工事が完了し稼働を始めた後、事後調査として、一年間測定を行います。</p> |

4.2 事業段階関係区長からの主な意見の概要と事業者の見解

事業段階関係区長である目黒区長及び品川区長からの主な意見並びにそれらについての事業者の見解は、以下に示すとおりである。

4.2.1 目黒区長からの主な意見の概要と事業者の見解

| 目黒区長の意見 | 事業者の見解 |
|--|---|
| <p>全体的事項</p> <p>(1) 事業の実施にあたっては、環境影響評価手続で示された環境保全のための措置を確実に実行するとともに、区民の意見・要望についても十分に検討し、最善の措置を講ずるよう努められたい。また、区民への積極的な情報提供を行うとともに、説明や資料については、できる限り専門用語を避け、図表等を十分活用して、わかりやすい内容となるよう努めること。</p> | <p>環境影響評価手続で示した環境保全のための措置については、建替工事の実施においては発注仕様書に遵守事項であることを明記して確実に実行するとともに稼働後においても環境保全に努めます。また、解体工事着手前、建設工事着手前にもそれぞれ説明会を開催し、頂いた区民の意見・要望については十分に検討し、最善の措置を講ずるよう努めます。併せて周辺地域住民との協議会で工事の進捗状況について情報提供を行うとともに、「建替工事だより」の発行や「工事見学会」の実施などにより、工事の進捗状況を適時お知らせする予定です。</p> <p>なお、説明や資料については、スライド等に図表を活用して、わかりやすい内容となるよう努めます。</p> |
| <p>(2) 評価書案に記載される評価項目の一部において、「環境基準等を超過するものの、予測の結果が現況調査結果と同様であることから、本事業による影響は少ない」とあるが、現状を容認することなく、可能な限り影響を低減するよう努めること。</p> | <p>事業の実施による環境への影響については、工事の施行中と工事完了後において事後調査を行い検証するとともに、可能な限り影響を低減するよう努めます。</p> |
| <p>(3) 清掃工場の近隣には小学校、保育園等があり、工事期間中や施設稼働後の騒音、振動等による、在校、在園中の児童、園児への影響が心配される。このため、工事中の作業内容の周知に努め、小学校、保育園や周辺住民等からの苦情等に対しては、真摯に対応すること。また、安全配慮、公害防止に努めるとともに、車両の運行には細心の注意を払い、事故防止に十分留意されたい。</p> | <p>工事中の作業内容については掲示板に表示するとともに、定期的に「建替工事だより」等の配布を行い、周知に努めます。また、当組合の職員が工事現場に常駐し、近隣の小学校、保育園や周辺住民等からの苦情等に対しては真摯に対応します。工事中は、騒音・振動を常時測定する装置を設置し、その表示板は近隣の小学校や周辺住民から見やすい仮囲いの外に設置するとともに、常に測定値を監視し、基準を超えそうな場合には工事を一時中断して作業内容を見直すなど周辺に配慮します。</p> <p>また、定期的に巡回するなど安全配慮、公害防止に努めるとともに、工事車両出入口には交通誘導員を配置するなど、車両の運行には安全配慮を最優先とし、事故防止に十分留意します。</p> |
| <p>(4) 既存建物の解体工事、新工場の建設工事、操業後の工場運営、いずれの局面におい</p> | <p>建替工事に際しては、工事請負業者から最新技術の提案を受けて活用するなど、環境保</p> |

4.2 事業段階関係区長からの主な意見の概要と事業者の見解

| 目黒区長の意見 | 事業者の見解 |
|---|--|
| <p>でも常に最新技術の導入等を検討し、いっそうの環境保全を図るよう努められたい。</p> | <p>全を図ります。また工場運営時においても、最新技術の動向を注視し、可能な限り導入等を検討し、環境保全に努めます。</p> |
| <p>環境影響評価の項目に関する事項 <大気汚染></p> | |
| <p>(1) 工事施工中の建設機械稼働に伴う排出ガスによる影響について、環境基準を下回り本事業による影響は少ないとあるが、二酸化窒素については、環境基準との差がわずかであることから、十分注意して作業すること。</p> | <p>予測濃度は、最も多くの建設機械が同時に稼働しているという条件で、排出ガス量の総量が最大となる1年間を対象として算出しております。したがって、工事期間のすべてにわたって予測した濃度が継続するわけではありません。工事の施行にあたっては、最新の排出ガス対策型の建設機械を使用するとともに、同時に多数の建設機械が集中して稼働しないように配慮した作業計画を立てるなど、環境影響の低減に努めます。</p> |
| <p>(2) 現工場の竣工時と比べ、周辺には高層建築物が増えているなど、周辺環境が変化しているため、工場稼働後の煙突排出ガス濃度については十分注意し、環境への影響を極力抑えるよう、配慮すること。</p> | <p>本事業では、煙突排出ガスの自己規制値を現工場よりも厳しい値で設定しています。稼働後はこの新しい自己規制値を遵守し、環境影響をさらに低減するよう努めます。</p> |
| <p>(3) 「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」の制定、及び「大気汚染防止法」の改正が予定されている。現在、煙突排出ガス中の水銀については、法規制がないことから自己規制値により管理されているが、法規制による基準が明らかになった際は、法規制値を考慮したうえで、排出量を可能な限り抑えるよう最大限の努力を図ること。</p> | <p>新工場では、排出ガス中の水銀について、現工場と同様に排出ガス処理設備において薬剤の注入により吸着除去するとともに、新たにこれらの処理を自動化するなど速やかに水銀の排出量を抑えられるよう計画しています。</p> <p>大量の水銀含有廃棄物が不適正に混入しない限り、この対策により自己規制値を十分下回る処理が可能ですが、今後、法規制による基準が新たに導入された際は、その基準を考慮した水銀対策を検討します。</p> |
| <p>(4) 微小粒子状物質（PM_{2.5}）については、東京都環境影響評価技術指針に係る東京都の見解で、「予測手法については現在開発途上にあり、事業による寄与分を算定することが困難であるため、予測・評価の対象としない。」とあるが、環境影響評価書作成時までに、予測・評価手法が確立された場合は、新たに予測・評価すること。</p> | <p>環境影響評価書作成時までに、微小粒子状物質の予測・評価手法が確立された場合は、国や東京都の方針に基づいて適切に対応します。</p> |
| <p>(5) 環境に影響を及ぼすおそれのある範囲が最も広がる大気汚染推定範囲について、調査計画書段階で半径1.3kmとしていたものを、評価書案で半径1.0kmとした理由を明らかにすること。</p> | <p>計画書段階では、詳細な気象状況や地形・建物等の調査を行っていないため、簡易な大気拡散シミュレーションにより、煙突排出ガスの最大着地濃度地点を推定し、設定したものです。</p> <p>評価書案では、気象状況や地形・周辺建物の影響も加味した詳細な大気拡散シミュレーションを行ったところ、最大着地濃度地点が計画地から約0.9km地点となったため、関係区域を半径1.0kmの範囲としました。</p> |

| 目黒区長の意見 | 事業者の見解 |
|---|---|
| <p><悪臭></p> <p>本事業計画により実施する悪臭防止対策は規模が類似している江戸川清掃工場を参考にして評価しているが、予測結果にとらわれず、より一層の低減に努めるとともに、現況における敷地境界での臭気強度結果を考慮し、極力、臭気を抑えるよう配慮すること。</p> | <p>悪臭防止対策については、プラットホーム出入口に自動扉、エアカーテンを設置するとともに、ごみバンカ内の空気を燃焼用として使用することなどの現工場においても実施している臭気対策を講じます。</p> <p>これらに加え、新工場では新たにプラットホームの出入口と構内周回路の一部にカバーを設けるとともに、ごみ収集車両等の一時待機所を敷地境界付近から工場寄りにして周辺地盤より低くし、道路側に防音壁を設置する等、臭気をより低減させる対策を講じます。</p> |
| <p><騒音・振動></p> <p>(1) 工事用車両、ごみ収集車両等の走行に伴う騒音については、予測の結果が現況調査結果と同様であることから、本事業による影響は少ないとある。しかし、工場前面道路の補助19号線において、ごみ収集車両等の走行による騒音の予測値は、環境基準を上回る評価結果となっている。このため、道路管理者等と協議を行い、より一層、騒音等の低減に努められたい。</p> | <p>工場前面道路の補助19号線におけるごみ収集車両等の走行に伴う騒音の予測値は現況値と同等と予測しています。しかし、騒音において環境基準を上回る結果となっていることを踏まえ、新工場では補助19号線付近の騒音を軽減するため、ごみ収集車両等の一時待機所を敷地境界付近から工場寄りにするとともに周辺地盤より低くし、道路側に防音壁を設置することや、工場敷地内のごみ収集車両等の走行に際しては速度制限を設ける等、騒音防止対策を検討します。また、補助19号線の渋滞を緩和する方策等道路騒音低減対策について道路管理者や交通管理者等と協議を行っていきます。</p> |
| <p>(2) 低周波騒音については、既存工場での実績と新工場での機器類の類似性をもって影響はないとし、予測・評価項目として選定していないが、区民によっては心身に不安があるため、環境保全の措置として、新工場稼働後に測定し、その結果を明らかにすること。</p> | <p>低周波騒音については、既存工場の測定結果等から周辺環境へ影響を及ぼすレベルではないことから環境影響評価の項目に選定していません。ただし、確認のため新工場完成時に低周波騒音を測定し、結果を明らかにします。</p> |
| <p><土壌汚染></p> <p>土壌調査については、工場操業停止後、土壌汚染対策法及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づき、各单位区画を設定した上で、あらためて土壌調査を行うこと。万一、汚染が判明した場合は、速やかに区に情報提供を行うとともに、関係法令に則り適正に処理されたい。また、原因を究明した上で、新たに予防対策を構築し、新工場の計画に反映させること。</p> | <p>土壌汚染対策法及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づき、工事着手前に単位区画を設定したうえで、土壌の汚染のおそれの度合いに応じた調査区分地に分類し土壌調査を行います。</p> <p>この調査において汚染が判明した場合は、速やかに目黒区に報告するとともに、汚染の除去や拡散防止措置等、関係法令に基づき適切に対策を講じます。</p> <p>なお、新工場でも、灰等の運搬にあたっては、天蓋付きの運搬車両を使用するとともに、建物内の閉め切った空間で灰等を積み込むため、一般環境中に灰等が飛散することは</p> |

4.2 事業段階関係区長からの主な意見の概要と事業者の見解

| 目黒区長の意見 | 事業者の見解 |
|---|--|
| | <p>ありません。また、プラント排水については、下水排除基準を満たすよう処理して公共下水道に排水します。さらに、汚染土壌の封じ込め槽の安全性を確認するため、封じ込め槽周辺の地下水を継続して調査します。</p> |
| <p><地盤・水循環> 工事開始前及び工事期間中、工事完了後の地下水の水位等の調査を継続して行い、異常が生じた場合は直ちに対策を講じられたい。また、工事期間中に、周辺地域で井戸枯れ等の通報があった場合は、直に対応されたい。</p> | <p>工事開始前から工事完了後1年間にわたり、地下水位の計測を行います。地下水位の低下等が発見された場合は、対策を検討し工事を進めていきます。また、周辺地域において井戸枯れ等の通報があった場合は適切に対応します。</p> |
| <p><景観> 評価指標は目黒区景観計画とし、予測・評価における景観形成基準などの対象には、煙突、工場棟のみでなく、外構、附属、付随するものを含めて評価すること。</p> | <p>「目黒区景観計画」を評価の指標としており、景観形成基準などの対象には、外構、附属、付随するものを含めることは理解しています。環境影響評価の段階において計画している施設等については評価の対象としています。</p> <p>したがって、評価書においては、目黒区景観形成基準に基づき建築物、工作物に対する基準を遵守する旨、追加します。</p> <p>なお、本事業の「景観形成基準」への適合について、既に目黒区の担当部署へ相談を行い、一定の了解を得ておりますが、今後、「目黒区景観計画」に基づく届出及び事前協議についても適切に対応します。</p> |
| <p><温室効果ガス> 当清掃工場から排出される二酸化炭素の低減にあたり、新工場の稼働後も、将来にわたり、さらなる研究を進め、技術革新にあわせて、随時、環境負荷を極力抑えたシステムへの更新を図られたい。</p> | <p>工場の稼働後も、最新技術の動向を注視し、可能な限り導入を検討し、環境負荷の低減に努めていきます。</p> |
| <p>その他の事項 <アスベスト> 平成18年9月以降、特定建築材料（吹付けアスベスト、アスベストを含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材）の定義が、「アスベスト含有率1重量%超え」から「0.1重量%超え」へと変更され、アスベストの規制が強化されている。</p> <p>評価書案での現況調査結果では、既存工場の煙突は平成17年10月、建築物は平成18年3月の調査をもって「石綿含有無し」としているが、規制強化前の調査であるため、より詳細な調査結果を示し、現行の法令で規定されている特定建築材料（0.1重量%超え）に該当していないことを明らかにすること。アスベスト含有量が0.1重量%を超えていた場合</p> | <p>現況調査では、平成17年及び18年の既存調査をもって飛散のおそれのある吹付け材等にアスベストは使用していないことは確認済みとしていますが、平成27年度に改めて調査を実施しており、年度内に結果が出る予定です。</p> <p>この調査では、現行の法令に基づき、吹付け材やアスベスト含有が懸念される建材等のアスベスト含有の有無について調査を行っています。評価書においては、調査の結果を記載内容に反映する予定です。</p> <p>なお、使用が確認された場合は、大気汚染防止法、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例及び廃棄物の処理及び清掃に関</p> |

| 目黒区長の意見 | 事業者の見解 |
|---|--|
| <p>は、法令に従い、適正な手続きを行うこと。</p> <p>また、解体工事中に、あらたに飛散性アスベストが発見された場合は、直ちに作業を中止し、安全対策を講じるとともに区へ情報提供すること。なお、作業再開にあたっては、十分な安全対策をとるとともに、本調査の既存建物や施設等のアスベストに関する事前調査を確実にを行い、アスベストが確認された場合は、法令に従い適正な処理・処分を行うこと。</p> | <p>する法律に基づき、適切かつ確実に処分します。</p> <p>また、使用が確認された場合の調査内容及び処分方法等については、作業に着手する前に目黒区に報告します。</p> <p>解体工事中に新たにアスベストが発見された場合も同様に、法令等に基づき適切かつ確実に処分します。</p> |
| <p><放射性物質・放射線量></p> <p>解体工事前に実施する、ごみバンカ内の空間放射線量測定について、測定結果は随時区民へ情報提供すること。また、稼働後においては現在と同様に、排ガス、排水、灰等の放射能濃度及び敷地境界等の空間放射線率について引き続き測定を継続するとともに、区民から寄せられた不安や疑問等には、真摯に向き合い、丁寧な説明を講ずるよう努められたい。</p> | <p>解体工事に着手する前には、工場設備内各所の空間放射線量率を測定し、区民への情報提供を行います。</p> <p>今後は、東京電力福島第一原子力発電所の事故に由来する放射性物質の影響は低減すると考えますが、当面の間は引き続き測定するとともに、国の動向等を見ながら今後の対応を検討していきます。</p> <p>なお、区民の方々の不安や疑問には真摯に向き合い、丁寧な説明に努めます。</p> |
| <p><事後調査></p> <p>環境影響評価書で示した予測結果は、事後報告書で検証し、予測結果より悪化した項目については原因を究明した上で、必要な改善策を講じること。</p> | <p>環境影響評価書で示した予測結果については、工事の施行中及び工場稼働後に実施する事後調査において検証します。この検証において環境影響が予測結果を上回る場合はその理由等を明らかにするとともに、必要に応じて環境保全の措置等を講じます。この結果については事後調査報告書において明らかにします。</p> |

4.2 事業段階関係区長からの主な意見の概要と事業者の見解

4.2.2 品川区長からの主な意見の概要と事業者の見解

| 品川区長の意見 | 事業者の見解 |
|--|---|
| <p>1. 大気汚染について 事業計画全体を通じ、より一層の環境保全対策に努めてください。</p> | <p>予測・評価にあたって工事の施行中及び工事の完了後に実施するとした環境保全の措置を確実に実施します。また、工事の実施においては工事の状況に応じてより一層の環境保全に努めるとともに、工事の完了後については、現工場より厳しい煙突排出ガスの自己規制値を設けて遵守するなど、環境への影響をさらに低減するように努めます。</p> |
| <p>2. 廃棄物について 建設廃材等の廃棄物の減量及びリサイクルに努めてください。</p> | <p>建設廃材の発生しない工法の採用や建設資材に再生品を利用するなど廃棄物の排出抑制に努めます。 なお、建設廃棄物については可能な限り再資源化を図ります。</p> |
| <p>3. その他 (1) 環境影響評価の実施にあたっては、最新の知見にもとづき、最適な予測評価を実施してください。</p> | <p>環境影響評価に係る調査、予測、評価については、平成26年に改定された最新の東京都環境影響評価技術指針に基づき実施しています。今後新たな合理的、客観的な科学的知見が公表・周知された場合は、その状況を踏まえ最適な予測評価を実施します。</p> |
| <p>(2) 事業の実施にあたっては、品川区関係部署と充分協議を行ってください。</p> | <p>事業の実施にあたっては、引き続き関係部署と十分協議を行っていきます。</p> |

5 事業段階関係地域

東京都環境影響評価条例第 49 条第 1 項の規定により知事が定めた事業段階関係地域（平成 27 年 6 月 26 日決定）は、表 5-1 に示すとおりである。

表 5-1 事業段階関係地域の区町名

| 区 名 | 町 名 |
|-----|---|
| 目黒区 | 上目黒一丁目、上目黒二丁目、上目黒三丁目、中目黒一丁目、中目黒二丁目、中目黒三丁目、中目黒四丁目、中目黒五丁目、三田一丁目、三田二丁目、目黒一丁目、目黒二丁目、目黒三丁目、目黒四丁目、下目黒一丁目、下目黒二丁目、下目黒三丁目、下目黒四丁目、下目黒五丁目、中町一丁目、中町二丁目及び祐天寺一丁目の区域 |
| 渋谷区 | 恵比寿一丁目、恵比寿三丁目、恵比寿四丁目、恵比寿西一丁目、恵比寿南一丁目、恵比寿南二丁目及び恵比寿南三丁目の区域 |
| 港区 | 白金台五丁目の区域 |
| 品川区 | 上大崎二丁目、上大崎三丁目及び上大崎四丁目の区域 |

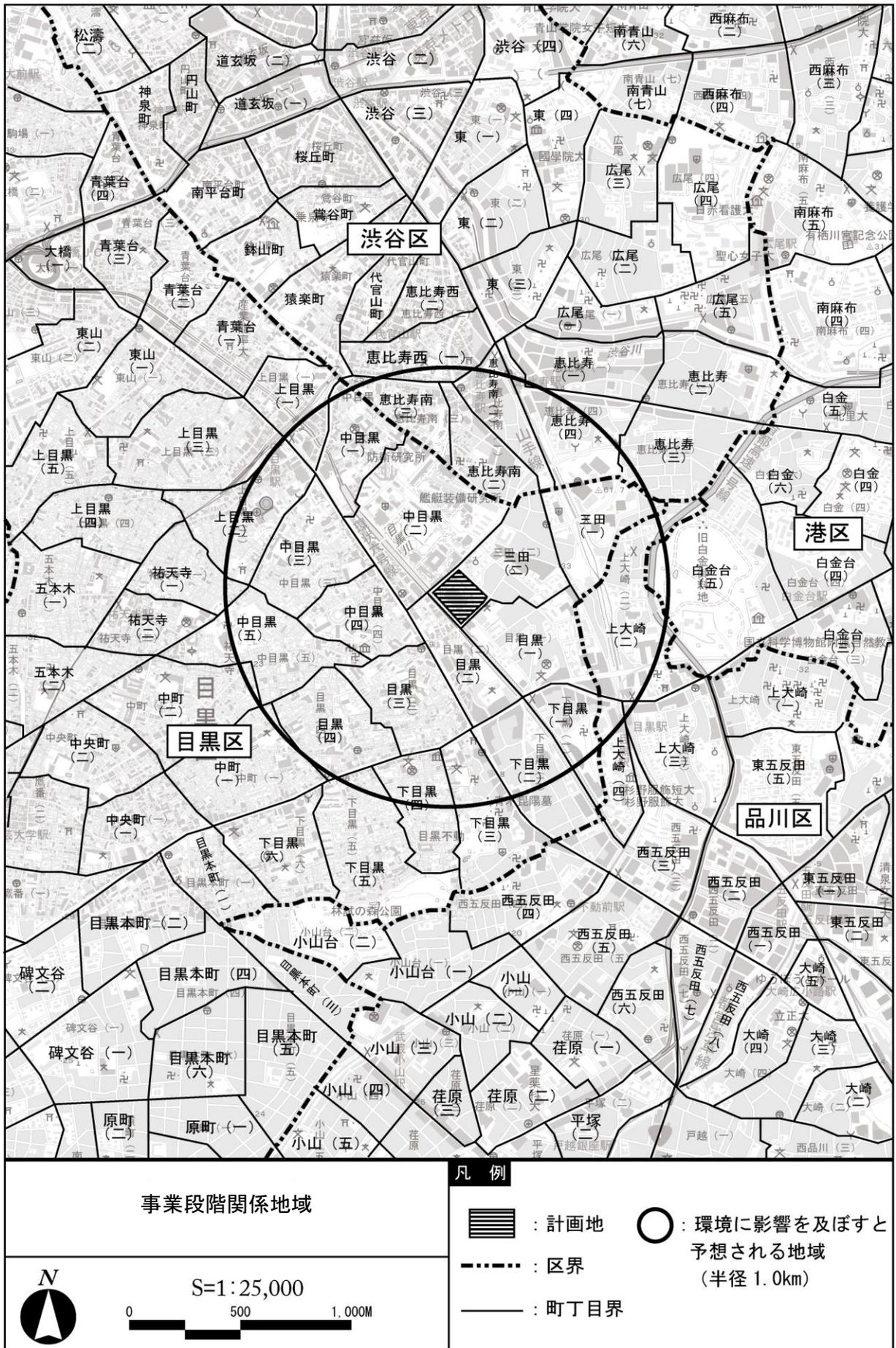


図 5-1 事業段階関係地域

6 評価書案について提出された都民の意見書及び事業段階関係区長の意見並びにこれらについての事業者の見解

評価書案について提出された都民の意見書及び事業段階関係区長の意見の件数は、表 6-1 のとおりである。

表 6-1 意見等の件数

| 意見等 | 件数 |
|-------------|----|
| 都民の意見書 | 10 |
| 事業段階関係区長の意見 | 2 |
| 合計 | 12 |

6.1 都民の意見書と事業者の見解

都民の意見書及びこれらについての事業者の見解は、以下に示すとおりである。

都民の意見書は、内容を集約した上で項目別に分類し、個人情報特定されない範囲で、原文のまま記載した。

6.1.1 大気汚染

| 都民の意見 | 事業者の見解 |
|--|--|
| <p>環境影響評価条例に基づく技術指針が東日本大震災、原発事故、昨今の気象変動に対応していないため、アスベスト、放射性物質が調査項目にないが、実際は現工場排ガスから検出されているので、これらの予測評価を追加すべきである。</p> <p>また、工場建設地周辺の一般環境大気測定局で調査されていて、表7-3-20 (107ページ)にその結果が明記されているにも関わらず、PM2.5と光化学オキシダントが予測評価の対象になっていない。環境基準が全く達成されていないPM2.5については予測法が確立していないので、との説明があったが、同じく環境基準が全く達成されていない(表7.3-25 (116ページ) 光化学オキシダントを調査対象事項にしない理由を明記すべきである。</p> <p>また、すべての予測・評価がスポット測定によっているが、24時間という住民の生活時間に合わせた連続測定値で評価すべきである。</p> | <p>平成23年7月から測定を実施している排出ガス中の放射性物質の測定結果は全て不検出となっています。また、アスベストについては排出ガス測定で検出されたことがありますが、清掃工場に対するアスベストの排出基準値はなく、アスベストを取り扱う施設を規制対象にした排出基準値と比較しても小さい値です。</p> <p>このため、予測・評価項目として選定する必要はないと考えています。</p> <p>光化学オキシダントについては、評価書案61ページに記載したとおり、大気中における生成過程等が明らかでない反応二次生成物質であり、現在の知見では、本事業から排出される物質と大気中での反応生成量との関連を予測する方法が確立されていないため、予測・評価項目として選定しておりません。</p> <p>また、大気汚染に係る各項目については、一般環境大気測定局の過去3年間の測定データと、2週間の調査を四季にわたって実施</p> |

6.1 都民の意見書と事業者の見解

| 都民の意見 | 事業者の見解 |
|--|---|
| | <p>する現地調査の結果をもとに予測・評価を行っています。いずれも24時間連続の測定です。</p> |
| <p>現工場に係る環境影響評価予測（1984年実施）では、各大気汚染物質の「最大濃度着地点」は、品川区立伊藤中学付近で、排出ガスは拡散するから地元への影響は少ないという当時の事業者の答弁にある程度納得した経過がある。しかし評価書案239ページ以下に図示されている「最大濃度着地点」はいずれも工場敷地からわずか1キロしか離れていないが、その理由と対策を明記すべきである。</p> | <p>現目黒清掃工場に係る環境影響評価での予測結果に比べ、本事業では煙突排出ガスの最大着地濃度地点はより近くなりました。これは、現工場建設時に比べ、風速が遅くなったことや周辺建物の高層化などが理由と考えられます。</p> <p>予測濃度が最大となる地点までの距離は近くなりましたが、予測濃度の最大値は、二酸化硫黄が0.015ppmから0.001ppmに減少するなど、すべての項目で低減しています。</p> <p>現工場及び本事業のいずれの環境影響評価においても、予測濃度は元々大気中に存在する有害物質の濃度がほとんどを占め、煙突から排出するガスによる影響は小さいものとなっています。</p> <p>施設の稼働後については、現工場よりも厳しい自己規制値を設定し遵守することで、環境への影響をさらに低減するよう努めます。</p> |
| <p>ダイオキシン類は主にゴミ焼却施設が発生源とされるが、表8.1-52(1)にある煙突排出ガス影響濃度に比べてバックグラウンド濃度が極めて高い理由と、年間総排出量を明記すること。</p> | <p>表8.1-52(1)に示すバックグラウンド濃度0.027pg-TEQ/m³は、計画地周辺の一般環境大気測定局測定結果の平均値であり、平成26年度の東京都調査による都内全域の環境大気中のダイオキシン類調査結果の年平均値0.014～0.038pg-TEQ/m³と同程度です。</p> <p>予測では排出ガス中のダイオキシン類濃度を法規制値である0.1 ng-TEQ/ m³Nとして算出していますが、ダイオキシン類の予測結果に占める煙突排出ガスの寄与率は最大でも0.72%です。また、現工場の排出ガス中のダイオキシン類濃度測定結果は0.0000023 ng-TEQ/ m³N（平成26年度平均値）であり、実際の排出量はさらに少なくなると予想されます。</p> <p>なお、現工場から大気中に排出されたダイオキシン類の年間総量は、化学物質排出移動量届出制度において報告し、公表されています。平成26年度の実績では0.0023mg-TEQ/年となっています。</p> |
| <p>工事の施行中の大気汚染の数値が高すぎます。予測濃度0.047ppmは、私達が毎年はかかっている駒沢通り、山の手通りの0.03ppmより高く、すぐ近くに田道小学校があることを考えると大変不安です。環境基準0.06にするのも小学校を前にしての工事としたら、いかなものでしょうか。</p> | <p>人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで積極的に維持されることが望ましい目標として環境基準が定められています。一般環境大気中において二酸化窒素の環境基準が達成されているかどうかの判断基準は、1年間に得られた1日平均値のうち、最も高い濃度に相当する日平均値の年間98%値（低い値から数えて98%目にあたる値）が0.06ppm以</p> |

| 都民の意見 | 事業者の見解 |
|--|--|
| | <p>下であるかどうかとされています。</p> <p>環状6号線（山手通り）における工事用車両の走行による二酸化窒素の予測濃度は、年平均値では0.026ppmとされていますが、環境への影響を評価するための評価指標を環境基準としていることから、この年平均値を環境基準の達成判断基準に基づいて、日平均値の年間98%値に相当する濃度として換算した値が0.047ppmとなったものです。</p> <p>したがって、常にこの濃度となるという意味ではありません。</p> <p>また、環状6号線を走行する車両のほとんどは一般車両であり、この地点で本事業の工事用車両が道路沿道大気中の二酸化窒素濃度に与える影響の寄与率は0.9%と小さいものとなっています。</p> <p>なお、工事中は、九都県市が指定する低公害車の使用やアイドリングストップの励行など環境保全の措置を実施することにより、環境負荷の低減に努めます。</p> |
| <p>ばいじんなどの濃度や量について表記があるが、温度はどうであろう。数字を出せないものか？工場そのものが高温を出し、近隣住民は工場という熱いものを腹に抱えているようなものである。時によっては臭気を伴う高温が煙突から排出されることは受任限度を超えることになる。さらに言えば煙突の高さは記述されているが、太さについては従来より細いものになってしかるべきであるがどうであろう、答えてほしいものである。</p> <p>今回の工場の高性能度からすると高パワーだけに、周辺気温や煙突からの排出物の温度を高めることにならないか。煙突から排出されるものの想定最高温度を明記すべきである。</p> | <p>評価書案27ページに記載したとおり、煙突排出ガスの温度は、190℃の条件で予測しています。煙突排出ガスは上昇しながら拡散し、周りの空気により冷却されることから、周辺気温に大きな影響を与えることはありません。</p> <p>また、ごみから発生する臭気は高温で燃焼することにより分解されます。</p> <p>なお、煙突についてはコンクリート製の外筒と、内部に排出ガスが通る内筒がありますが、外筒についてはメンテナンス用のエレベータを設置することなどにより、煙突上部における太さは、現工場の直径約7.7～7.9mに対して新工場では約8.5mと計画しています。</p> |
| <p>工事着工前に目黒川筋両岸、246号道路沿道での排気ガス量、有毒ガス量、粉じん等の調査をより精密、正確に測定する必要ありと私は考えるが如何。</p> <p>要するに30年前の新築時と今とでは値が悪くなっているのではと心配。</p> | <p>道路沿道大気については、工事用車両やごみ収集車両等の走行による影響を予測するため、これらの車両の走行ルートに沿道である環状6号線及び補助19号線において、工事着工前の現況を調査しました。</p> <p>調査は1週間にわたり、車両から排出される代表的な有害物質である浮遊粒子状物質及び二酸化窒素についてJIS(日本工業規格)に基づいて実施しています。</p> <p>目黒川の両岸を通過して工事用車両やごみ収集車両等が目黒清掃工場へ走行することはなく、また、計画地から2km以上離れた246号道路では、本事業に係る車両の影響は少ないため、改めて現地での調査を行う必要はな</p> |

6.1 都民の意見書と事業者の見解

| 都民の意見 | 事業者の見解 |
|---|---|
| | <p>いと考えます。</p> <p>なお、現況調査において、246号道路周辺の大気汚染常時監視測定局のデータを調査しており、二酸化窒素等の現在の値は、約30年前と比較して低くなっています。</p> |
| <p>それぞれの項目で、予測濃度は、環境基準等を「下回っている」、事業による影響は「少ない」ということではあるが、周辺の、一般環境大気測定局における微小粒子状物質（PM2.5）、浮遊粒子状物質（SPM）、光化学オキシダント（Ox）などは、環境基準を達成できていない地点も多い。ごみの焼却による影響は、寄与率は少ないといわれてはいるが、それらの発生源であることには違いないので、よりいっそうの環境負荷の低減を目指してほしい。それは建替工事中のみならず、工事完了後も同様である。そのためには、23区と連携して、ごみの減量、総処理量の低減などの目標を立てて、よりいっそうの環境負荷の低減に向けて取り組む必要があると思う。</p> <p>また、工事完了後の、水銀対策など、清掃工場煙突出口での監視も重要であるが、23区と連携して、入口対策をしっかりと取り組んでほしい。例えば、現状の、蛍光管や乾電池（輸入品も多いので）など水銀含む廃棄物を、「不燃ごみ」扱いではなく、「有害ごみ」などとして、23区共通したルール等で、清掃工場や不燃ごみ処理施設へ入れない仕組みづくりなど。</p> | <p>工事の施行中については、最新の排出ガス対策型の建設機械を使用するとともに、同時に多数の建設機械が稼働しないように配慮した作業計画を立てるなど、環境影響をさらに低減するよう努めます。</p> <p>また、工事の完了後については、煙突排出ガスの自己規制値を現工場よりも厳しい値で設定しており、この新しい自己規制値を遵守し、環境影響をさらに低減するよう努めます。</p> <p>なお、安定的かつ効率的な全量中間処理体制を確保するため、処理不適物の搬入を防止し、適正搬入を促進する取組として、引き続き23区と連携しながら搬入物検査を実施します。</p> |

6.1.2 悪臭

| 都民の意見 | 事業者の見解 |
|--|--|
| <p>現在も搬入車両による悪臭に悩まされていることから、工場敷地外（特に清掃車が集中する中里橋周辺）の臭気についても、搬出入車両の影響を予測・評価すること。</p> | <p>ごみ収集車両は密閉式の構造であり、また、清掃工場から退出する前には洗車を行うなど、臭気の影響を防止しているため、工場敷地外におけるごみ収集車両の予測を行う必要はないと考えています。これらの臭気の防止措置を引き続き行い、環境負荷の低減に努めます。</p> <p>なお、ごみ収集車両が走行している状況において工場敷地周囲の現況調査を実施しましたが、その結果はプラットホームの風下側を含む敷地境界5地点で臭気指数10未満でした。これは悪臭防止法で定める敷地境界における規制基準である臭気指数12を下回っています。</p> |

6.1.3 騒音・振動

| 都民の意見 | 事業者の見解 |
|---|---|
| <p>現工場の「第77回運営協議会」で公表された調査結果では稼働時、停止時の騒音は、田道小学校際の地点で協定基準値（45デシベル）を僅かに上回っている（49～53デシベル）が、振動については協定基準値（55デシベル）をはるかに下回っている（29～34デシベル）。つまり児童及び周辺住民は工場稼働による振動の影響は全く受けていない日常だが、解体・建設工事にともない、騒音79デシベル（同運営協議会資料「騒音のめやす」によれば、80デシベルは地下鉄の車内（窓を開けた時）、振動は現況の2倍以上の影響（51～59デシベル）を受けることになるにも拘わらず、大規模工事対象の「勧告基準」を下回るから「環境への影響は少ない」という評価は全くの詭弁である。「影響は甚大であるが、出来るかぎり軽減に努める」とし、工事時間の調整など具体的な措置を明示すべきである。</p> | <p>予測は、最も多くの建設機械が稼働している時期を対象としており、工事の施行中の騒音は、く体・プラント工事の50か月目、振動は解体・土工事の33か月目で予測しています。</p> <p>したがって、工事期間中に予測した値の騒音・振動が継続して発生するということではありません。</p> <p>工事の施行にあたっては、環境保全の措置として、建設機械自体も低騒音・低振動型を取り入れ、なるべく建設機械の配置を1か所で集中稼働させずに分散させることや同時稼働を極力避けるとともに、工事用車両の搬出入は特定の時間に集中させないように配慮します。</p> <p>環境保全の措置については、本環境影響評価書案に明示しており、環境保全の措置を実施することにより、環境負荷の低減に努めます。</p> |
| <p>騒音、振動に関しても、施行中の予測値59dBも大いに不安です。</p> <p>この近年、地震等で私達大人さえ、振動に大変神経質になっています。まして、学童にとって、長期にわたる工事振動は、よい環境とはいいがたく、59dBという勧告基準により近い数値が何年もつづくのは、いかがなものでしょうか。</p> <p>この数字（勧告基準）は何をもとにしているのか、よくわかりませんが、この基準内のはずの工事を3日間つづけて行われただけで、私どもは大変ストレスしました。（水道工事でしたが）その体感からも、田道小学校の学童のストレスは、大いに想像できます。工事をもっと小規模なものにすべきです。小さな目黒の地域にみあった小さな地域になじんだ清掃工場を切に要望いたします。</p> | <p>予測は、最も多くの建設機械が稼働している時期を対象としています。</p> <p>したがって、工事期間中に予測した値の騒音・振動が継続して発生するということではありません。</p> <p>工事の施行にあたっては、環境保全の措置として、建設機械自体も低騒音・低振動型を取り入れ、なるべく建設機械の配置を1か所で集中稼働させずに分散させることや同時稼働を極力避けるとともに、工事用車両の搬出入は特定の時間に集中させないように配慮します。</p> <p>また、騒音・振動を常時測定する装置を設置し、その表示板は近隣の小学校や周辺住民から見やすい仮囲いの外に設置するとともに、常に測定値を監視し、基準を超えないように周辺に配慮します。</p> |
| <p>隣に小学校があるということで、騒音、交通など学校への影響が少ないことを望みます。</p> | <p>なお、当組合の職員が工事現場に常駐し、近隣の小学校や周辺住民等からの苦情等に対しては真摯に対応します。</p> |
| <p>工事用車両は多いところで一日600台、ごみ収集車両等は1,300台になる。</p> <p>評価書案8.3.1によれば、工事用車両の走行による騒音の予測値が山手通の南側（目黒2丁目13）で、ごみ収集車両等の走行による騒音が山手通の同じ場所と工場入口付近（三田2丁目19-43）とで、環境基準を上回っている。（p.348-49.工事施行中の二酸化窒素の</p> | <p>一般車両を含めた走行車両全体に対するごみ収集車両等の走行割合は、山手通りの南側のC地点は1%程度、補助19号線のA地点では12%程度であり、一般車両による影響が大きいものとなっており、本事業の実施により車両の集中を著しく招くことにはならないと考えています。</p> <p>しかし、騒音において環境基準を上回る結</p> |

6.1 都民の意見書と事業者の見解

| 都民の意見 | 事業者の見解 |
|---|--|
| <p>濃度でも、かろうじて環境基準を下回る程度である:p. 270)。いずれも現況調査の結果がすでに環境基準を上回っていて、予測結果は現況と同様なので「本事業による影響は少ない」というが、これは、そもそも車による公害があるところに、さらに車両の集中を招くような公共事業をする結果にはかならない。</p> <p>このような地域に大規模施設をもってくることは環境保全の精神に相容れない可能性がある。</p> | <p>果となっていることを踏まえ、新工場では補助19号線付近の騒音を軽減するため、ごみ収集車両等の一時待機所を敷地境界付近から工場寄りにするとともに周辺地盤より低くし、道路側に防音壁を設置することや、工場敷地内のごみ収集車両等の走行に際しては速度制限を設ける等、騒音防止対策を検討します。また、補助19号線の渋滞を緩和する方策等道路騒音低減対策について道路管理者や交通管理者等と協議を行っていきます。</p> |

6.1.4 自然との触れ合い活動の場

| 都民の意見 | 事業者の見解 |
|--|---|
| <p>概要21ページと22ページを比較すると歴然と分かるが、前述した建物面積が増加するため、緑地側にせり出し緑地帯は減少すると予想できる。あたかも緑に覆われた工場かのようにイメージ写真を載せ、高熱を発生し実質規模を広げ大量消却を裏づけるようで恐ろしい。まさにこの図は欺瞞といえる。近隣住民を欺くものではないのか。緑地面積はどの程度減少するのか問題である。「地域にとけこむ」基本コンセプトは絵空事に見える。</p> | <p>新工場では、現状と同様に敷地北東側の緩衝緑地や敷地周囲の緑地を維持するとともに、周辺環境との調和や地球温暖化対策として工場棟の屋上や壁面にも緑化を施す計画としています。</p> <p>新工場の地上部の緑化面積は現工場と同程度の面積を確保し、更に屋上・壁面の緑化を合わせることで現工場の約1.7倍の緑化面積を計画しています。また、既存樹木を可能な限り保全するとともに、目黒川沿いの緑の軸との調和や、緩衝緑地を今後も開放し、地域住民の憩いの場として活用される緑地の形成に努めます。</p> <p>なお、工事中においても、可能な限り緩衝緑地の利用について配慮します。</p> |

6.1.5 廃棄物

| 都民の意見 | 事業者の見解 |
|---|--|
| <p>工事中の廃棄物は、可能な限り再資源化を図っているが、解体前清掃や焼却炉設備等解体工事では、「労働安全衛生規則」や「ダイオキシン類ばく露防止対策要綱」に則り作業が行われるのは当然として、2011年3月より、長期間にわたって、結果的に、放射性廃棄物の焼却施設ともなり、焼却灰や飛灰、各種プラント設備も放射性物質に汚染され続けて今に至っている。放射線障害防止指針に則り、作業従事者の安全はもとより、それぞれの解体廃棄物に至るまで、万全な対策での廃棄物処理を望む。</p> | <p>清掃工場の排出ガスや灰・排水、灰処理設備等について、東京電力福島第一原子力発電所の事故以降、放射能濃度等を測定していますが、排出ガスからは放射能は検出されておらず、排水中からも発災当時の一時期に微量検出されたものの、それ以降は検出されていません。主灰・飛灰の放射能濃度は特別な管理が必要とされる判断基準の値を十分下回っています。また、灰処理設備周辺における空間放射線量率は敷地境界と同程度となっており、各種プラント設備が放射性物質に汚染されているということはありません。</p> <p>なお、当組合では「電離放射線障害防止規則」（厚生労働省）や「一般廃棄物焼却施設における焼却灰の測定及び当面の取り扱いについて」（環境省）で示された被ばく防止</p> |

| 都民の意見 | 事業者の見解 |
|-------|---|
| | 策を基に制定した「東京二十三区清掃一部事務組合放射線障害防止指針」及び「東京二十三区清掃一部事務組合放射線障害防止実施細則」のほか、放射性物質汚染対処特措法に従い適正処理を行っています。 |

6.1.6 温室効果ガス

| 都民の意見 | 事業者の見解 |
|--|--|
| <p>温室効果ガスの排出が大きな施設であるということをきちんと説明すべきです。</p> <p>また、本質的に排出量が減るわけではないので、排出量は減りませんが、排出量からの利用をするという説明がよいと思います。</p> <p>現在の活用量から、今後増える量が見えるような説明がわかりやすいです。</p> | <p>環境影響評価手続における温室効果ガスの評価においては、削減の程度と省エネルギーや地球温暖化対策に係る国等の方針・計画にごみの中間処理を担う事業者の施策方針が合致していることが求められます。</p> <p>23区では、各区がごみの排出抑制・減量化に取り組んでいますが、それでも排出されるごみについて、当組合はごみの中間処理を担う立場から焼却による減容化、エネルギー回収等に取り組んでいます。</p> <p>ごみを焼却する過程では、温室効果ガスが発生しますが、新工場では、引き続き近隣の公共施設への熱供給や高効率発電を行うなど、ごみ焼却に伴う熱エネルギーの有効利用に努めるとともに、太陽光発電の導入や建物緑化等による建築物の省エネルギー、LED照明や高効率モータなど省エネルギー機器を導入し、清掃工場から排出される温室効果ガスの削減に努めます。</p> |
| <p>新工場がごみ焼却等によって排出する温室効果ガスは、CO2換算で約20万トン。ごみ発電等で4万5千トン相当のエネルギーを生み出す予定なので、差し引き15万5千トンが純排出量と予測がされている(p.540)。</p> <p>目黒区地球温暖化対策地域推進計画(平成26年3月版)によれば、2010年時点での目黒区総排出量は100万トン強だったので、本工場だけで15%を上回る寄与率となる。総工事費約300億円をかけて(7月31日、住民説明会での二十三区一部事務組合課長の発言)、何の経済価値も何の文化的およびその他の非経済的価値も生まない公共工事をするには大きな疑問符がつく。</p> | <p>目黒区地球温暖化対策地域推進計画内の温室効果ガスの量は、『みどり東京・温暖化防止プロジェクト「特別区の温室効果ガス排出量」』(以下「みどり東京」という。)の手法を基に、生ごみなどの植物由来のごみ焼却分はカーボンニュートラル(排出量が実質的にゼロと見なせる状態)として除いて算出しています。</p> <p>一方、本事業の予測・評価では、ごみの焼却や電気・都市ガスの使用に伴い発生する全ての温室効果ガスの量を算出しているため、「みどり東京」における温室効果ガス算出量と比較して多くなります。</p> <p>このように「みどり東京」における評価手法は環境影響評価の評価手法と異なることから、これらを単純に比較することはできません。</p> <p>また、23区において様々な施策や具体的な取組目標を立て、ごみの発生抑制・減量化に取り組んでいますが、取組後も排出される可燃ごみについて、当組合ではごみの中間処</p> |

6.1 都民の意見書と事業者の見解

| 都民の意見 | 事業者の見解 |
|---|--|
| | <p>理を担う立場から焼却による減容化、エネルギー回収等に取り組んでいます。</p> <p>ごみを焼却する過程では、温室効果ガスが発生しますが、新工場では、引き続き近隣の公共施設への熱供給や高効率発電を行うなど、ごみ焼却に伴う熱エネルギーの有効利用に努めるとともに、太陽光発電を含め、できる限り最新技術を導入し、清掃工場から排出される温室効果ガスの削減に努めます。</p> <p>なお、清掃工場は、23区内において900万区民の社会経済活動と衛生的で快適な生活を支える上で必要不可欠な都市施設です。</p> |
| <p>資料編（240ページ）に、工事完了後の、温室効果ガス排出量として、計画施設と既存施設（平成23年度の実績値）の排出量が掲載してあるが、既存施設（ごみ焼却量136,894t/年）は「ごみ焼却CO₂：147,845 t-CO₂/年、ごみ焼却（CH₄）：2.7t-CO₂/年、ごみ焼却（N₂O）：2,406 t-CO₂/年、電力使用：11,658 t-CO₂/年、都市ガス使用：123 t-CO₂/年、合計：162,035t-CO₂/年」となっていて、清掃工場作業年報（平成23年度）では、エネルギー起源CO₂排出量：369t、非エネルギー起源CO₂排出量：62,900tとなっている。（作業年報のエネルギー起源は燃料・外部電力の使用、非エネルギー起源は廃プラスチックや合成繊維などの焼却により発生する廃棄物の焼却。）評価書案では、東京都環境影響評価技術指針に基づく算出方法と、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成20年法律第67号）による算出との違いとなっているが、それにしても、エネルギー起源分もかなりの乖離があるのはなぜか。また、説明会での清掃一組資料、排出量約20万1千トン/年（削減量を差し引いて総排出量約15万5千トン/年）も、想定ごみ焼却量を169,800t/年と283日稼働での最大の積算である。温暖化防止対策に、緑化や太陽光発電も重要ではあるが、できる限りのごみ焼却量の削減で、温室効果ガスの抑制をお願いしたい。</p> | <p>環境影響評価書案の資料編では、電力使用による温室効果ガス排出量として所内消費電力量を含む、「総使用電力量」（23,840,276kWh、平成23年度実績）を用いています。</p> <p>一方、清掃工場等作業年報では地球温暖化対策の推進に関する法律に基づいて算出しており、電気の使用によるエネルギー起源CO₂排出量として、所内消費電力量を含めない、「他者から供給された電気の使用量」（518,688kWh、平成23年度実績）を用いるほか、対象量未満の一酸化二窒素などの温室効果ガスについては報告義務がないため、二酸化炭素の排出量のみを記載しています。</p> <p>これらの要因により、清掃工場等作業年報に記載されているエネルギー起源CO₂算出量より、予測・評価の温室効果ガス算出量が多い結果となっています。</p> <p>また、23区において様々な施策や具体的な取組目標を立て、ごみの発生抑制・減量化に取り組んでいます。取組後も排出される可燃ごみについて、当組合では安定的かつ効率的に処理するとともに、ごみ焼却に伴う熱エネルギーを有効利用することにより、清掃工場から排出される温室効果ガスの削減に努めます。</p> |

6.1.7 予測・評価全般

| 都民の意見 | 事業者の見解 |
|---|--|
| <p>調査項目のほとんどについて、基準値内であるとか、影響は少ないなどの記述が目立ち、数十年も苦しんできた人々に違和感を与えているのではないかと私は思う。特に車両</p> | <p>予測・評価は、地域の環境に与える影響を可能な限り低減するための環境保全のための措置を検討した上で実施しています。</p> <p>環境保全の措置では、工場敷地境界におけ</p> |

| 都民の意見 | 事業者の見解 |
|---|---|
| <p>などの悪臭については規制値ぎりぎり、騒音については基準値を上回り、「環状6号線そのものに従来からあった」やの記述が目につくが、だからこそ「この場所に清掃工場など建てるな」が地元の思いである。現況調査の数値が高かったものを助長しただけで「影響は少ない」で基準値を超えているのに放置されるのか。何らかの対処法を検討すべきである。</p> <p>恒久施設として建替えるのではなく、改修のみにとどめ、他区のごみ搬入を制限すべきである。ごみ収集車両の年間台数を従来と将来に分けて予想数を出し減ずる方向で明示する必要がある。</p> | <p>る悪臭の予測においては、新工場では新たにプラットホームの出入口と構内周回路の一部にカバーを設けることや、ごみ収集車両等の一時待機所を補助19号線から極力離して敷地境界付近から敷地内側に寄せて設ける等の臭気対策を行い、悪臭防止法の定める敷地境界における規制基準である臭気指数12を十分下回ると予測しました。</p> <p>道路沿道の騒音については、環状6号線及び補助19号線において現況調査結果と予測値が共に評価の指標とした環境基準を上回りましたが、現況調査結果と予測値はほぼ同等であることから評価においては本事業による影響は少ないとしました。</p> <p>しかし、騒音において環境基準を上回る結果となっていることを踏まえ、新工場では補助19号線付近の騒音を軽減するため、ごみ収集車両等の一時待機所を敷地境界付近から工場寄りにするとともに周辺地盤より低くし、道路側に防音壁を設置することや、工場敷地内のごみ収集車両等の走行に際しては速度制限を設ける等、騒音防止対策を検討します。また、補助19号線の渋滞を緩和する方策等道路騒音低減対策について道路管理者や交通管理者等と協議を行っていきます。</p> <p>清掃工場は、老朽化等によりしゅん工後25～30年で建替えの対象となります。一般廃棄物処理基本計画では、ごみの安定的かつ効率的な全量中間処理体制を確保するため、ごみ量の予測、計画耐用年数、整備工事期間、地域のバランス、各区の収集運搬への影響にも配慮して、清掃工場の施設整備計画を策定しています。</p> <p>今後、平成30年代には耐用年数に達する清掃工場が多くなることや、稼働している清掃工場も老朽化の進行による年間稼働日数の減少が見込まれる等により焼却能力の不足が懸念され、また、計画期間終了後の平成40年～平成50年頃の耐用年数を迎える工場が集中する時期には、焼却能力、焼却余力とも大きく低下する可能性があります。</p> <p>このため23区全体のごみを将来にわたって確実に処理するためには、目黒清掃工場は計画どおり平成29年度に600トンでの建替えが必要です。</p> <p>なお、23区から排出される一般廃棄物は23区全体の責任として安定的な中間処理体制を確保することを踏まえ、平成16年8月の特別区長会において、焼却に関する制限や</p> |

| 都民の意見 | 事業者の見解 |
|--|--|
| | 搬入地域に関する制限については解消に向けて見直していくことが確認されています。 |
| <p>あらゆる調査地点が妥当かどうか。悪臭・騒音・振動・大気汚染の測定位置は妥当か？地点数は？さまざまな疑問が残る。もっと増やすべきである。</p> | <p>調査地点については、環境影響評価条例に基づき、環境影響評価書案を作成する前に、調査、予測及び評価の方法等を明らかにした環境影響評価調査計画書を公表し、各予測・評価項目に係る状況を適切に把握し得る調査地点を選定しています。</p> <p>具体的な調査地点は以下のとおりです。</p> <p>大気汚染における一般環境大気質については、計画地及び煙突から排出される有害物質が拡散し、地表に達した濃度が最大と予測される地点の近傍5地点、道路沿道大気質は工用車両やごみ収集車両等の走行ルート上の3地点としました。</p> <p>悪臭は、プラットホームの風下側を含む敷地境界5地点、煙突等気体排出口及び污水处理設備の放流槽としています。</p> <p>また、騒音・振動については、環境騒音・振動は計画地敷地境界の4地点、道路交通騒音・振動は工用車両やごみ収集車両等の走行ルート上の3地点としました。</p> <p>以上の調査地点により現況の状況を適切に把握できると考えています。</p> |
| <p>建物内部ごみ処理施設における高圧洗浄前の空間放射線量を検査し記録しておくべきである。</p> <p>公共下水道へ放出する際の上記洗浄水検査は影響評価項目に加えるべきである。</p> <p>建物解体後のコンクリート塊と土壌についてゲルマニウム半導体測定機による放射能濃度測定検査を行い記録しておくべきである。</p> | <p>解体前清掃の前に空間放射線量率を測定するとともに、解体前清掃後の解体工事に着手する前にも、工場設備内各所の空間放射線量率を測定し記録します。また、その結果については、住民等との協議会において情報提供を行います。</p> <p>解体前清掃時も清掃工場の污水处理設備は通常稼働しており、洗浄水は污水处理設備にて処理した後、下水道に放流します。</p> <p>なお、下水道へ放流する際の放射能の基準値はありませんが、当組合では排水の測定を行っており、目黒清掃工場では測定を開始した約5年前から現在に至るまで、測定値は検出下限値未満です。</p> <p>また、解体工事に着手する前には、工場設備内各所の空間放射線量率を測定し、安全を確認することから、解体後の建物コンクリート塊等の放射能測定は行いません。</p> |
| <p>ついに放射性物質は項目に入らなかった。東京全体でこれから問題になるのは放射性物質である。福島では汚染水が漏れ続けている。コントロールもできていない。食べ物への汚染も拡大の一途をたどっているが、それだけに放射性物質も工場を介して広がることもあり得る。放射性物質とPM2.5について</p> | <p>清掃工場で検出される放射性物質は搬入されたごみに由来するものです。清掃工場の排出ガスや灰・排水について、東京電力福島第一原子力発電所の事故以降、放射能濃度を測定していますが、排出ガスからは放射能は検出されておらず、排水中からも発災当時の一時期に微量検出されたものの、それ以降は</p> |

| 都民の意見 | 事業者の見解 |
|--|--|
| <p>は調査できる時期について明示すべきである。PM2.5は体の奥底まで侵入し蝕む微粒子状のものらしいが、調査すべきである。</p> | <p>検出されていません。また、主灰・飛灰の放射能濃度は特別な管理が必要とされる判断基準の値を十分下回っており、工場内灰処理設備周辺及び敷地境界における空間放射線量率の測定結果から、清掃工場が拡散源になっていないことを確認しています。</p> <p>なお、解体工事に着手する前には、工場設備内各所の空間放射線量率を測定し、安全を確認します。今後は、東京電力福島第一原子力発電所の事故に由来する放射性物質の影響は低減すると考えますが、当面の間は引き続き測定するとともに、国の動向等を見ながら今後の対応を検討していきます。</p> <p>微小粒子状物質（PM2.5）については、工場敷地内において測定を行っており、工事が完了し稼働を始めた後、事後調査として、一年間測定を行います。</p> |

6.1.8 その他

| 都民の意見 | 事業者の見解 |
|--|--|
| <p>「効率的で安定した中間処理体制を確保するため」とあるが、現目黒工場は処理量の半分以上の他区のごみや持ち込みごみの搬入・焼却を受け入れており、今まで十分に23区共同による「安定した中間処理」に貢献してきた。一廃計画のごみ量予測を見れば、当事業の焼却能力を日量450トン規模にしても、今後も十分に「可燃ごみの全量焼却体制」を確保出来るにも拘わらず、現行と同規模での建替事業を推進する根拠となるデータを、ごみ量予測の手法、サンプル数、計算式を明記すべきである。</p> | <p>清掃工場は、老朽化等でしゅん工後25～30年で建替えの検討の対象となります。一般廃棄物処理基本計画では、ごみの安定的かつ効率的な全量中間処理体制を確保するため、ごみ量の予測、計画耐用年数、整備工事期間、地域のバランス、各区の収集運搬への影響にも配慮して、清掃工場の施設整備計画を策定しています。</p> <p>今後、平成30年代には耐用年数に達する清掃工場が多くなることや、稼働している清掃工場も老朽化の進行による年間稼働日数の減少が見込まれる等により焼却能力の不足が懸念され、また、計画期間終了後の平成40年～平成50年頃の耐用年数を迎える工場が集中する時期には、焼却能力、焼却余力とも大きく低下する可能性があります。</p> <p>このため23区全体のごみを将来にわたって確実に処理するためには、目黒清掃工場は計画通り平成29年度に600トンでの建替えが必要です。</p> <p>なお、将来のごみ量予測の方法や焼却能力及び施設整備計画等については、当組合の一般廃棄物処理基本計画に示しています。</p> |

6.1 都民の意見書と事業者の見解

| 都民の意見 | 事業者の見解 |
|---|---|
| <p>都心に近い住宅密集地にある当事業の位置は、「自区内処理の原則」に従って、目黒区内4個所の候補地から「地型が良い」というのが主な理由で選択され、第2種住宅専用地域（工場北側は現在も第1種住宅専用地域）が、ごみ焼却場として都市計画決定された。このような経過をふまえ、平成元年「建て替え時には他に建設地を求めること」という陳情が目黒区議会で採択され、当時の区議会議長が都知事宛に意見書を提出した、という経緯を本項目に明記すべきである。</p> <p>また、現工場操業開始以後、周辺環境は「恵比寿ガーデンプレイス」、目黒川沿岸部の高層マンション、中里橋際の宅配便中継所、首都高・中央環状線の排気塔の建設などで激変しているにもかかわらず、再度当地を建設地として選定する理由をも明記すべきである。</p> | <p>平成12年4月に地方自治法等の一部を改正する法律が施行され、23区は基礎的自治体に位置付けられ、他の市町村と同様に住民に最も身近な行政サービスの一つである清掃事業が東京都から23区に移管されました。さらに平成15年7月の特別区長会において、一般廃棄物の中間処理は継続して23区共同で行うことが確認されるなど、現工場建設時と比べて清掃事業を取り巻く状況は大きく変化してきています。</p> <p>本建替事業は、当組合の一般廃棄物処理基本計画に基づき行うものであり、同基本計画では長期的なごみ量を予測し、設備の定期補修、故障等による停止、ごみ量の季節変動に対応できる焼却余力を確保した上で、地域バランス、耐用年数、整備期間を考慮して、目黒清掃工場は平成29年度から現行の規模で当該地において建替えを行うこととしています。</p> |
| <p>美濃部都政時代のごみ戦争から「一区一工場」、「自区内処理の原則」に拠って、現目黒工場建設を区が了承したことを明記すべきである。「一区一工場」に準拠した現工場建設地の選定がなかったならば、当事業計画の策定は不可能なことは自明である。</p> <p>また、東京23区の清掃事業の歴史記録として、現工場が「一区一工場」、「自区内処理の原則」に拠って初めて建設され、かつ清掃工場として初めて「東京都環境影響評価条例」の手続きが適用され、かつこのような経緯を経て建て替えられる初めてのごみ焼却場であること、及び地元住民団体が東京都情報公開制度の初めての申請者として、当時のごみ処理量の杜撰さを指摘したことを明記すべきである。</p> | <p>なお、事業計画の策定に至った経緯については、評価書案の「6.5 事業計画の策定に至った経緯」に示しています。</p> |
| <p>「目黒区から発生するごみを主体とし、周辺区からも搬入する」とあるが、現工場は「自区内処理の原則」に従って建設地が選定され、多くの地元住民の反対にも拘わらず建設された経過をふまえ、他区のごみ搬入量を制限するなどの措置が必要であることを付記すべきである。</p> | <p>23区から排出される一般廃棄物は23区全体の責任で焼却することが共同処理の前提であることを踏まえ、平成16年8月の特別区長会において、焼却に関する制限や搬入地域に関する制限については解消に向けて見直していくことが確認されています。</p> |
| <p>広く意見を求めるのであれば、パソコンなどからのメールでの意見提出方法も採用されることを望みます</p> | <p>東京都環境影響評価条例に基づき、持参か郵送となっています。詳細は東京都環境局にお問い合わせください。</p> |
| <p>環境影響評価には関係ありませんが、震災後の処理、オリンピックを控えて、資材の高騰や人材の不足で建設費用が見込みより上がることも懸念されます。</p> <p>また、ごみの減量予測など一般の感覚とのずれも感じます。</p> <p>一般廃棄物処理計画に基づいて、建て替え事</p> | <p>当組合の一般廃棄物処理基本計画は、国の「ごみ処理基本計画策定指針」に沿って、概ね5年ごとに改定し、この計画に基づき清掃工場の建替えを行っています。</p> <p>平成27年2月の改定では、ごみ量予測に最新のごみ量実績を反映させたほか、現在の公共の廃棄物処理施設の整備状況や東日本大</p> |

| 都民の意見 | 事業者の見解 |
|--|---|
| <p>業は粛々と進められています。計画はありますが、計画通りに進めるだけでなく、社会状況の変化、ごみ状況の変化など実施前にもう一度立ち止まって、再検討するような仕組みもほしいと思います。</p> | <p>震災以降の災害対策への高まりなどを踏まえた国の災害対策や地球温暖化対策の強化、強靱な廃棄物処理システムの確保など、社会状況の変化を踏まえています。</p> <p>このように、今後も計画の改定にあたっては、可能な限り諸条件の変動などを盛り込んでいきます。</p> |
| <p>多摩地域一人一日当たりの家庭可燃ごみ量 387 g 区部の一人一日当たりの家庭可燃ごみ量 529 g (目黒区510 g) (参考) 多摩地域一人一日当たりの総ごみ量 788 g (参考) 区部の一人一日当たりの総ごみ量 857 g (目黒区1034 g) ※便宜上、多摩地域と23区部の呼称を使っている。</p> <p>上記、数字だけの単純比較ではあるが、まだまだ区部には減量「余力」がある。それだけ多摩地域は減量努力をしているということだ。現在の目黒工場600トン炉を400トン炉にした場合どうなるか。評価書案によると新工場がごみ焼却等によって排出する温室効果ガスは、CO2換算で約20万トン。ごみ発電等の4万5千トンを差し引きすると15万5千トンと予測している。これに上記仮定の6分の4をかけて10万3千トン。「目黒区地球温暖化対策地域推進計画」の、2010年目黒区内総排出量は100万トン強だったので、工場規模を縮小することで、温室効果ガス5万トン分5%の削減に貢献できる。また、現在の区部の焼却トン数2014年度は267万トンであるから、多摩地域の一人当たりごみ量を目指し政策を打つことで、70万トンの減量の可能性がある。以上のように工場規模を縮小することで、環境負荷を少なくとも、2割程度は低減させることができるのである。</p> <p>環境省は電源開発等が山口県宇部市に計画している大型火力発電所の環境アセスにおいて、不承諾の結論を下した。大型火力で環境省が「承認」しなかったのはこれで2例目、一例目は計画自体が見直しされた。(ベースロード電源の議論は置く)</p> <p>このように、環境アセスメントの趣旨にのっとるとともに、他の行政計画を受け止めれば、環境負荷をどれだけ軽減できるかということを示すはずである。それを示さないままの本案は、ただの通過儀礼、出来レース、法令軽視、環境影響評価書としては失格であると考えます。</p> <p>そのそしりを免れたいのであれば、建て替え</p> | <p>ごみの中間処理は、23区内において900万区民の衛生的で快適な生活を維持するために、一日たりとも滞ることは許されず、安全、安定的に処理する上で、一般廃棄物処理基本計画で定めた600トン規模で、施設整備をしていく必要があります。</p> <p>環境影響評価手続における温室効果ガスの評価においては、削減の程度と省エネルギーや地球温暖化対策に係る国等の方針・計画に、ごみの中間処理を担う事業者の施策方針が合致していることが求められます。</p> <p>そこで、温室効果ガス削減への取組については、引き続き近隣の公共施設への熱供給や高効率発電を行うなど、ごみ焼却に伴う熱エネルギーの有効利用に努めるとともに、太陽光発電の導入や建物緑化等による建築物の省エネルギー、LED照明や高効率モータなど省エネルギー機器を導入し、清掃工場から排出される温室効果ガスの削減に努めます。</p> |

6.1 都民の意見書と事業者の見解

| 都民の意見 | 事業者の見解 |
|---|---|
| <p>計画の規模を縮小し、上記記載した事項を修正して環境負荷低減を導く評価書となるよう、23特別区清掃一部事務組合は、本案を訂正すべきである。</p> | |
| <p>高効率発電設備の計画とし発電事業として独自に環境影響の評価を行うこと。</p> | <p>本事業は、環境影響評価条例に基づき、「ごみ処理施設の種類ごとの処理能力合計200t/日以上」の設置事業として環境影響評価を行うものです。</p> <p>一方、環境影響評価条例の対象事業として発電所の設置事業がありますが、この場合の規模は11.25万kW以上となっており、本事業は対象事業ではありません。</p> |
| <p>そもそも「一区一工場」と最後に地元住民をねじ伏せて目黒工場を建設、2000年には清掃事業を「23区に移管」といい、一貫性を保持してこそ循環型廃棄物処理が可能であるのに、ずたずたに処理事業を切り刻んできた。よって使えばよし燃やせばよしの悪しき大量消費型社会を助長し、爆発的人口増加となる地球規模の将来に残す負の遺産は、資源の争奪による戦争まがいの小競り合いとごみの山となろう。どうして私たちは未来の環境権を賭けて「23区移管」に徹底争うことができなかつたか、慚愧の念に耐えないのである。せめて多摩各市町村の水準は保持させるべきであった。</p> <p>現目黒工場で燃やされるものは、資源となるものも有害物の可能性のものも、ご茶混ぜになった世田谷のごみなどが大半である。中野・大田その他遠隔地からも運ばれ、隣地に小学校を抱えた谷底低地の住宅地に、分別の手を加えている目黒区のごみとは異なるものが大量に運ばれてくることとなった。この実態には首をかきげたくなる矛盾ばかりで、廃棄物処理の基本も理念も哲学も見えてこない。この点は「立替え事業」の説明会段階で、最も多くの区民から出された異論であった。</p> | <p>平成12年4月に地方自治法等の一部を改正する法律が施行され、23区は他の市町村と同様に基礎的自治体に位置付けられ、住民に最も身近な行政サービスの一つである清掃事業が東京都から23区に移管されました。さらに平成15年7月の特別区長会において、23区共同で一般廃棄物の中間処理体制を確保することが確認されています。</p> <p>したがって、当組合は一般廃棄物の中間処理を担う立場から循環型社会の形成を目指し、資源・エネルギーの回収や排出ガス自己規制値を設定して遵守することによる環境負荷の軽減等を通じて循環型ごみ処理システムを推進しています。</p> |
| <p>建替えについて「住民の意見は聞いた」（あらまし1ページ）とは嘘である！少なくとも200トン200トン二基などの縮小案が出てきてしかるべきであった。建替え説明会においては「疑念と、異議申したと、怒り」からの質問が大半であったといつてよい。</p> <p>さんさんと雪の降る極寒の日を説明会（目黒清掃工場建替計画素案説明会）に設定したが、すべての疑問やその雰囲気は私は読み取ってきた。ましてや工場の「運営協議会」においては、町内会からも地元住民からも「どうして自分たちの意見は何も取り入れられないのか」と最後まで「納得できない」の表明があった（傍</p> | <p>清掃工場は、老朽化等でしゅん工後25～30年で建替えの検討の対象となります。一般廃棄物処理基本計画では、ごみの安定的かつ効率的な全量中間処理体制を確保するため、ごみ量の予測、計画耐用年数、整備工事期間、地域のバランス、各区の収集運搬への影響にも配慮して、清掃工場の施設整備計画を策定しています。</p> <p>今後、平成30年代には耐用年数に達する清掃工場が多くなることや、稼働している清掃工場も老朽化の進行による年間稼働日数の減少が見込まれる等により焼却能力の不足が懸念され、また、計画期間終了後の平成40</p> |

| 都民の意見 | 事業者の見解 |
|---|--|
| <p>聴記)。目黒区の付属機関である「環境審議会」においても、地元住民の意向をくみ取るよう「委員長提言」もなされたほどである。ごみは分けて資源化されるべきであって、最新鋭の工場の建設に使うであろう税金(本来環境保持のためのコストであるべき税金)は無駄であり、危険と隣り合わせの納得できない工場を谷底低地に再建設されることに、怒りをもって反対を表明したい。地元の意見無視の姿勢に「調和」は有り得ない。</p> | <p>年～平成50年頃の耐用年数を迎える工場が集中する時期には、焼却能力、焼却余力とも大きく低下する可能性があります。</p> <p>このため23区全体のごみを将来にわたって確実に処理するためには、目黒清掃工場は計画通り平成29年度に600トンでの建替えが必要です。</p> <p>目黒清掃工場は、平成3年3月にしゅん工してから現在に至るまで、近隣の公共施設に熱供給を行うとともに、敷地面積の約3割である約8,000㎡を緑地として地域のみなさまに開放するなど、地域に親しまれる清掃工場を目指して操業してきました。新工場においても同様に熱供給や緩衝緑地を開放し、地域との調和を図っていきます。</p> <p>建替計画調査や環境影響評価の現況調査を行う前から住民説明会や周辺住民の代表を含めた運営協議会において、建替事業の説明を行ってきましたが、今後も事業の進捗に合わせ、丁寧に説明していきます。</p> |
| <p>説明会(環境影響評価書案についての説明会)で配った「あらまし」においては、工場の高さが低くなる説明しかない。実際は工場棟管理棟とも大幅に増設、この二つを合わせて従来の規模より3,350㎡も多く、1・5倍以上の拡大規模となる。さまざまな矛盾を地元押しつけ、当初の約束をさえ反故にし、規模の大きさを「あらまし」にさえ記載することなく、欺こうとする説明会での姿勢は道義に反するといえる。</p> | <p>現目黒清掃工場の建設時に比べ、ごみ質の変化に対応した焼却炉、ボイラ、公害防止設備などを設置する必要があるため、新工場は大きなボリュームが必要となります。そこで、周辺環境に配慮し、工場棟の高さを低く抑えて圧迫感を軽減し、地下部分を掘り下げた計画としています。この対策等については建替計画の素案に係る住民説明会や周辺住民の代表を含めた運営協議会において説明を行っています。また、環境影響評価書案に現工場と新工場の建築面積比較や新工場の大きさを示しています。</p> <p>新工場では、小学校を含めた周辺への環境対策として構内周回路の一部を覆うカバーを設けるため現工場に比べて建築面積が増加しますが、建物高さを低く抑えるため、日影や景観等、周辺環境への影響は小さいものとなっています。</p> |
| <p>今全国的な投資ラッシュらしき状況が見える。東北の復興地には資材も人材もなく遅れに遅れている。巨大施設を作るということは、復興の足を引っ張ることが必然で、目黒の谷底低地を離したくない深い意図が見えるだけである。物価上昇や格差社会の広がりからか、税金の使い方に納税者は敏感となり、箱もの行政に拒否感が広がっている。現工場を改修もしくは縮小案を提示するなどの再検討を求める。</p> | <p>清掃工場は、老朽化等でしゅん工後25～30年で建替えの検討の対象となります。一般廃棄物処理基本計画では、ごみの安定的かつ効率的な全量中間処理体制を確保するため、ごみ量の予測、計画耐用年数、整備工事期間、地域のバランス、各区の収集運搬への影響にも配慮して、清掃工場の施設整備計画を策定しています。</p> <p>今後、平成30年代には耐用年数に達する清掃工場が多くなることや、稼働している清掃工場も老朽化の進行による年間稼働日数の</p> |

6.1 都民の意見書と事業者の見解

| 都民の意見 | 事業者の見解 |
|--|--|
| | <p>減少が見込まれる等により焼却能力の不足が懸念され、また、計画期間終了後の平成40年～平成50年頃の耐用年数を迎える工場が集中する時期には、焼却能力、焼却余力とも大きく低下する可能性があります。</p> <p>このため23区全体のごみを将来にわたって確実に処理するためには、目黒清掃工場は計画通り平成29年度に600トンでの建替えが必要です。</p> <p>なお、東日本大震災に伴う復興事業に加えて東京オリンピックの関連工事が集中する時期は、本事業では解体工事中であるため、影響は少ないと考えていますが、労務単価や資機材の高騰については情報収集に努めています。</p> |
| <p>田道小学校児童らの冬時期の欠席率はかなり高いのではないかと。通学児を観察しているが長い期間をかけた疫学的調査を検討すべきであると思う。周辺住民の細かい健康調査もともに実施していただきたい。</p> | <p>現工場において毎年実施している周辺大気環境調査や、新工場稼働後の排出ガスの最大着地地点における予測濃度は、もともと大気環境中に存在する汚染物質の濃度とほぼ同等であるため、目黒清掃工場の排出ガスによる影響は少ないと考えており、周辺で疫学的調査や健康調査を行う予定はありません。</p> <p>なお、清掃工場の排出ガスの影響による健康被害については、平成24年度に公害等調停委員会により、清掃工場等からの排出ガスにより生活環境の悪化及び健康被害等の発生が生じているとは認められないという裁定が出ています。</p> |
| <p>「一廃計画」の目的は「循環型ごみ処理システムの推進」とあるが、そもそも「一組」はごみの様態や出される物の特性、資源と廃棄物の関係などに巨視的視点を持って、全体を調整し指導できなければならない。目黒区のリサイクル事業は、工場周辺の住民の粘り強い努力によって成立・発展し、区民全体から支持されている。目黒の工場に分別無しの寄せ集めごみを運び込むことは、目黒区のリサイクル事業を否定するも同然である。何のために企業もプラマークをつけ、町ではマイバックを奨励し、ヨーロッパなどでは過剰包装を戒めていると思われるか？日本の過剰包装への緊張関係や警告は清掃工場を減らすことから始まる。「一組」は資源の消費から生活のありよう、より少なくすべきごみ循環を述べ、無力感に覆われながら循環型廃棄物処理とはなんぞやを追い求めている私たち区民に、地球の一部に住む職員一人ひとりの良心を賭けて「あした」を明示してほしい。</p> | <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律で、一般廃棄物の処理は、市町村の事務とされています。一般廃棄物の収集運搬から中間処理、最終処分に至るまでの処理責任は各区にあります。中間処理については、23区共同で行うために設立された当組合に処理責任があります。</p> <p>中間処理は、収集運搬や最終処分とともに清掃事業を構成する重要な機能であり、900万区民の衛生的で快適な生活を維持するためには欠くことのできない事業です。</p> <p>当組合は、中間処理を担う立場から、今後もこの責任を全うするため、循環型ごみ処理システムの推進に取り組んでいきます。</p> |

| 都民の意見 | 事業者の見解 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--------|-------|-------|-------|-------|-------|------|---|----|----|----|----|--------|-----|-----|-----|-----|-----|--|-------|-------|-------|-------|-------|-----------|------|------|------|------|------|--|
| <p>目黒清掃工場の建替えは二十三区一部事務組合の「一般廃棄物処理基本計画(平成27年2月改訂)」にもとづき(15頁)、建替後も処理能力600トン/日の規模を維持するとする(27頁)。この判断の背景にはごみ量予測がある。</p> <p>「基本計画」によれば、予測は(1)家庭ごみと(2)事業系ごみに分けて行い、前者はさらに(1a)単身世帯と(1b)2人以上世帯ごとになされる。(1a)(1b)は基本的に「ごみ排出原単位等実態調査」から算出される排出原単位に世帯人口を乗ずることによって、(2)は過去の値と都内総生産の伸び率とから予測される。以下、(1a)(1b)に絞って、その方法にもとづく予測が以下に根拠薄弱であるかを示す。「基本計画」によるごみ発生原単位は、2008-12(平成20-24)年度が、(1a)単身世帯：993, 1,003, 1,008, 1,137, 1,059g/人日、以降、計画期間中は1,059g/人日、(1b)2人以上世帯：589, 557, 550, 556, 547g/人日、以降、543から527g/人日へと漸減すると推計されている。</p> <p>問題点の第1は、「ごみ排出原単位等実態調査」が東京23区のごみ発生量を推計するためのサンプルとしてはきわめて小規模なことである。たとえば、2012(平成24)年度の23区内の世帯総数は約450万、うち単身世帯は103万、2人以上世帯347万である。それに対して、実態調査された世帯数は</p> <table border="1" data-bbox="209 1245 778 1323"> <thead> <tr> <th></th> <th>2008年</th> <th>2009年</th> <th>2010年</th> <th>2011年</th> <th>2012年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単身世帯</td> <td>4</td> <td>19</td> <td>11</td> <td>29</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>2人以上世帯</td> <td>151</td> <td>291</td> <td>140</td> <td>286</td> <td>128</td> </tr> </tbody> </table> <p>(東京二十三区清掃一部事務組合委託「ごみ排出原単位等実態調査報告書」各年度版による)</p> <p>である。単身者の場合は0.0004%から0.003%サンプル、2人以上世帯の場合でも0.004%から0.008%のサンプルでしかない。これでは、サンプルから求められた平均値が母集団の平均値に近い値をとる保証はまったくない。仮に5か年平均をとっても、このレベルでは代表性は担保できない。</p> <p>第2の問題点は、この実態調査から「家庭ごみ」の発生量を計算すると過大推計となることである。調査報告書によれば、実態調査された世帯の世帯主が自営業者である割合(出典は上表に同じ)は</p> <table border="1" data-bbox="209 1850 778 1917"> <thead> <tr> <th></th> <th>2008年</th> <th>2009年</th> <th>2010年</th> <th>2011年</th> <th>2012年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自営業主割合(%)</td> <td>21.3</td> <td>19.1</td> <td>21.2</td> <td>19.5</td> <td>28.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>となっており、平均22%である。けれども平成24年度『都民の就業構造』によれば、自営業主割合は男女込みで8%、男性だけをとってみ</p> | | 2008年 | 2009年 | 2010年 | 2011年 | 2012年 | 単身世帯 | 4 | 19 | 11 | 29 | 23 | 2人以上世帯 | 151 | 291 | 140 | 286 | 128 | | 2008年 | 2009年 | 2010年 | 2011年 | 2012年 | 自営業主割合(%) | 21.3 | 19.1 | 21.2 | 19.5 | 28.3 | <p>一般廃棄物処理基本計画では、ごみの安定的かつ効率的な全量中間処理体制を確保するため、ごみ量の予測、計画耐用年数、整備工事期間、地域のバランス、各区の収集運搬への影響にも配慮して、清掃工場の施設整備計画を策定しています。</p> <p>今後、平成30年代には耐用年数に達する清掃工場が多くなることや、稼働している清掃工場も老朽化の進行による年間稼働日数の減少が見込まれる等により焼却能力の不足が懸念され、また、計画期間終了後の平成40年～平成50年頃の耐用年数を迎える工場が集中する時期には、焼却能力、焼却余力とも大きく低下する可能性があります。</p> <p>このため23区全体のごみを将来にわたって確実に処理するためには、目黒清掃工場は計画通り平成29年度に600トンでの建替えが必要です。</p> <p>ごみ排出原単位等実態調査については、調査分析精度と経費・時間的制約のバランスを考慮の上、必要なサンプル数を設定して実施しています。平成18年度から25年度までは本調査(300世帯)と傾向調査(150世帯)を隔年で実施しており、また、平成26年度以降は300世帯を対象に毎年調査を行っています。この間の調査結果は調査サンプル数による変動や年度によってばらつきがあることから、移動平均値を使用するなどの処理を行い原単位を算出しています。</p> <p>なお、当組合の一般廃棄物処理基本計画は原則として5年毎に見直しを行っており、ごみ量についても実績値を踏まえて見直しを行っています。</p> <p>自動車交通量については、一般車両の走行比率が大きく、環境影響を軽減するためには道路管理者や交通管理者等を含め総合的な対策が必要と考えています。</p> <p>また、温室効果ガス削減への取組については、引き続き近隣の公共施設への熱供給や高効率発電を行うなど、ごみ焼却に伴う熱エネルギーの有効利用に努めるとともに、太陽光発電の導入や建物緑化等による建築物の省エネルギー、LED照明や高効率モーターなど省エネルギー機器を導入し、温室効果ガスの削減により地球規模の環境保全に努めます。</p> |
| | 2008年 | 2009年 | 2010年 | 2011年 | 2012年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 単身世帯 | 4 | 19 | 11 | 29 | 23 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2人以上世帯 | 151 | 291 | 140 | 286 | 128 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 2008年 | 2009年 | 2010年 | 2011年 | 2012年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 自営業主割合(%) | 21.3 | 19.1 | 21.2 | 19.5 | 28.3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

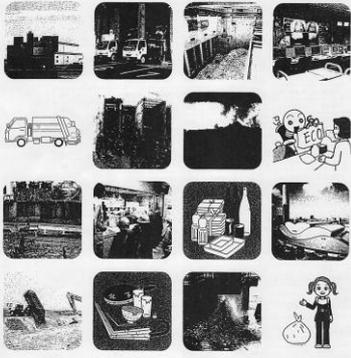
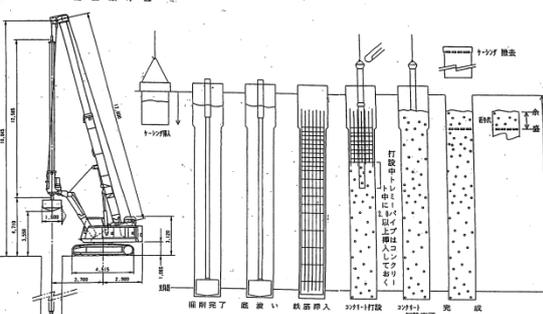
| 都民の意見 | | 事業者の見解 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-------------|--------|-------------|------|-------------|------|-------------|------|-------------|------|-------------|--|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|--|--|---|---|---|--|--|--|---|----|--------|--|---|---|--|---|---|--|--|---|---|---------|--|---|----|--|---|--|---|---|----|--|---------|--|---|----|---|---|---|---|---|----|--|---------|--|---|---|----|--|----|--|---|---|----|---------|---|---|---|----|--|---|--|----|---|---|---------|--|----|---|----|--|----|---|----|--|----|---------|--|----|---|----|--|---|--|----|--|---|---------|--|----|---|----|---|----|---|----|---|---|---------|--|----|--|----|--|----|---|----|---|---|---------|---|---|--|----|---|---|--|----|--|---|---------|--|---|---|----|---|----|---|----|---|---|---------|--|----|---|----|--|---|---|----|--|---|---------|--|---|--|----|--|---|---|----|--|---|---------|--|---|--|---|--|---|---|----|--|---|---------|--|---|---|---|--|---|--|----|---|---|---------|--|---|--|---|--|---|--|----|---|---|---------|---|---|---|---|--|---|---|----|--|---|---------|--|---|---|---|--|---|---|----|---|---|----------|--|---|--|---|--|---|--|---|--|---|-----------|--|---|--|---|---|---|---|---|--|--|-----------|--|--|--|---|--|---|--|--|--|---|-----------|--|---|--|---|---|---|--|----|---|--|-----------|--|---|--|---|--|---|---|---|--|--|-------|---|----|---|---|---|----|----|----|---|---|---|--|
| <p>ても10%でしかない。サンプルとして明らかなバイアスがある。「ごみ排出原単位等実態調査報告書」からは自営業者の一人一日あたりごみ排出量が雇用者のそれよりも多いことがわかっている、これは一人一日あたりごみ発生量を過大に見積もる要因である。</p> <p>最後に、一人一日あたりごみ排出量の階級によってみた分布をとると、通常想定される正規分布からほど遠い形状をしていることがわかる。以下に、各年の50g刻みの度数分布表を示す（出典は前2表に同じ）。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">入日</th> <th colspan="2">2008(平成20)年</th> <th colspan="2">2009(平成21)年</th> <th colspan="2">2010(平成22)年</th> <th colspan="2">2011(平成23)年</th> <th colspan="2">2012(平成24)年</th> </tr> <tr> <th>1人世帯</th> <th>2人以上</th> <th>1人世帯</th> <th>2人以上</th> <th>1人世帯</th> <th>2人以上</th> <th>1人世帯</th> <th>2人以上</th> <th>1人世帯</th> <th>2人以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>0-50</td><td></td><td></td><td>4</td><td>1</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>10</td></tr> <tr><td>50-100</td><td></td><td>1</td><td>7</td><td></td><td>2</td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td>3</td></tr> <tr><td>100-150</td><td></td><td>2</td><td>11</td><td></td><td>1</td><td></td><td>3</td><td>1</td><td>11</td><td></td></tr> <tr><td>150-200</td><td></td><td>1</td><td>16</td><td>1</td><td>2</td><td>1</td><td>5</td><td>2</td><td>15</td><td></td></tr> <tr><td>200-250</td><td></td><td>4</td><td>2</td><td>34</td><td></td><td>11</td><td></td><td>7</td><td>2</td><td>13</td></tr> <tr><td>250-300</td><td>1</td><td>8</td><td>1</td><td>28</td><td></td><td>7</td><td></td><td>13</td><td>1</td><td>5</td></tr> <tr><td>300-350</td><td></td><td>13</td><td>1</td><td>35</td><td></td><td>11</td><td>1</td><td>12</td><td></td><td>11</td></tr> <tr><td>350-400</td><td></td><td>10</td><td>2</td><td>31</td><td></td><td>6</td><td></td><td>21</td><td></td><td>8</td></tr> <tr><td>400-450</td><td></td><td>12</td><td>1</td><td>19</td><td>1</td><td>11</td><td>1</td><td>23</td><td>2</td><td>9</td></tr> <tr><td>450-500</td><td></td><td>15</td><td></td><td>15</td><td></td><td>10</td><td>1</td><td>22</td><td>2</td><td>6</td></tr> <tr><td>500-550</td><td>1</td><td>9</td><td></td><td>20</td><td>1</td><td>6</td><td></td><td>13</td><td></td><td>7</td></tr> <tr><td>550-600</td><td></td><td>4</td><td>2</td><td>12</td><td>1</td><td>12</td><td>2</td><td>15</td><td>2</td><td>4</td></tr> <tr><td>600-650</td><td></td><td>12</td><td>1</td><td>10</td><td></td><td>8</td><td>1</td><td>16</td><td></td><td>5</td></tr> <tr><td>650-700</td><td></td><td>9</td><td></td><td>14</td><td></td><td>8</td><td>1</td><td>13</td><td></td><td>5</td></tr> <tr><td>700-750</td><td></td><td>4</td><td></td><td>7</td><td></td><td>5</td><td>1</td><td>16</td><td></td><td>3</td></tr> <tr><td>750-800</td><td></td><td>5</td><td>1</td><td>5</td><td></td><td>5</td><td></td><td>15</td><td>2</td><td>4</td></tr> <tr><td>800-850</td><td></td><td>5</td><td></td><td>2</td><td></td><td>1</td><td></td><td>13</td><td>2</td><td>1</td></tr> <tr><td>850-900</td><td>1</td><td>4</td><td>1</td><td>3</td><td></td><td>4</td><td>1</td><td>15</td><td></td><td>1</td></tr> <tr><td>900-950</td><td></td><td>2</td><td>1</td><td>3</td><td></td><td>2</td><td>2</td><td>10</td><td>2</td><td>1</td></tr> <tr><td>950-1000</td><td></td><td>1</td><td></td><td>3</td><td></td><td>3</td><td></td><td>7</td><td></td><td>2</td></tr> <tr><td>1000-1050</td><td></td><td>2</td><td></td><td>1</td><td>1</td><td>3</td><td>1</td><td>4</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>1050-1100</td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td>5</td><td></td><td></td><td></td><td>1</td></tr> <tr><td>1100-1150</td><td></td><td>5</td><td></td><td>1</td><td>1</td><td>4</td><td></td><td>13</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>1150-1200</td><td></td><td>3</td><td></td><td>1</td><td></td><td>2</td><td>1</td><td>3</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>1200~</td><td>1</td><td>20</td><td>6</td><td>8</td><td>4</td><td>10</td><td>14</td><td>27</td><td>2</td><td>3</td></tr> </tbody> </table> | | 入日 | 2008(平成20)年 | | 2009(平成21)年 | | 2010(平成22)年 | | 2011(平成23)年 | | 2012(平成24)年 | | 1人世帯 | 2人以上 | 0-50 | | | 4 | 1 | 1 | | | | 1 | 10 | 50-100 | | 1 | 7 | | 2 | 1 | | | 1 | 3 | 100-150 | | 2 | 11 | | 1 | | 3 | 1 | 11 | | 150-200 | | 1 | 16 | 1 | 2 | 1 | 5 | 2 | 15 | | 200-250 | | 4 | 2 | 34 | | 11 | | 7 | 2 | 13 | 250-300 | 1 | 8 | 1 | 28 | | 7 | | 13 | 1 | 5 | 300-350 | | 13 | 1 | 35 | | 11 | 1 | 12 | | 11 | 350-400 | | 10 | 2 | 31 | | 6 | | 21 | | 8 | 400-450 | | 12 | 1 | 19 | 1 | 11 | 1 | 23 | 2 | 9 | 450-500 | | 15 | | 15 | | 10 | 1 | 22 | 2 | 6 | 500-550 | 1 | 9 | | 20 | 1 | 6 | | 13 | | 7 | 550-600 | | 4 | 2 | 12 | 1 | 12 | 2 | 15 | 2 | 4 | 600-650 | | 12 | 1 | 10 | | 8 | 1 | 16 | | 5 | 650-700 | | 9 | | 14 | | 8 | 1 | 13 | | 5 | 700-750 | | 4 | | 7 | | 5 | 1 | 16 | | 3 | 750-800 | | 5 | 1 | 5 | | 5 | | 15 | 2 | 4 | 800-850 | | 5 | | 2 | | 1 | | 13 | 2 | 1 | 850-900 | 1 | 4 | 1 | 3 | | 4 | 1 | 15 | | 1 | 900-950 | | 2 | 1 | 3 | | 2 | 2 | 10 | 2 | 1 | 950-1000 | | 1 | | 3 | | 3 | | 7 | | 2 | 1000-1050 | | 2 | | 1 | 1 | 3 | 1 | 4 | | | 1050-1100 | | | | 1 | | 5 | | | | 1 | 1100-1150 | | 5 | | 1 | 1 | 4 | | 13 | 1 | | 1150-1200 | | 3 | | 1 | | 2 | 1 | 3 | | | 1200~ | 1 | 20 | 6 | 8 | 4 | 10 | 14 | 27 | 2 | 3 | <p>ここからわかる単身世帯の分布は異常である。一般世帯においては一人一日200gから400gあたりが普通であるのに、その何倍もの量のごみを発生している世帯が最多なのである。これは「家庭ごみ」排出世帯というカテゴリーとは異質の世帯が多数含まれていることを示唆する。他方、2人以上世帯の分布は一見したところ異常ではないように思えるが、そこでも一人一日1,000gをこえる世帯が少なからず見受けられる。2008年度では20%、2011年度では16%が1,000g以上である。割合の点では単身世帯とは違っていても、やはり異質な性格の世帯が混在していることが窺える。</p> <p>その理由の一端は、自営業者の存在かもしれない。が、報告書では世帯主の仕事とのクロス表を載せていないので、異常な分布のどこまでが自営業世帯によるのかを究明することができない。それにもかかわらず、これら大量ごみ排出世帯の混在によって「家庭ごみ」発生量の平均値が少なからず(単身世帯の場合は大幅に)過大推計されていることは明瞭である。</p> <p>以上の発見事実は、「基本計画」の前提を大きく揺るがす。ごみ量予測にもとづいて焼却能力の必要性がいわれているので、その見積もり</p> | |
| 入日 | 2008(平成20)年 | | 2009(平成21)年 | | 2010(平成22)年 | | 2011(平成23)年 | | 2012(平成24)年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 1人世帯 | 2人以上 | 1人世帯 | 2人以上 | 1人世帯 | 2人以上 | 1人世帯 | 2人以上 | 1人世帯 | 2人以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 0-50 | | | 4 | 1 | 1 | | | | 1 | 10 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 50-100 | | 1 | 7 | | 2 | 1 | | | 1 | 3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 100-150 | | 2 | 11 | | 1 | | 3 | 1 | 11 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 150-200 | | 1 | 16 | 1 | 2 | 1 | 5 | 2 | 15 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 200-250 | | 4 | 2 | 34 | | 11 | | 7 | 2 | 13 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 250-300 | 1 | 8 | 1 | 28 | | 7 | | 13 | 1 | 5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 300-350 | | 13 | 1 | 35 | | 11 | 1 | 12 | | 11 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 350-400 | | 10 | 2 | 31 | | 6 | | 21 | | 8 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 400-450 | | 12 | 1 | 19 | 1 | 11 | 1 | 23 | 2 | 9 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 450-500 | | 15 | | 15 | | 10 | 1 | 22 | 2 | 6 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 500-550 | 1 | 9 | | 20 | 1 | 6 | | 13 | | 7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 550-600 | | 4 | 2 | 12 | 1 | 12 | 2 | 15 | 2 | 4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 600-650 | | 12 | 1 | 10 | | 8 | 1 | 16 | | 5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 650-700 | | 9 | | 14 | | 8 | 1 | 13 | | 5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 700-750 | | 4 | | 7 | | 5 | 1 | 16 | | 3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 750-800 | | 5 | 1 | 5 | | 5 | | 15 | 2 | 4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 800-850 | | 5 | | 2 | | 1 | | 13 | 2 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 850-900 | 1 | 4 | 1 | 3 | | 4 | 1 | 15 | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 900-950 | | 2 | 1 | 3 | | 2 | 2 | 10 | 2 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 950-1000 | | 1 | | 3 | | 3 | | 7 | | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1000-1050 | | 2 | | 1 | 1 | 3 | 1 | 4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1050-1100 | | | | 1 | | 5 | | | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1100-1150 | | 5 | | 1 | 1 | 4 | | 13 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1150-1200 | | 3 | | 1 | | 2 | 1 | 3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1200~ | 1 | 20 | 6 | 8 | 4 | 10 | 14 | 27 | 2 | 3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

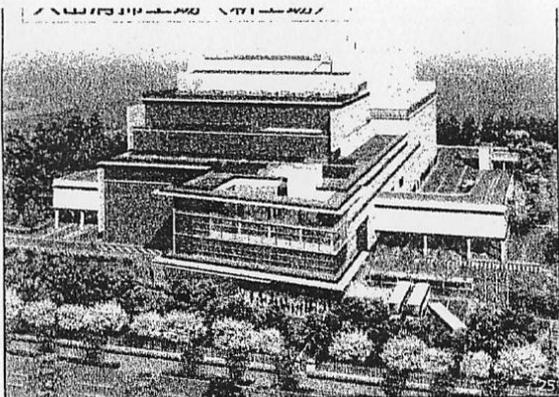
| 都民の意見 | 事業者の見解 |
|--|---|
| <p>が過大となっているとすると、目黒清掃工場を現状の600トンのままで建替える必然性は大きく減少するからである。</p> <p>それゆえ、新工場の焼却規模を小さくし、すでに自動車交通量が過多となっている地域環境への負荷を少しでも軽減させ、かつまた温室効果ガス発生量を多少なりとも抑制させることによって、地球規模の環境の保全にも務めるべきである。</p> | |
| <p>法では、「ごみ」の処理・処分の最終の行政責任は自治体にあるとされている。かくて、行政上の最終、最高責任は区長にある。そして、「自区内処理」とは、この行政責任と区民の諸義務とを併せて自分達が出した「ごみ」は自分達の責任で処理・処分するとの原則の表明である。</p> <p>鈴木都政下では、だから「一区一工場」としたが、これは「政策」である「一区一工場」を「自区内処理」と短絡させた誤りである。事実、鈴木都政は千代田、新宿、文京、台東ではその主張を実行しようとしなかった。</p> <p>立地状況、排出量、排出の内訳等を無視しての「全区各一工場或いは一以上建設」の強引な政策は「ごみ」の「減」で破たんした。かくて次に、「工場がある区もない区も協調・協力して一」の現行の運営方式が実行された。</p> <p>いわば多頭多尾のやまたおろちが日々七転八倒し乍らごみの全排出量を処理処分しようという方式である。この方式は、「全区各一工場以上」よりは、合理的であるが、工場がある区とない区との均衡をどう執るかとの問題が生じる。金銭的に解決すると答えが出るが、私はそれより大切なのは、より基礎的解決事項なのは各区が「ごみ量」の削減、徹底減量をすすめることであると思う。「ごみ量」がへれば、「負担金」もへるし、「受け入れ区」も受け入れ易くなる。「ごみ受け入れ」を協調してではなく、「ごみ減量」で協調するのだ。なのに「廃プラの分別、再利用」が11区止まりなのはなぜなのか聞きたい。</p> <p>目黒区からの「ごみ」が300トン炉2基のうちの1基（300トン）にも満たない程に分別、再利用等に努力して減量しているのに、この工場に持ち込んでいる複数区が「廃プラ再生」に努めないのは不誠実ではないか。</p> <p>目黒区長は、ただし、答えを得、実行するように区長会等で努力し、成(結)果を目黒区民に報告し、目黒区民との相談に乗って貰いたい。</p> | <p>平成12年4月に地方自治法等の一部を改正する法律が施行され、23区は他の市町村と同様に基礎的自治体に位置付けられ、住民に最も身近な行政サービスの一つである清掃事業が東京都から23区に移管されました。さらに平成15年7月の特別区長会において、23区共同で一般廃棄物の中間処理体制を確保することが確認されています。</p> <p>これにより新宿、荒川、中野区における清掃工場の建設工事は取りやめとなりました。</p> <p>その後、清掃工場のある区とない区の負担の公平が23区で検討され、23区がごみ減量の取組を進め、清掃工場のごみ処理量の一定の平準化が図られるまでの間、清掃工場へのごみの搬入量に応じて当組合の分担金を調整することにより、23区の負担の公平化を図っています。</p> <p>当組合としてもごみ減量の必要性は十分認識しておりますが、ごみの分別やリサイクルの方法等は各区の所掌であり、当組合にとっては、23区内において900万区民の衛生的で快適な生活を維持するため、一般廃棄物の中間処理を安全かつ安定的に行うことが最大の責務です。</p> <p>なお、各区は、様々な施策や具体的な取組目標を立て、ごみの排出抑制・減量化に取り組んでいます。</p> |

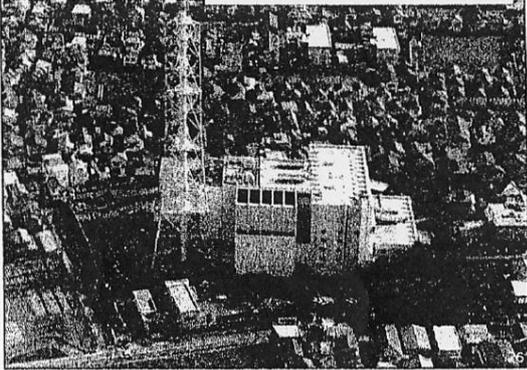
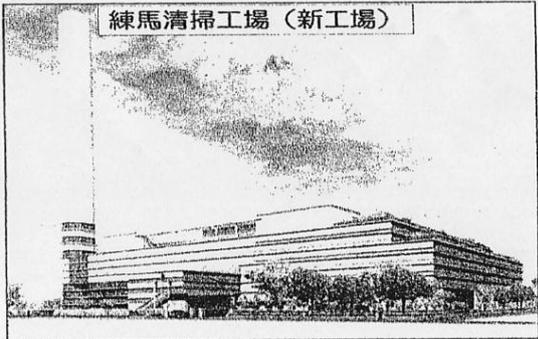
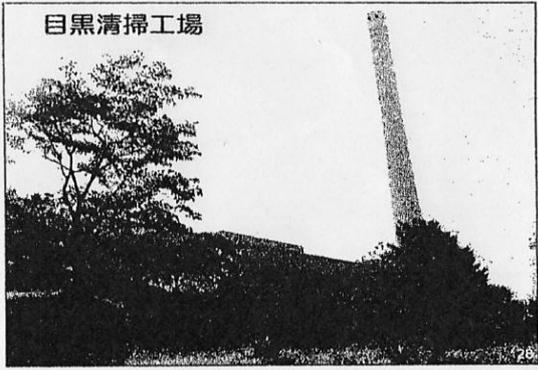
| 都民の意見 | 事業者の見解 |
|---|---|
| <p>大まかに考えて、人一人が、今日は昨日の倍の食事を喰った。一昨日は昨日の1.5倍だったなんて喰う筈がない。身体をこわしてしまう。だから「家庭の可燃ごみ」は大きくは変動しない筈である。</p> <p>今日此頃の単身者だってほぼ同じでは。但し、外食、コンビニ買いが多く、他に本人の物と本来コンビニが有責任の物が紛れ込む物があるので、抜き出しての計量をしてみては。これは有志ではできない。</p> | <p>当組合が毎年実施している「ごみ排出原単位等実態調査」では、家庭ごみ中の可燃ごみについては、8日間にわたり、排出されたごみについて紙類、厨芥、繊維、草木及びプラスチック類などに分類し、一人当たりのごみの発生量がどのような組成（割合、重量）で排出されているかを調査しています。</p> <p>また、「本来コンビニが有責任の物が紛れ込む」とのご意見ですが、コンビニエンスストアで購入し自宅で消費した物は家庭ごみとなります。</p> |
| <p>目黒区内では高級古着、靴を扱う若者経営のShopが多くなっていると見受けるが、知恵、助言、代行等をあおいでは。</p> | <p>古着の回収等リサイクルについては、目黒区にお伝えします。</p> |
| <p>再び環境悪化の心配</p> <p>再びとは、Olympic工事等による環境悪化の再来のことである。</p> <p>すでに①羽田空港の再々再拡張の強欲による離発着時の排気、騒音、墜落の恐怖 ②人工気候現象たる「熱帯夜現象」は鎮静ではなく悪化している。 ③自動車公害はへったとの実感はない。 ④埋立土地利用とかで直ぐに建物、道路から始めて〇〇場だ〇〇館だと建築物（巨大）、またごみを出す、出して海面を埋め立てる、この繰り返しで水深15m以下の海面は残り僅かとなった。等々。</p> <p>こうした愚行の繰り返しを再検討し、未来の破かいの恐れを予測し、それを「ごみ問題の解消」に役立つねばならない。</p> | <p>当組合は、中間処理を通じて地球環境への負荷が少ない循環型社会の形成に貢献していくため、当組合の一般廃棄物処理基本計画の施策として「環境負荷の低減」、「地球温暖化防止対策の推進」、「最終処分場の延命化」などを設定しています。</p> <p>具体的には、清掃工場から排出される排出ガスについて法令による規制基準値より厳しい自己規制値等を設定して遵守する、高効率発電設備を導入し熱エネルギーの一層の有効利用を推進する、焼却灰の資源化などにより最終処分場を延命化する、といった施策により、循環型ごみ処理システムを推進しています。</p> |
| <p>目黒清掃工場建替事業の事業者である東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という。）は、23区の清掃事業の中間処理を担っている。清掃一組は、一般廃棄物処理基本計画で、目標を「循環型ごみ処理システムの推進」として、効率的で安定した中間処理体制の確保はもとより、環境負荷の低減、地球温暖化防止対策の推進、最終処分場の延命化等々を掲げている。そして、環境保全対策として、法規制値や自己規制値の遵守は徹底して行われ、安全な処理施設の維持・管理に努力していると理解している。</p> <p>しかし、環境影響評価の項目である大気汚染など、どんなに、法規制値や自己規制値を遵守していても、環境に負荷を与えているのは否めない事実である。それでも、環境負荷の低減を目標にするのであれば、大気汚染物質の総排出量の削減を目指すべきである。それには、ごみ排出量の削減、清掃一組施設での中間処理総処理量の低減が最も効果的である。しかし、ごみ</p> | <p>一般廃棄物処理基本計画では、ごみの安定的かつ効率的な全量中間処理体制を確保するため、ごみ量の予測、計画耐用年数、整備工事期間、地域のバランス、各区の収集運搬への影響にも配慮して、清掃工場の施設整備計画を策定しています。</p> <p>今後、平成30年代には耐用年数に達する清掃工場が多くなることや、稼働している清掃工場も老朽化の進行による年間稼働日数の減少が見込まれる等により焼却能力の不足が懸念され、また、計画期間終了後の平成40年～平成50年頃の耐用年数を迎える工場が集中する時期には、焼却能力、焼却余力とも大きく低下する可能性があります。</p> <p>このため23区全体のごみを将来にわたって確実に処理するためには、目黒清掃工場は計画通り平成29年度に600トンでの建替えが必要です。</p> |

| 都民の意見 | 事業者の見解 |
|---|---|
| <p>の減量・リサイクルの推進は23区、中間処理は清掃一組という役割分担で、ごみの減量、総排出量の低減ということが連携して取り組めていないのである。清掃一組が、中間処理を担う外部の民間事業者であるならいざ知らず、23区で構成しているにもかかわらずである。</p> <p>それ故に、目黒清掃工場建替事業も、現目黒清掃工場（竣工 平成3年3月）と同じ規模の、処理能力600t/日（300t/日×2炉）ということで計画されている。清掃工場のある区、ない区がある中で、中間処理は23区の共同処理体制となり、施設の整備計画もいろんな事情があることも承知しているが、平成3年当時よりも、ごみは大幅に減少しているにもかかわらず、当然のように、同じ場所で、同じ規模での建替計画では、環境影響評価以前の問題として、あまりにも理不尽で納得がいかないのである。</p> <p>23区の一般廃棄物の処理（平成25年度）は、1人1日当たりのごみ排出量は1,022グラムと、全国平均の958グラムより多く、リサイクル率は18.3%と、全国平均の20.6%よりもかなり低い。それは、大都市東京という諸事情があるにせよ、23区と清掃一組が、ごみの減量目標などを連携して取り組んでいないことなどから、一方ではごみの減量、一方では、23区から出されたごみの中間処理という受け皿づくりの役割で分断され、ごみ減量の必然性に乏しく、危機感を持って取り組めていないことも一因であろう。清掃一組は、安定した処理体制の構築は重要なことだとは思いますが、23区と連携して、ごみの減量、総処理量の低減などの目標を立てて、よりいっそうの環境負荷の低減に向けて取り組む必要があると思う。</p> <p>▽目黒清掃工場整備事業（建替等）事前説明会の見解（回答）書の中に、既に太田区と練馬区の清掃工場について、建替着工中、完成予想図がありましたが、杉並区の写真は一枚もありませんでした。</p> <p>①資料 <清掃工場の整備スケジュール>からいくと、平成22年度から32年度にかけて練馬・杉並・光が丘・大田第二・目黒の清掃工場が、工事期間として、あがっています。</p> <p>光が丘は、竣工が昭和58.9と最も古いのですが、いまだに稼働しているのでしょうか。</p> <p>練馬、杉並が、工事中となれば、集積は、最寄りの光が丘ということになるのですか。</p> | <p>平成25年2月に開催した目黒清掃工場整備事業（建替等）事前説明会では、建替え後の例として、大田清掃工場や練馬清掃工場の完成イメージ図を会場のスクリーンや配布資料にお示ししました。杉並清掃工場の完成イメージ図についてもお示しすることは可能でしたが、説明時間や資料の枚数等を考慮して、大田、練馬清掃工場の二つをお示ししております。</p> <p>なお、杉並清掃工場の完成イメージ図は当組合ホームページでご覧いただけます。</p> <p>光が丘清掃工場は現時点（平成27年12月現在）稼働しております。</p> <p>工事前に練馬清掃工場を受け入れていた一般廃棄物は光が丘清掃工場等で、杉並清掃</p> |

| 都民の意見 | 事業者の見解 |
|---|---|
| <p>練馬の竣工年月が、分からないのですが、光が丘よりも、古かったのでしょうか。</p> <p>平成26年12月の「ごみれば2015/23」の24頁、清掃施設一覧の工業名称と型式に、練馬、杉並が一覧から、はずされているので、現稼働（工事、建設共に）中の案件について、はじくのは、理由があるのですか。</p> <p>目黒区の入札についても、一言も触れられていませんでした。</p> <p>②資料</p> <p>有明は平成7年12月、そして千歳は平成8年3月と、完成日がとても近いです。平成8年3月は、阪神・淡路震災復興支援10年委員会が、建設される復興住宅12万5千戸に2本ずつ苗木を植えることを目標に、全国に苗木の提供や苗木代の募金を呼びかけるとともに、自らの負担で植樹する「グリーンボランティア」活動への参加を呼びかけた年でした。</p> <p>話しは、とびますが、目黒区役所住宅課では、現在の上目黒に庁舎を移転した年、「東京都目黒区東が丘1丁目第3都営住宅」と「練馬区光が丘都営住宅」の住宅公募を同時平行して行いました。</p> <p>▽建設費の資金運用云々について、あとから「庁舎関連用地」の建設計画と連動させて、相殺にするなど、危ない橋を区民が渡らせられることのないように願います。建設工事の資金は、どうやって捻出するのですか。</p> <p>▽①資料</p> <p>〈清掃工場の整備スケジュール〉では、30年目を迎えるところが、新江東と港と豊島です。目黒区内での建設工事中「品川や港区を、ご利用いただく」との、ご説明が、事務組合の方から、ありましたが、ほとぼりもさめないうちに、今度は、港区が、目黒区を利用となれば、その間の道路交通網も考慮する必要ありと考えます。逆に、誰も利用しない（他区は）かもしれません。（清掃車の運行ルートのことです。）</p> <p>▽それぞれの工業界で、環境保全に詳しい利点を一般説明会でも公開していただければ幸いです。</p> | <p>工場で受け入れていた一般廃棄物は千歳清掃工場等の周辺の清掃工場で受け入れています。</p> <p>このように23区ではごみの中間処理を23区共同で行っています。</p> <p>建替え前の練馬清掃工場のしゅん工年月日は平成4年9月と光が丘清掃工場よりも後ですが、当時の練馬清掃工場は工場棟建物（昭和44年しゅん工）をそのまま使用し、焼却炉やボイラなどの主要な設備のみを更新した清掃工場で、建物自体は光が丘清掃工場よりも古い清掃工場でした。</p> <p>「ごみれば23 2015」の施設一覧では、発行時点（平成26年12月）で稼働している清掃工場を対象として記載しているため、建替工事中の練馬・杉並清掃工場は記載していません。</p> <p>また、目黒清掃工場については、「ごみれば23 2015」発行時点で稼働中であるため、入札について記載していません。</p> <p>当組合の歳入予算は、各区からの分担金のほか、国の交付金等や事業者が出したごみの処理手数料や発電で得た電力などの売却益で構成されています。建設工事の経費はこの予算から支出しています。</p> <p>23区のごみの中間処理は23区共同で行っており、他の工場が建替えの際には、周辺の工場へ搬入するなど23区全体で調整していきます。</p> <p>解体工事や建設工事に着手する前に説明会を開催します。施工会社から提案された環境保全に優れた技術を採用した場合は、この説明会において説明します。</p> |

| 都民の意見 | 事業者の見解 |
|---|--------|
| <div data-bbox="204 219 619 784"> <p style="text-align: center;">ごみれば 2015</p> <p style="text-align: center;">循環型社会の形成に向けて</p>  <p style="font-size: small;">東京都二十三区清掃一部事務組合 City Authority of TOKYO Districts</p> </div> <div data-bbox="204 862 766 1254"> <p style="text-align: center;">③ 施工順序図</p>  </div> <div data-bbox="204 1332 766 1758"> <p style="text-align: center;">第三海建設都営住宅（東が丘一丁目第3）工事作業所</p>  <p style="text-align: center;">車両搬出入計画</p> </div> | |

| 都民の意見 | 事業者の見解 |
|--|--------|
| <p>※ 資料の中に、杉並区の説明が欠けている。</p> <div data-bbox="215 273 651 613" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>● 整備事業で目指している事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域環境と調和した工場デザイン ・ 緑地の整備・充実 ・ 排ガス規制値の更なる低減 ・ 高効率発電設備の導入 ・ 災害時の地域貢献 <p style="text-align: right; font-size: small;">23</p> </div> <p>建設計画策定にあたり、目黒清掃工場整備事業では、地域環境と調和した工場デザイン、北側の緩衝緑地や工場内及び周囲の緑地整備・充実を目指すとともに、排ガス規制値の更なる低減、現行の発電設備より効率よく電気をつくる高効率発電設備の導入を行います。</p> <p>また、先の大震災の経験を教訓とし、災害時の更なる地域貢献について検討を行います。</p> | |
| <div data-bbox="204 884 753 1220" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>大田清掃工場（建替前）</p>  </div> <p>地域と調和した工場デザインや緑地の整備、充実についてです。</p> <p>この写真は、現在整備事業が行われている大田清掃工場の建替前の航空写真です。</p> <p>この赤の破線で囲まれた部分が、整備事業前の大田清掃工場第二工場で、現在は解体され、建設工事が行われています。</p> | |
| <div data-bbox="204 1467 769 1877" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">  </div> <p>整備事業後の大田清掃工場(イメージ)です。</p> <p>建設地が位置する臨海部の街並みに配慮して、周辺環境に調和したデザインや積極的な緑地を図る計画としています。</p> | |

| 都民の意見 | 事業者の見解 |
|---|--------|
|  <p data-bbox="188 600 740 645">大田清掃工場と同様に現在建替工事が行われている練馬清掃工場の建替前の工場の全景です。</p> | |
|  <p data-bbox="300 752 608 779">練馬清掃工場（新工場）</p> <p data-bbox="197 1111 480 1133">建替後の練馬清掃工場(イメージ)です。</p> <p data-bbox="188 1151 740 1191">建設地が位置する閑静な住宅街に配慮し、周辺環境と調和したデザインや、壁面や煙突、屋上等で、積極的な緑化を図る計画としています。</p> | |
|  <p data-bbox="236 1294 400 1321">目黒清掃工場</p> <p data-bbox="188 1675 740 1715">目黒清掃工場についても、現在整備中の工場と同様に、地域環境と調和した工場デザインを目指し、検討を行います。</p> | |

| 都民の意見 | 事業者の見解 |
|---|--------|
| <p data-bbox="225 210 480 248">緩衝緑地の整備</p>  <p data-bbox="196 577 703 602">さらに、目黒清掃工場では、広くご利用いただいている北側の緩衝緑地や、</p> <p data-bbox="236 696 679 734">工場内及び周囲の緑地整備</p>  <p data-bbox="189 1099 759 1140">工場内及び周囲の緑地について、今まで以上に地域の皆さまに親しまれることを目指し、検討します。</p> | |

6.2 事業段階関係区長の意見と事業者の見解

事業段階関係区長である目黒区長及び品川区長の意見並びにそれらについての事業者の見解は、以下に示すとおりである。

6.2.1 目黒区長の意見と事業者の見解

| 目黒区長の意見 | 事業者の見解 |
|--|---|
| <p>全体的事項</p> <p>(1) 事業の実施にあたっては、環境影響評価手続で示された環境保全のための措置を確実に実行するとともに、区民の意見・要望についても十分に検討し、最善の措置を講ずるよう努められたい。また、区民への積極的な情報提供を行うとともに、説明や資料については、できる限り専門用語を避け、図表等を十分活用して、わかりやすい内容となるよう努めること。</p> | <p>環境影響評価手続で示した環境保全のための措置については、建替工事の実施においては発注仕様書に遵守事項であることを明記して確実に実行するとともに稼働後においても環境保全に努めます。また、解体工事着手前、建設工事着手前にもそれぞれ説明会を開催し、頂いた区民の意見・要望については十分に検討し、最善の措置を講ずるよう努めます。併せて周辺地域住民との協議会で工事の進捗状況について情報提供を行うとともに、「建替工事だより」の発行や「工事見学会」の実施などにより、工事の進捗状況を適時お知らせする予定です。</p> <p>なお、説明や資料については、スライド等に図表を活用して、わかりやすい内容となるよう努めます。</p> |
| <p>(2) 評価書案に記載される評価項目の一部において、「環境基準等を超過するものの、予測の結果が現況調査結果と同様であることから、本事業による影響は少ない」とあるが、現状を容認することなく、可能な限り影響を低減するよう努めること。</p> | <p>事業の実施による環境への影響については、工事の施行中と工事完了後において事後調査を行い検証するとともに、可能な限り影響を低減するよう努めます。</p> |
| <p>(3) 清掃工場の近隣には小学校、保育園等があり、工事期間中や施設稼働後の騒音、振動等による、在校、在園中の児童、園児への影響が心配される。このため、工事中の作業内容の周知に努め、小学校、保育園や周辺住民等からの苦情等に対しては、真摯に対応すること。また、安全配慮、公害防止に努めるとともに、車両の運行には細心の注意を払い、事故防止に十分留意されたい。</p> | <p>工事中の作業内容については掲示板に表示するとともに、定期的に「建替工事だより」等の配布を行い、周知に努めます。また、当組合の職員が工事現場に常駐し、近隣の小学校、保育園や周辺住民等からの苦情等に対しては真摯に対応します。工事中は、騒音・振動を常時測定する装置を設置し、その表示板は近隣の小学校や周辺住民から見やすい仮囲いの外に設置するとともに、常に測定値を監視し、基準を超えそうな場合には工事を一時中断して作業内容を見直すなど周辺に配慮します。</p> <p>また、定期的に巡回するなど安全配慮、公害防止に努めるとともに、工事車両出入口には交通誘導員を配置するなど、車両の運行には安全配慮を最優先とし、事故防止に十分留意します。</p> |
| <p>(4) 既存建物の解体工事、新工場の建設工事、操業後の工場運営、いずれの局面におい</p> | <p>建替工事に際しては、工事請負業者から最新技術の提案を受けて活用するなど、環境保</p> |

| 目黒区長の意見 | 事業者の見解 |
|---|--|
| <p>でも常に最新技術の導入等を検討し、いっそうの環境保全を図るよう努められたい。</p> | <p>全を図ります。また工場運営時においても、最新技術の動向を注視し、可能な限り導入等を検討し、環境保全に努めます。</p> |
| <p>環境影響評価の項目に関する事項 <大気汚染></p> | |
| <p>(1) 工事施工中の建設機械稼働に伴う排出ガスによる影響について、環境基準を下回り本事業による影響は少ないとあるが、二酸化窒素については、環境基準との差がわずかであることから、十分注意して作業すること。</p> | <p>予測濃度は、最も多くの建設機械が同時に稼働しているという条件で、排出ガス量の総量が最大となる1年間を対象として算出しております。したがって、工事期間のすべてにわたって予測した濃度が継続するわけではありません。工事の施行にあたっては、最新の排出ガス対策型の建設機械を使用するとともに、同時に多数の建設機械が集中して稼働しないように配慮した作業計画を立てるなど、環境影響の低減に努めます。</p> |
| <p>(2) 現工場の竣工時と比べ、周辺には高層建築物が増えているなど、周辺環境が変化しているため、工場稼働後の煙突排出ガス濃度については十分注意し、環境への影響を極力抑えるよう、配慮すること。</p> | <p>本事業では、煙突排出ガスの自己規制値を現工場よりも厳しい値で設定しています。稼働後はこの新しい自己規制値を遵守し、環境影響をさらに低減するよう努めます。</p> |
| <p>(3) 「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」の制定、及び「大気汚染防止法」の改正が予定されている。現在、煙突排出ガス中の水銀については、法規制がないことから自己規制値により管理されているが、法規制による基準が明らかになった際は、法規制値を考慮したうえで、排出量を可能な限り抑えるよう最大限の努力を図ること。</p> | <p>新工場では、排出ガス中の水銀について、現工場と同様に排出ガス処理設備において薬剤の注入により吸着除去するとともに、新たにこれらの処理を自動化するなど速やかに水銀の排出量を抑えられるよう計画しています。</p> <p>大量の水銀含有廃棄物が不適正に混入しない限り、この対策により自己規制値を十分下回る処理が可能ですが、今後、法規制による基準が新たに導入された際は、その基準を考慮した水銀対策を検討します。</p> |
| <p>(4) 微小粒子状物質（PM_{2.5}）については、東京都環境影響評価技術指針に係る東京都の見解で、「予測手法については現在開発途上にあり、事業による寄与分を算定することが困難であるため、予測・評価の対象としない。」とあるが、環境影響評価書作成時までに、予測・評価手法が確立された場合は、新たに予測・評価すること。</p> | <p>環境影響評価書作成時までに、微小粒子状物質の予測・評価手法が確立された場合は、国や東京都の方針に基づいて適切に対応します。</p> |
| <p>(5) 環境に影響を及ぼすおそれのある範囲が最も広がる大気汚染推定範囲について、調査計画書段階で半径1.3kmとしていたものを、評価書案で半径1.0kmとした理由を明らかにすること。</p> | <p>計画書段階では、詳細な気象状況や地形・建物等の調査を行っていないため、簡易な大気拡散シミュレーションにより、煙突排出ガスの最大着地濃度地点を推定し、設定したものです。</p> <p>評価書案では、気象状況や地形・周辺建物の影響も加味した詳細な大気拡散シミュレーションを行ったところ、最大着地濃度地点が計画地から約0.9km地点となったため、関係区域を半径1.0kmの範囲としました。</p> |

| 目黒区長の意見 | 事業者の見解 |
|---|---|
| <p><悪臭></p> <p>本事業計画により実施する悪臭防止対策は規模が類似している江戸川清掃工場を参考にして評価しているが、予測結果にとらわれず、より一層の低減に努めるとともに、現況における敷地境界での臭気強度結果を考慮し、極力、臭気を抑えるよう配慮すること。</p> | <p>悪臭防止対策については、プラットホーム出入口に自動扉、エアカーテンを設置するとともに、ごみバンカ内の空気を燃焼用として使用することなどの現工場においても実施している臭気対策を講じます。</p> <p>これらに加え、新工場では新たにプラットホームの出入口と構内周回路の一部にカバーを設けるとともに、ごみ収集車両等の一時待機所を敷地境界付近から工場寄りにして周辺地盤より低くし、道路側に防音壁を設置する等、臭気をより低減させる対策を講じます。</p> |
| <p><騒音・振動></p> <p>(1) 工事用車両、ごみ収集車両等の走行に伴う騒音については、予測の結果が現況調査結果と同様であることから、本事業による影響は少ないとある。しかし、工場前面道路の補助19号線において、ごみ収集車両等の走行による騒音の予測値は、環境基準を上回る評価結果となっている。このため、道路管理者等と協議を行い、より一層、騒音等の低減に努められたい。</p> | <p>工場前面道路の補助19号線におけるごみ収集車両等の走行に伴う騒音の予測値は現況値と同等と予測しています。しかし、騒音において環境基準を上回る結果となっていることを踏まえ、新工場では補助19号線付近の騒音を軽減するため、ごみ収集車両等の一時待機所を敷地境界付近から工場寄りにするとともに周辺地盤より低くし、道路側に防音壁を設置することや、工場敷地内のごみ収集車両等の走行に際しては速度制限を設ける等、騒音防止対策を検討します。また、補助19号線の渋滞を緩和する方策等道路騒音低減対策について道路管理者や交通管理者等と協議を行っていきます。</p> |
| <p>(2) 低周波騒音については、既存工場での実績と新工場での機器類の類似性をもって影響はないとし、予測・評価項目として選定していないが、区民によっては心身に不安があるため、環境保全の措置として、新工場稼働後に測定し、その結果を明らかにすること。</p> | <p>低周波騒音については、既存工場の測定結果等から周辺環境へ影響を及ぼすレベルではないことから環境影響評価の項目に選定していません。ただし、確認のため新工場完成時に低周波騒音を測定し、結果を明らかにします。</p> |
| <p><土壌汚染></p> <p>土壌調査については、工場操業停止後、土壌汚染対策法及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づき、各单位区画を設定した上で、あらためて土壌調査を行うこと。万一、汚染が判明した場合は、速やかに区に情報提供を行うとともに、関係法令に則り適正に処理されたい。また、原因を究明した上で、新たに予防対策を構築し、新工場の計画に反映させること。</p> | <p>土壌汚染対策法及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づき、工事着手前に単位区画を設定したうえで、土壌の汚染のおそれの度合いに応じた調査区分地に分類し土壌調査を行います。</p> <p>この調査において汚染が判明した場合は、速やかに目黒区に報告するとともに、汚染の除去や拡散防止措置等、関係法令に基づき適切に対策を講じます。</p> <p>なお、新工場でも、灰等の運搬にあたっては、天蓋付きの運搬車両を使用するとともに、建物内の閉め切った空間で灰等を積み込むため、一般環境中に灰等が飛散することは</p> |

| 目黒区長の意見 | 事業者の見解 |
|---|--|
| | ありません。また、プラント排水については、下水排除基準を満たすよう処理して公共下水道に排水します。さらに、汚染土壌の封じ込め槽の安全性を確認するため、封じ込め槽周辺の地下水を継続して調査します。 |
| <p><地盤・水循環></p> <p>工事開始前及び工事期間中、工事完了後の地下水の水位等の調査を継続して行い、異常が生じた場合は直ちに対策を講じられたい。また、工事期間中に、周辺地域で井戸枯れ等の通報があった場合は、直に対応されたい。</p> | <p>工事開始前から工事完了後1年間にわたり、地下水位の計測を行います。地下水位の低下等が発見された場合は、対策を検討し工事を進めていきます。また、周辺地域において井戸枯れ等の通報があった場合は適切に対応します。</p> |
| <p><景観></p> <p>評価指標は目黒区景観計画とし、予測・評価における景観形成基準などの対象には、煙突、工場棟のみでなく、外構、附属、付随するものを含めて評価すること。</p> | <p>「目黒区景観計画」を評価の指標としており、景観形成基準などの対象には、外構、附属、付随するものを含めることは理解しています。環境影響評価の段階において計画している施設等については評価の対象としています。</p> <p>したがって、評価書においては、目黒区景観形成基準に基づき建築物、工作物に対する基準を遵守する旨、追加します。</p> <p>なお、本事業の「景観形成基準」への適合について、既に目黒区の担当部署へ相談を行い、一定の了解を得ておりますが、今後、「目黒区景観計画」に基づく届出及び事前協議についても適切に対応します。</p> |
| <p><温室効果ガス></p> <p>当清掃工場から排出される二酸化炭素の低減にあたり、新工場の稼働後も、将来にわたり、さらなる研究を進め、技術革新にあわせて、随時、環境負荷を極力抑えたシステムへの更新を図られたい。</p> | <p>工場の稼働後も、最新技術の動向を注視し、可能な限り導入を検討し、環境負荷の低減に努めていきます。</p> |
| <p>その他の事項</p> <p><アスベスト></p> <p>平成18年9月以降、特定建築材料（吹付けアスベスト、アスベストを含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材）の定義が、「アスベスト含有率1重量%超え」から「0.1重量%超え」へと変更され、アスベストの規制が強化されている。</p> <p>評価書案での現況調査結果では、既存工場の煙突は平成17年10月、建築物は平成18年3月の調査をもって「石綿含有無し」としているが、規制強化前の調査であるため、より詳細な調査結果を示し、現行の法令で規定されている特定建築材料（0.1重量%超え）に該当していないことを明らかにすること。アスベスト含有量が0.1重量%を超えていた場合</p> | <p>現況調査では、平成17年及び18年の既存調査をもって飛散のおそれのある吹付け材等にアスベストは使用していないことは確認済みとしていますが、平成27年度に改めて調査を実施しており、年度内に結果が出る予定です。</p> <p>この調査では、現行の法令に基づき、吹付け材やアスベスト含有が懸念される建材等のアスベスト含有の有無について調査を行っています。評価書においては、調査の結果を記載内容に反映する予定です。</p> <p>なお、使用が確認された場合は、大気汚染防止法、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例及び廃棄物の処理及び清掃に関</p> |

6.2 事業段階関係区長の意見と事業者の見解

| 目黒区長の意見 | 事業者の見解 |
|---|--|
| <p>は、法令に従い、適正な手続きを行うこと。</p> <p>また、解体工事中に、あらたに飛散性アスベストが発見された場合は、直ちに作業を中止し、安全対策を講じるとともに区へ情報提供すること。なお、作業再開にあたっては、十分な安全対策をとるとともに、本調査の既存建物や施設等のアスベストに関する事前調査を確実にを行い、アスベストが確認された場合は、法令に従い適正な処理・処分を行うこと。</p> | <p>する法律に基づき、適切かつ確実に処分します。</p> <p>また、使用が確認された場合の調査内容及び処分方法等については、作業に着手する前に目黒区に報告します。</p> <p>解体工事中に新たにアスベストが発見された場合も同様に、法令等に基づき適切かつ確実に処分します。</p> |
| <p><放射性物質・放射線量></p> <p>解体工事前に実施する、ごみバンカ内の空間放射線量測定について、測定結果は随時区民へ情報提供すること。また、稼働後においては現在と同様に、排ガス、排水、灰等の放射能濃度及び敷地境界等の空間放射線率について引き続き測定を継続するとともに、区民から寄せられた不安や疑問等には、真摯に向き合い、丁寧な説明を講ずるよう努められたい。</p> | <p>解体工事に着手する前には、工場設備内各所の空間放射線量率を測定し、区民への情報提供を行います。</p> <p>今後は、東京電力福島第一原子力発電所の事故に由来する放射性物質の影響は低減すると考えますが、当面の間は引き続き測定するとともに、国の動向等を見ながら今後の対応を検討していきます。</p> <p>なお、区民の方々の不安や疑問には真摯に向き合い、丁寧な説明に努めます。</p> |
| <p><事後調査></p> <p>環境影響評価書で示した予測結果は、事後報告書で検証し、予測結果より悪化した項目については原因を究明した上で、必要な改善策を講じること。</p> | <p>環境影響評価書で示した予測結果については、工事の施行中及び工場稼働後に実施する事後調査において検証します。この検証において環境影響が予測結果を上回る場合はその理由等を明らかにするとともに、必要に応じて環境保全の措置等を講じます。この結果については事後調査報告書において明らかにします。</p> |

6.2.2 品川区長の意見と事業者の見解

| 品川区長の意見 | 事業者の見解 |
|--|---|
| <p>1. 大気汚染について 事業計画全体を通じ、より一層の環境保全対策に努めてください。</p> | <p>予測・評価にあたって工事の施行中及び工事の完了後に実施するとした環境保全の措置を確実に実施します。また、工事の実施においては工事の状況に応じてより一層の環境保全に努めるとともに、工事の完了後については、現工場より厳しい煙突排出ガスの自己規制値を設けて遵守するなど、環境への影響をさらに低減するように努めます。</p> |
| <p>2. 廃棄物について 建設廃材等の廃棄物の減量及びリサイクルに努めてください。</p> | <p>建設廃材の発生しない工法の採用や建設資材に再生品を利用するなど廃棄物の排出抑制に努めます。 なお、建設廃棄物については可能な限り再資源化を図ります。</p> |
| <p>3. その他 (1) 環境影響評価の実施にあたっては、最新の知見にもとづき、最適な予測評価を実施してください。</p> | <p>環境影響評価に係る調査、予測、評価については、平成26年に改定された最新の東京都環境影響評価技術指針に基づき実施しています。今後新たな合理的、客観的な科学的知見が公表・周知された場合は、その状況を踏まえ最適な予測評価を実施します。</p> |
| <p>(2) 事業の実施にあたっては、品川区関係部署と充分協議を行ってください。</p> | <p>事業の実施にあたっては、引き続き関係部署と十分協議を行っていきます。</p> |

7 その他

7.1 評価書案に係る見解書を作成した者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 : 東京二十三区清掃一部事務組合
代表者 : 管理者 西川 太一郎
所在地 : 東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号

7.2 評価書案に係る見解書を作成するに当たって参考とした資料の目録

- ・ 「東京長期ビジョン」(平成26年12月)
- ・ 「東京都環境基本計画」(平成20年3月)
- ・ 「東京都気候変動対策方針「カーボンマイナス東京10年プロジェクト」基本方針」(平成19年6月)
- ・ 「カーボンマイナス東京10年プロジェクト」施策化状況2012(平成24年3月)
- ・ 「東京都廃棄物処理計画」(平成23年6月)
- ・ 「東京都建設リサイクル推進計画」(平成20年4月)
- ・ 「東京地域公害防止計画」(平成24年3月)
- ・ 「東京都自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」(平成25年7月)
- ・ 「緑の東京計画」(平成12年12月)
- ・ 「緑の東京10年プロジェクト」基本方針(平成19年6月)
- ・ 「緑の東京10年プロジェクト」の施策化状況2012(平成24年3月)
- ・ 「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」(平成24年5月)
- ・ 「東京都景観計画」(平成23年4月)
- ・ 「目黒区基本構想」(平成12年10月)
- ・ 「目黒区基本計画」平成22(2010)年度～平成31(2019)年度(平成21年10月)
- ・ 「目黒区実施計画」(平成25年度～平成29年度)(平成25年3月)
- ・ 「目黒区環境基本計画」(平成24年3月)
- ・ 「目黒区地球温暖化対策推進実行計画」(平成21年4月)
- ・ 「目黒区地球温暖化対策地域推進計画」(平成20年3月)
- ・ 「目黒区都市計画マスタープラン」(平成16年3月)
- ・ 「目黒区景観計画」(平成24年4月(改定))
- ・ 「目黒区みどりの基本計画」(平成18年10月)
- ・ 「目黒区一般廃棄物処理基本計画」(平成19年3月)
- ・ 「目黒区総合治水対策基本計画」(平成22年5月)
- ・ 「一般廃棄物処理基本計画」(平成27年2月、東京二十三区清掃一部事務組合)
- ・ 「事業概要 平成26年版」(平成26年7月、東京二十三区清掃一部事務組合)
- ・ 「清掃工場等作業年報 平成21～25年版」(東京二十三区清掃一部事務組合)
- ・ 「都における温室効果ガス排出量総合調査(2011年度実績)」(平成26年3月、東京都環境局)

平成 27 年 12 月発行

| |
|-----------|
| 印 刷 物 登 録 |
|-----------|

| |
|-----------------|
| 平成 27 年度 第 64 号 |
|-----------------|

環境影響評価書案に係る見解書

－ 目黒清掃工場建替事業－

編集・発行 東京二十三区清掃一部事務組合 建設部
東京都千代田区飯田橋三丁目 5 番 1 号 東京区政会館 1 2 階
電話番号 03 (6238) 0915

印 刷 株式会社まこと印刷
東京都港区虎ノ門五丁目 9 番 2 号
電話番号 03 (5405) 2050